

戸田市環境基本計画 2021 改定版

戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）
戸田市気候変動適応計画



2026（令和8）年1月一部改訂

戸田市

2050 年ゼロカーボンシティとだ

近年、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により地球温暖化が進行し、世界では地球温暖化に起因する気候変動により、集中豪雨や台風などの自然災害が頻発・激甚化しており、生活環境を脅かしています。

2018年に公表されたIPCC(国際連合の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では「気温上昇を2°Cよりリスクの低い1.5°Cに抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されています。また、日本政府においても2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすこと」を宣言するなど、脱炭素化に向けた取組は急務となっています。

2023年7月、国連のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と警告しました。

将来世代も安心して暮らせる持続可能なまちづくりのためには、誰かが動くのを待つのではなく、一人ひとりが地球温暖化を「我が事」として捉え、脱炭素化の取組を加速しなければなりません。

戸田市は、市民・事業者と一丸となりオール戸田で「2050 年ゼロカーボンシティとだ」を目指していくことをここに表明いたします。

令和6(2024)年3月27日

戸田市長 菅原文仁

はじめに

本市は、都市近郊にあり、JR 埼京線や高速道路をはじめとする交通網の充実により利便性に優れている一方、豊かに流れる荒川や水と緑に囲まれた「彩湖・道満グリーンパーク」など、豊かな自然を身近に感じることもできる魅力あるまちです。



しかしながら、市内でも開発が進み、その自然環境は失われつつあり、住環境の改善と産業の両立が課題となっています。また、地球規模においては、近年、地球温暖化が原因とされる猛暑や豪雨などの気候変動の深刻化や生物多様性の損失、プラスチックごみによる海洋汚染等の私たちの生活に直接影響を及ぼす環境問題が顕在化しています。これらの課題に真剣に向き合い、かけがえのない地球環境を将来世代へ引き継いでいくことが私たちの責務であると考えております。

本市においては、2002（平成14）年の「戸田市環境基本計画」策定以降、社会情勢の変化に合わせて見直しを行い、環境の保全や創出に関する施策を展開してまいりました。2021（令和3）年3月には、2030（令和12）年度までの10年間を計画期間とした「戸田市環境基本計画2021」を策定しましたが、喫緊の課題である地球温暖化対策を更に強化し脱炭素化の動きを加速するため、この度、見直し時期を前倒して改定を行いました。さらに、2050（令和32）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

脱炭素社会の実現には、市民・事業者の皆様の積極的な参画が必要不可欠です。環境問題は私たちの普段の生活や事業活動に密接に関わるものであり、私たち一人ひとりの環境に優しい行動の積み重ねが大きな効果に繋がります。効果的な環境政策を推進し、市の目指す将来像「人・緑・水が輝き みんなでつくる環境都市 とだ」の実現を目指してまいりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2024年（令和6年）3月

戸田市長 菅原文仁

戸田市環境基本計画 2021【改定版】 目次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的	1
2. 計画の中間見直しの背景	1
3. 計画の位置づけ	6
4. 市の環境政策	7
5. 計画の期間	7
6. 計画の対象	8
7. 計画の推進主体	8
8. 計画の推進と進行管理	9

第2章 戸田市の環境の現状と課題

1. 戸田市の環境の現状	10
2. 戸田市の気候状況	18
3. アンケート調査結果	21
4. 戸田市環境基本計画 2021 の進捗状況	26
5. 中間見直しにおける課題と対応	30

第3章 計画の方向

1. 基本理念と目指す将来像	32
2. 基本目標	33
3. 2050 年脱炭素社会の実現に向けて	34

第4章 将来像実現のための基本施策

1. 計画の体系	42
2. 基本方針と基本施策	44
基本方針 1－1 脱炭素を推進し温室効果ガス排出削減を図る 【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】	45
基本方針 1－2 防災や保健衛生など分野連携により気候変動への適応を図る 【気候変動適応計画】	48
基本方針 2－1 3 R + Renewable を推進し資源の有効活用を図る	50
基本方針 2－2 ごみの適正処理と環境美化を図る	51
基本方針 3－1 自然環境の保全と創出により生き物の保護を図る	52
基本方針 3－2 まちづくりへの緑の活用を図る	54
基本方針 3－3 生活環境の保全を図る	54
基本方針 4－1 情報発信と機会づくりを通じて環境学習を進める	55
基本方針 4－2 環境保全活動を支援し活性化を図る	56

第5章 重点プロジェクトの展開

1. 重点プロジェクトについて	57
2. 各プロジェクトについて	60

第6章 地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

1. 基本的事項	84
2. 温室効果ガス排出量等に関する削減目標	85
3. 目標達成に向けた取組と進行管理	86
4. 取り組み事項	88

第7章 取組一覧

1. 取組一覧	93
---------	----

戸田市版プラスチック・スマートアクション	100
----------------------	-----

参考資料	104
------	-----

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

本計画は、市民や事業者との協働*のことで環境の保全や創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律*」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が定める地方公共団体地球温暖化対策実行計画、「気候変動適応法*」が定める地域気候変動適応計画を包括することで、「戸田市地球温暖化対策条例」の理念のもと、市域全体で進めていく地球温暖化*対策の方向性を示し、戸田市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することも目的とします。

2. 計画の中間見直しの背景

2021（令和3）年3月の計画策定以降、本市を取り巻く環境や社会情勢等が目まぐるしく変化しています。

気候変動*分野では、近年、災害・異常気象の頻発や気温上昇による熱中症*救急搬送者数の増加など、地球温暖化による気候変動の影響がすでに顕在化しています。このまま何も対策しなければ、埼玉県内でも今世紀末には平均気温が今世紀のはじめより最大4.3℃上昇するという予測結果が示されており、地球温暖化対策は「待ったなし」の課題となっています。

また、資源循環分野や自然環境分野においても、新たに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律*」の施行や「生物多様性国家戦略 2023-2030*」の策定が行われました。

年度	世界の動き（●）：国の動き（○）	埼玉県の動き	戸田市の動き
2021 (令和3)	<ul style="list-style-type: none">●IPCC が「第6次評価報告書」の第1、第2作業部会報告書を公表●G7 開催「30by30目標」約束○「地球温暖化対策推進法」改正○「地球温暖化対策計画」閣議決定○「気候変動適応計画」閣議決定○「第6次エネルギー基本計画」閣議決定	<ul style="list-style-type: none">・「埼玉県プラごみ0（ゼロ）アクション」展開を発表・「第3次埼玉県広域緑地計画」策定	<ul style="list-style-type: none">・戸田市気候変動適応センターを設置・戸田市職員フードドライブを開始・「戸田市災害廃棄物処理計画」策定
2022 (令和4)	<ul style="list-style-type: none">●IPCC が「第6次評価報告書」の第3作業部会報告書、統合報告書を公表●「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択○「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行○「生物多様性国家戦略 2023-2030」閣議決定	<ul style="list-style-type: none">・「第5次埼玉県環境基本計画」策定・「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を改正し、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明・「地球温暖化対策（適応策）の方向性」改正	<ul style="list-style-type: none">・埼玉版スーパー・シティプロジェクトへの参画・「戸田市 SDGs 未来都市計画」策定
2023 (令和5)	<ul style="list-style-type: none">○「第六次環境基本計画に向けた中間取りまとめ（案）」作成○「気候変動適応法」改正○「グリーンインフラ推進戦略 2023」策定○「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」改正	-	<ul style="list-style-type: none">・「戸田市環境基本計画 2021」改定・「戸田市版プラスチック・スマートアクション」策定

(1) 気候変動分野

① 脱炭素に向けた取組

国は、2020（令和2）年10月に「2050年カーボンニュートラル*（脱炭素*化）」を宣言し、2021（令和3）年4月に開催された気候サミット（首脳会議）では、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。2021（令和3）年6月には、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に2030（令和12）年までに行う取組・施策を中心に、工程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」が策定されました。こうした動きを踏まえ、2021（令和3）年10月に、新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、2030（令和12）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描きました。

埼玉県は、地球温暖化*の影響の深刻化や、国際社会や国等において脱炭素社会の実現に向けた動きが更に加速したことを受け、2023（令和5）年3月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を改正しました。「カーボンニュートラルが実現し、気候変動*に適応した持続可能な埼玉」を2050（令和32）年の目指すべき将来像とし、温室効果ガス削減目標を「2030（令和12）年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比46%削減」と引き上げました。

また、計画の推進・進行管理において各主体の役割を示し、市町村には「住民に身近な自治体として地域の自然的・社会的条件を生かし、主体的に地域に密着したきめ細かな対策を行っていくことが望まれる」とし、役割として、地方公共団体実行計画の策定及び推進、地球温暖化*対策の率先実行、地域に根ざした地球温暖化対策の調整、まちづくりの4点を定めています。

- ① 屋根置きなど**自家消費型の太陽光発電**
- ② **地域共生・地域裨益型再エネ**の立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達**と更新や改修時の**ZEB化誘導**
- ④ **住宅・建築物の省エネ性能**等の向上
- ⑤ **ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）**
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた**循環経済への移行**
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による**脱炭素型まちづくり**
- ⑧ 食料・農林水産業の**生産力向上と持続性の両立**

図 地域脱炭素ロードマップ 重点対策メニュー

出典：地域脱炭素ロードマップ概要（国・地方脱炭素実現会議）

② 気候変動適応法及び気候変動適応計画

国は、「気候変動適応法*」に基づいた「気候変動適応計画」を 2021（令和3）年 10 月に閣議決定しました。本計画では、7つの「基本戦略」を設定し、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進していくこととしています。

さらに、2023（令和5）年5月に「気候変動適応法」が改正され、今後起こり得る極端な高温も見据え、熱中症*の発生の予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じることで、熱中症対策を一層推進することを目的としています。また、自治体には、指定暑熱避難施設*の創設や熱中症対策普及団体の指定及び活用を行うことが求められています。

埼玉県は、2023（令和5）年3月に、国の「気候変動影響評価報告書」や気候変動*に関するモニタリング結果等を踏まえて、「地球温暖化対策（適応策*）の方向性」を改正しました。適応策については、6分野（農業・林業分野、水環境・水資源分野、自然生態系*分野、自然災害分野、健康分野、県民生活・都市生活分野）において取組を進めることにしています。



図 気候変動適応計画の概要

出典：気候変動適応計画について（環境省）

（2）資源循環分野

① 脱炭素に向けた取組

国は、「地球温暖化対策計画」において、カーボンニュートラル*の実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー*）への移行を加速するための工程表の検討を行うこととしており、2022（令和4）年9月に今後の方向性の部分を「循環経済工程表」として取りまとめました。「循環経済工程表」では、「プラスチック*において、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律*」に基づき、3R+Renewable*を推進することや、太陽光発電パネルのリユース・リサイクルを推進するための制度的対応を含めた検討、サステナブル・ファッショニ*の実現に向けて、新たなビジネスモデルや環境配慮設計等の推進などが方向性として示されました。

② プラスチック資源循環

国は、2021（令和3）年6月に、プラスチック*使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組みを促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を成立し、2022（令和4）年4月に施行しました。

本制度により、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民に周知するよう努めなければならないこととなっています。

埼玉県は、2021（令和3）年5月に「プラごみ0（ゼロ）アクション」を展開することを発表し、3つのアクション（県率先行動、産官民が連携したプラットフォームの設置、プラスチックごみを減らすライフスタイル*の実践）により、さらなるプラスチックごみの削減と循環利用を進めています。

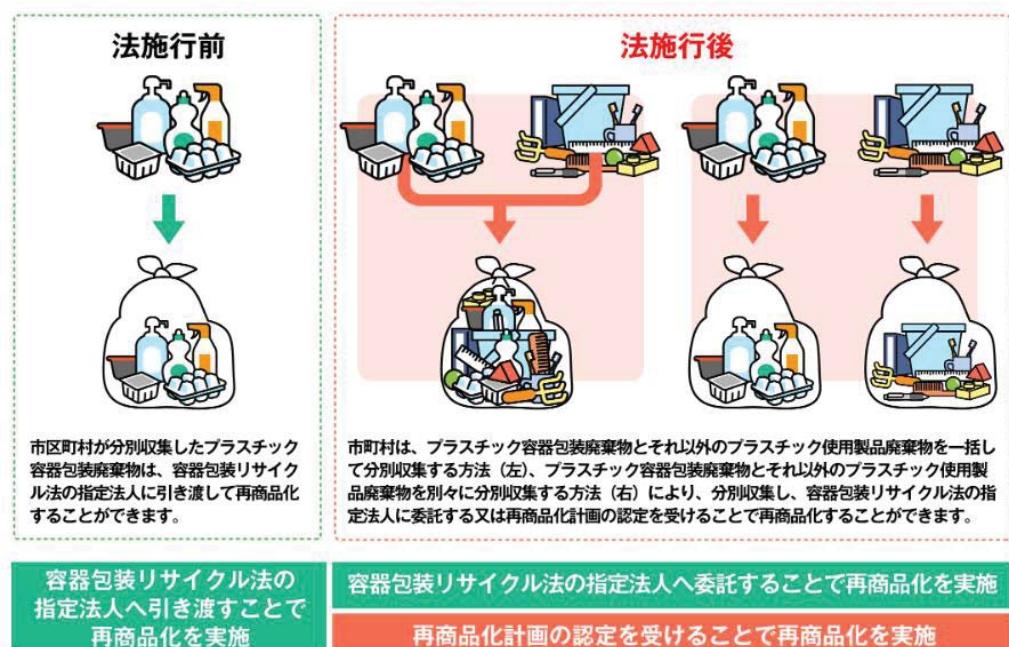


図 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化

出典：「プラスチック資源循環」ホームページ（環境省）

（3）自然環境分野

① 生物多様性国家戦略 2023–2030

国は、2023（令和5）年3月に「生物多様性国家戦略 2023–2030*」を閣議決定しました。この戦略は、生物多様性*分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ*」を掲げ、その実現のためのロードマップとして策定されています。

「2030年ネイチャーポジティブ」を達成するために、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系*として効果的に保全する「30by30*目標」を設定しています。「30by30目標」達成に向けて、地方公共団体には、保護地域の拡張や管理の質の向上、OECM*（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）として整理された地域の適切な管理が求められています。

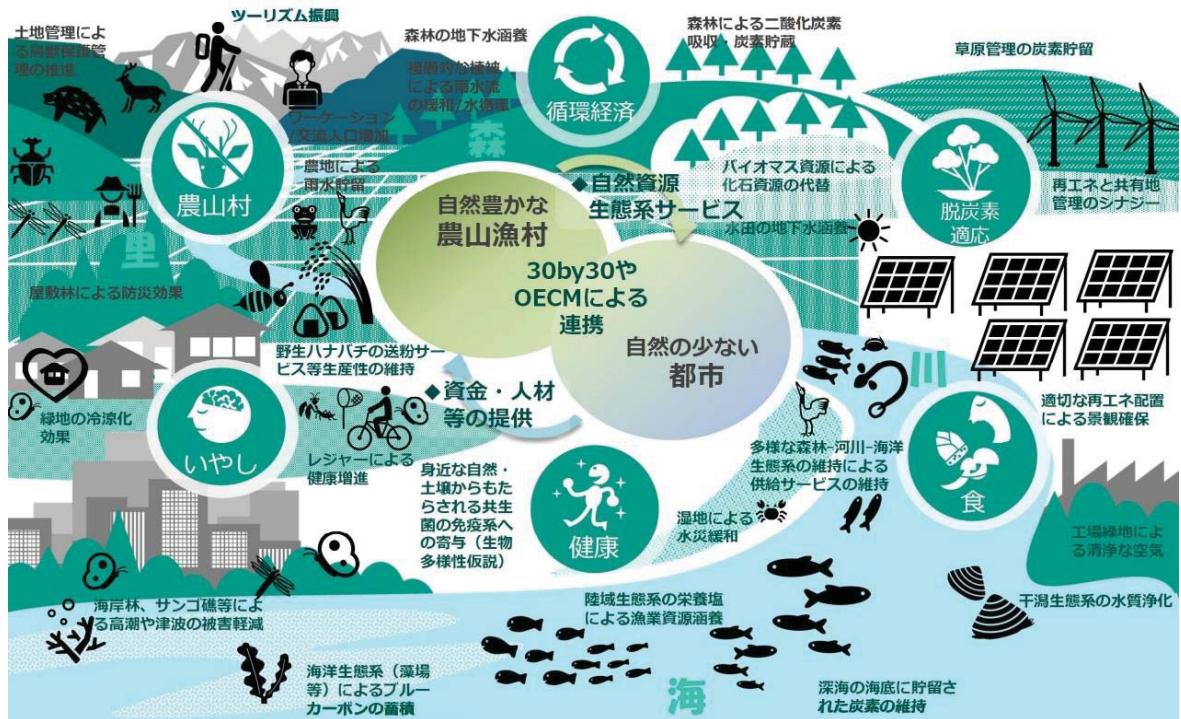


図 30by30 実現後の地域イメージ

出典：30by30 ロードマップ（環境省）

② 外来生物法

国は、2023（令和5）年4月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）の一部改正法案を施行しました。

改正法では、外来生物*対策を一層強化・推進し、安全・安心な国民生活と生態系*保全等の推進を目指しています。具体的には「国内への侵入防止のために緊急に対処が必要な外来生物（ヒアリ類を指定）の対策のための検査体制等の強化」、「既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物（アメリカザリガニやアカミミガメの指定）に対応する規定の整備」、「国と地方公共団体による防除の円滑化による防除体制の強化等」の取組みを掲げています。



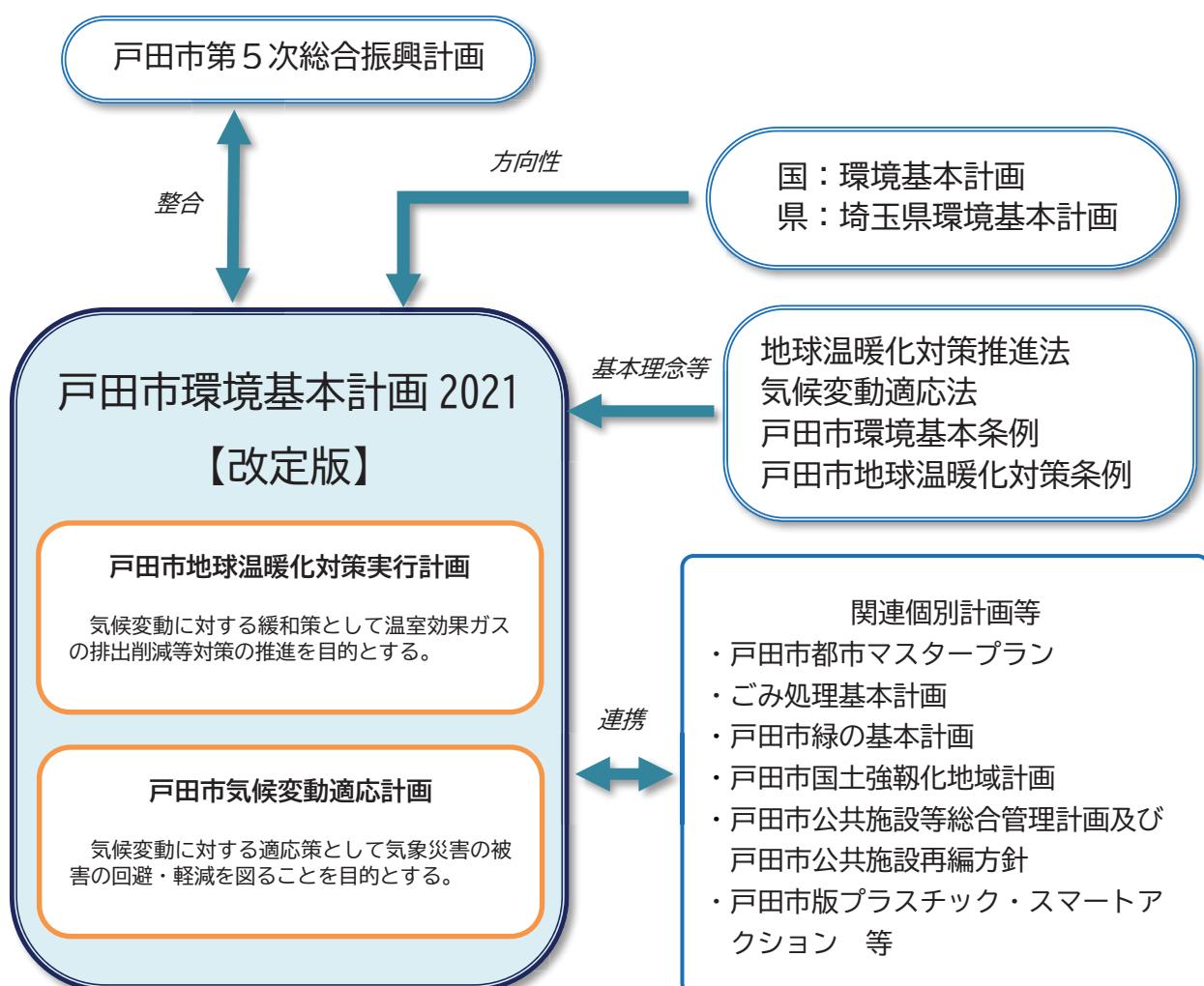
図 アカミミガメ・アメリカザリガニの規制の内容

出典：日本の外来種対策（環境省 自然局）

3. 計画の位置づけ

本計画は、戸田市環境基本条例、戸田市地球温暖化対策条例、地球温暖化対策推進法*、気候変動適応法*に基づき策定するものです。

また、「『このまちで良かった』みんな輝く 未来共創のまち とだ」の実現を目指して2030（令和12）年度までのまちづくりの指針を定めた戸田市第5次総合振興計画と整合性のある環境分野の計画として位置づけます。さらに、市の関連する個別計画と連携を図ります。



4. 市の環境政策

市は、2000（平成12）年4月に環境の保全や創造に関する基本理念などを示す「戸田市環境基本条例」を施行、2009（平成21）年12月には温室効果ガス排出削減に向けた「戸田市地球温暖化対策条例」を制定し、それらに基づく「戸田市環境基本計画」と「戸田市地球温暖化対策実行計画」により、環境に関する取組の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

本計画の前計画となる、2021（令和3）年3月策定の「戸田市環境基本計画2021」では、「戸田市環境基本計画」に「戸田市地球温暖化対策実行計画」を包括し、一体的に市の環境施策を推進してきました。

2000 年度	2002 年度	2007 年度	2009 年度	2011 年度	2013 年度	2016 年度	2021 年度	2023 年度
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

○戸田市環境基本条例施行

○戸田市地球温暖化対策条例制定



5. 計画の期間

「戸田市環境基本計画 2021」は、計画期間を2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間としています。本計画は、「戸田市環境基本計画 2021」の中間見直しとして、計画期間を2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。



6. 計画の対象

本計画は、市域全域を対象とします。

対象範囲は、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の身近な生活環境から、それらを取り巻く河川、緑、生態系*等の自然環境、廃棄物等の資源循環、さらには地球規模の環境問題である地球温暖化*対策や気候変動*対策、エネルギー対策等まで幅広く捉えます。

また、よりよい環境づくりを推進していくためには市民・事業者との協働*が欠かせないことから、環境学習や情報発信等の仕組みづくりも対象とします。

さらに、戸田市を訪れる人や通過する人に、環境への負荷の低減に努め、市が実施する環境の保全や創出に関する施策に協力するよう求めていきます。

分 野	内 容
気候変動	地球温暖化、気候変動、エネルギー（公共交通含む）、気象災害、熱中症*、感染症、ヒートアイランド現象* など
資源循環	ごみ、資源化、適正処理、食品ロス*、プラスチック*ごみ、環境美化など
自然環境・生活環境	緑、水、生き物、大気、土壤、騒音、振動、悪臭、有害鳥獣 など
環境学習	環境学習・教育、普及・啓発、協働・連携 など

7. 計画の推進主体

様々な環境の課題を克服し、基本理念や環境像を実現していくためには、市民・事業者・市の各主体が自主的に行動するとともに、互いに連携・協働していくことが不可欠です。

そのため、計画推進の主体は市民・事業者・市とします。

8. 計画の推進と進行管理

(1) 推進体制

① 戸田市環境審議会

戸田市環境基本条例第25条の規定に基づき、知識経験者、市民、事業者などにより構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項、環境の保全や創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項について調査審議を行います。

② 庁内組織

市は、計画の推進、施策の実施にあたり、戸田市地球温暖化対策推進委員会等の庁内組織を活用して、担当課との調整・連携と計画の進行管理を図ります。

環境基本計画主管課は、市民、市民団体、事業者との情報共有や庁内における関係各課との連絡調整を行うとともに、最新の環境情報を収集し適切な情報提供を行います。

③ 国・県等との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応について、国や県、他自治体等との連携により、広域的な視点から対策を図ります。

④ 市民・事業者の参加

計画推進に必要不可欠な市民・事業者の参加を進めるため、環境を軸とした市民・団体など様々な人たちが集まる「とだ環境ネットワーク」や市民・事業者等で構成され地域における地球温暖化*対策の推進組織である「戸田市地球温暖化対策地域協議会」を支援します。

(2) 進行管理

① PDCA*サイクルの運用

本計画の進行管理は、「戸田市環境マネジメントシステム*」などに基づき、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Act)のサイクルにより、毎年度、施策の点検と施策・事業の進め方の改善を図り、終了年度である2030(令和12)年度に計画の見直しを行うこととします。

② 指標による点検・評価

本計画は、主要な取組をまとめた各重点プロジェクト(第5章)を対象に、事業の状況や指標の進捗状況、目標値の達成状況などにより、計画の進捗を点検・評価します。なお、計画の進捗状況や社会情勢などを考慮して、指標や目標値の見直しの必要が生じた場合は、計画期間中であっても本計画の見直し等を検討します。

③ 環境報告書等による公表・評価

市は、毎年度、計画の進捗や市内環境の状況について、環境審議会に報告するとともに、「戸田市の環境」や市のホームページ等を通じて市民等に公表します。寄せられた市民の意見などは、施策の立案や推進に反映させていきます。

第2章 戸田市の環境の現状と課題

1. 戸田市の環境の現状

（1）戸田市の概況

戸田市は埼玉県の南部にあり、荒川を境に東京都と接し、街中の豊かな緑、戸田ボートコース（戸田漕艇場）、親子で遊べる広い公園や憩いの場など、水と緑あふれる潤いのあるまちです。

江戸時代には中山道の要衝「戸田の渡し」が置かれて舟運などで栄え、現在は鉄道や道路の利便性に優れています。人口約14万人の住宅都市であるとともに、印刷関連産業や食品製造産業、物流加工産業が集積する産業都市でもあります。

面積、位置	面積 18.19km ² 。北部でさいたま市と蕨市、東部で川口市、荒川を境に、西部で朝霞市と和光市、南部で東京都と隣接する。
自然環境	荒川により形成された低地の平坦な地形。市の西側から南側を荒川が流下し、笛目川と菖蒲川が荒川に注ぐほか、緑川、上戸田川、さくら川などが流れる。
人口等	約14万人、約6万8千世帯が常住し、人口の流動性が高く、人口、世帯数とも増加傾向にある中で、高齢化率も増加傾向にある。
土地利用	全域が都市計画区域で、市街化区域 73.6%、市街化調整区域 26.4%。荒川沿いには、広大な河川敷、荒川第一調節池*（彩湖）、旧流路を利用した彩湖・道満グリーンパークをはじめ、荒川親水公園、荒川運動公園、戸田公園、戸田ポートコースなどがあり、市を特徴づける憩いの場となっている。
交通	JR 埼京線（戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅）、国道17号、国道17号新大宮バイパス、国道298号、首都高速道路、東京外かく環状道路など

地理的概況

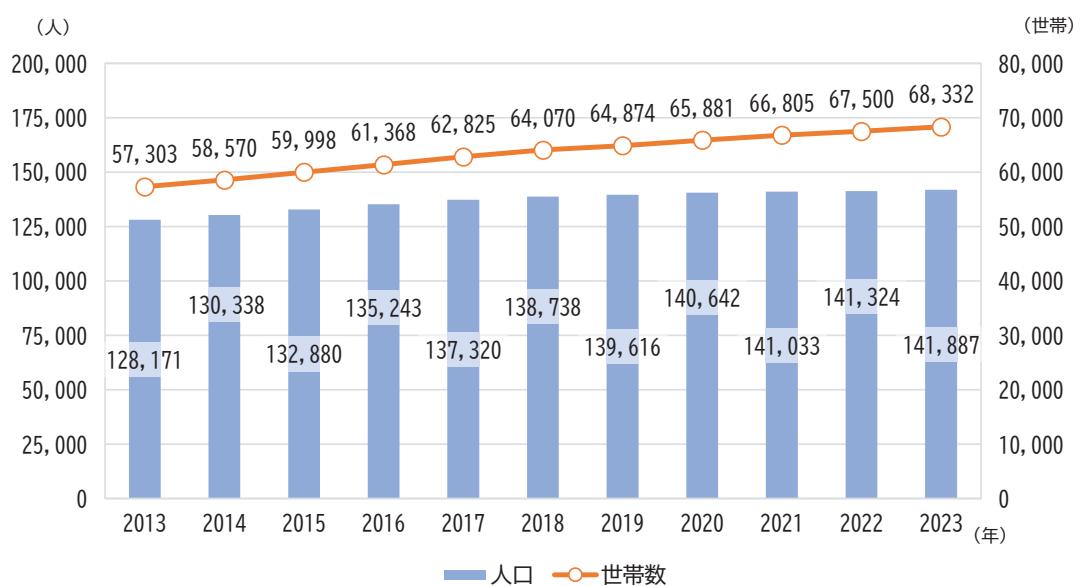


(2) 社会的概況

① 人口と世帯数

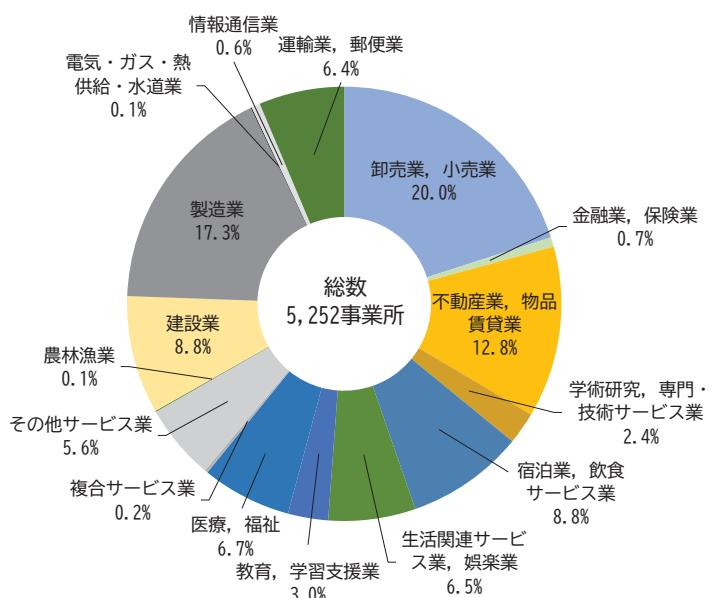
人口と世帯数は2013（平成25）年以降、増加傾向であり、2023（令和5）年は人口が141,887人、世帯数が68,332世帯となっています。

第2期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の将来展望によると、2023（令和5）年の約14.2万人から2050（令和32）年～2055（令和37）年頃に15.7万のピークを迎え、その後は緩やかに減少していく見込みです。また、人口構造は年少人口及び生産年齢人口の割合が減少し、老人人口の割合が増加していく見込みです。



② 産業

2016（平成28）年時点で5,252の事業所があり、その20.0%が卸売業、小売業です。次いで、17.3%で製造業、12.8%で不動産業、物品賃貸業の順となっています。その他にも様々な業種の事業者が存在し、多種多様な産業があります。



(3) 気候変動分野

① 部門別エネルギー消費量

本市のエネルギー消費量は、2013（平成25）年度以降、増減を繰り返しながら横ばいで推移し、2020（令和2）年度は8,236TJで、2013（平成25）年度に比べて約3.6%減少しています。

部門別にみると、業務その他部門、家庭部門、運輸部門が減少しているのに対し、産業部門は増加しています。

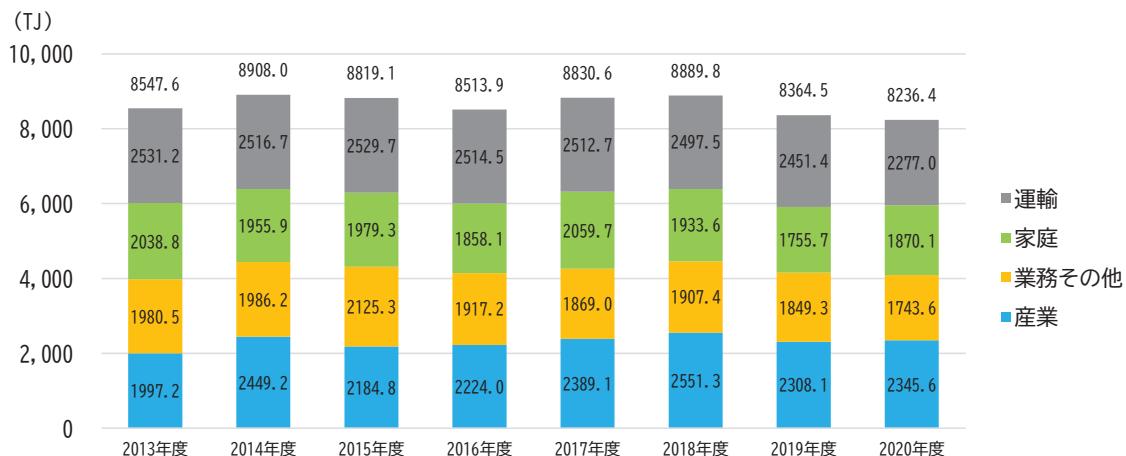


図 部門別エネルギー消費量の推移

出典：埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」を基に作成

② 温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度以降、減少傾向で推移し、2020（令和2）年度は725.5千t-CO₂で、2013（平成25）年度に比べて約13.9%減少しています。

部門別にみると、業務その他部門、家庭部門、運輸部門が減少しているのに対し、産業部門、廃棄物部門は増加しています。

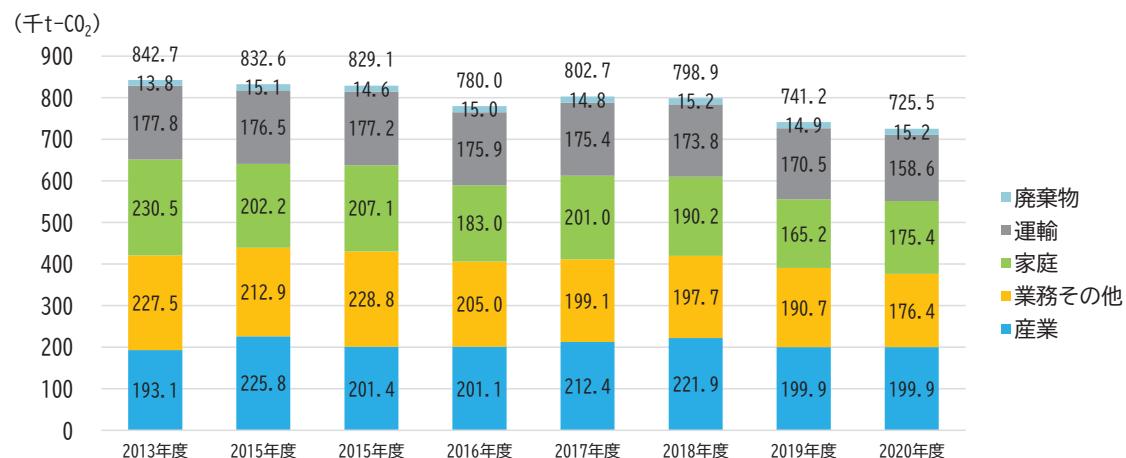
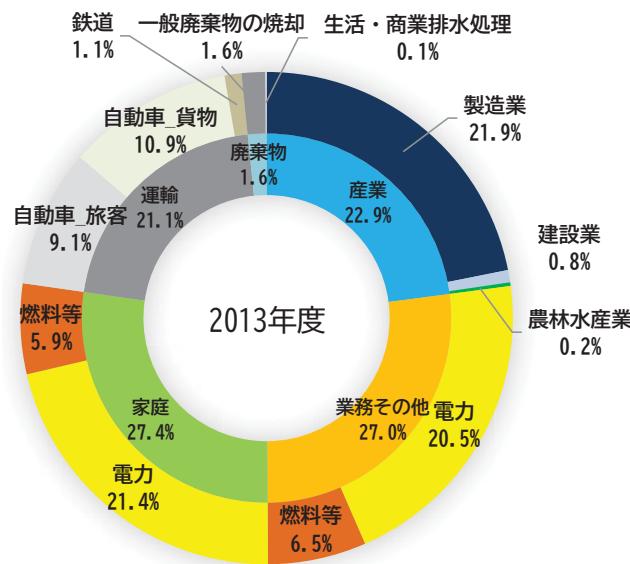


図 温室効果ガス排出量の推移

出典：埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」を基に作成

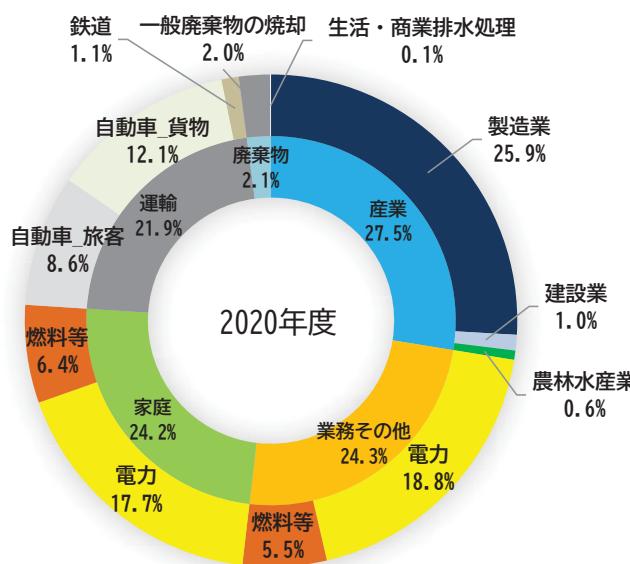
2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量の内訳は、2013（平成25）年度と比較して、業務その他部門及び家庭部門は全体における比率が減少していますが、産業部門・運輸部門・廃棄物部門の全体における比率は増加しています。

■2013（平成25）年度



部門	2013年度 排出量	比率
産業	農林水産業	2.0
	建設業	6.8
	製造業	184.3
業務その他	電力	193.1
	燃料等	54.4
家庭	電力	227.5
	燃料等	50.0
運輸	自動車_旅客	180.5
	自動車_貨物	92.2
	鉄道	9.3
廃棄物	一般廃棄物の焼却	177.8
	生活・商業排水処理	13.2
		0.5
		0.1%
		13.7
	合計	842.7
		100.0%

■2020（令和2）年度



部門	2020年度 排出量	比率
産業	農林水産業	4.4
	建設業	7.4
	製造業	188.0
業務その他	電力	199.9
	燃料等	40.0
家庭	電力	176.4
	燃料等	136.5
運輸	自動車_旅客	128.7
	自動車_貨物	46.7
	鉄道	62.7
廃棄物	一般廃棄物の焼却	87.8
	生活・商業排水処理	8.1
		158.6
		1.1%
		2.0%
		0.4
	合計	0.1%
		15.2
		2.1%
	合計	725.5
		100.0%

図 温室効果ガス排出量の内訳

出典：埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」を基に作成

③ 再生可能エネルギー導入量（累計）

再生可能エネルギー*導入量（累計）は、2022（令和4）年度に 10,899kW で、2014（平成26）年度から 62.9% 増加しています。

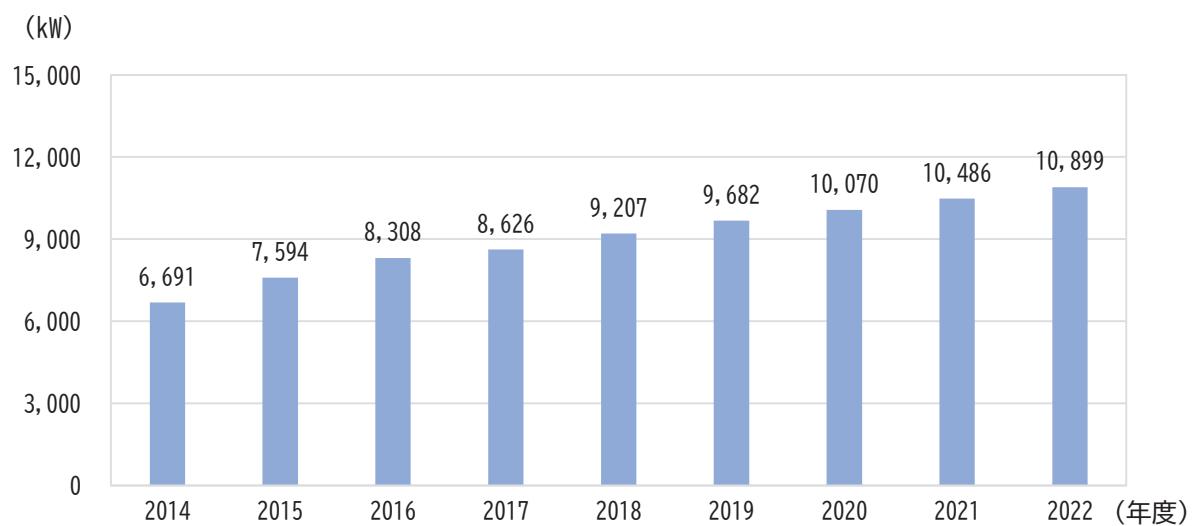


図 再生可能エネルギー導入量（累計）の推移

出典：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト
「B表 市町村別認定・導入量」を基に作成

(4) 資源循環分野

① ごみ排出量

本市のごみ排出量は、2013（平成25）年度以降、増減を繰り返しながら横ばいで推移し、2021（令和3）年度は44,018tで、2013（平成25）年度に比べ、約1.2%減少しています。種類別にみると、不燃物、廃土等、資源物は減少しているのに対し、粗大ごみはほぼ横ばい、2013（平成25）年度比では可燃物は増加していますが、近年は減少傾向にあります。

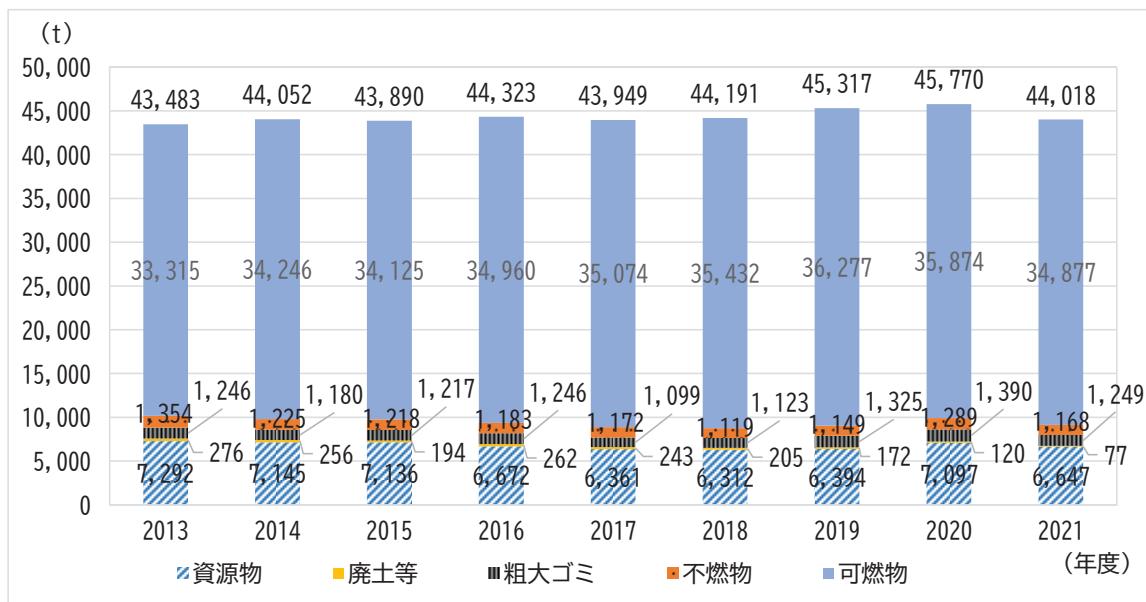


図 ごみ排出量の推移

出典：「統計とだ」を基に作成

② 市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率

市内で排出された一般廃棄物*のリサイクル率は、増減を繰り返しながら横ばいで推移し、2021（令和3）年度は19.50%となっています。

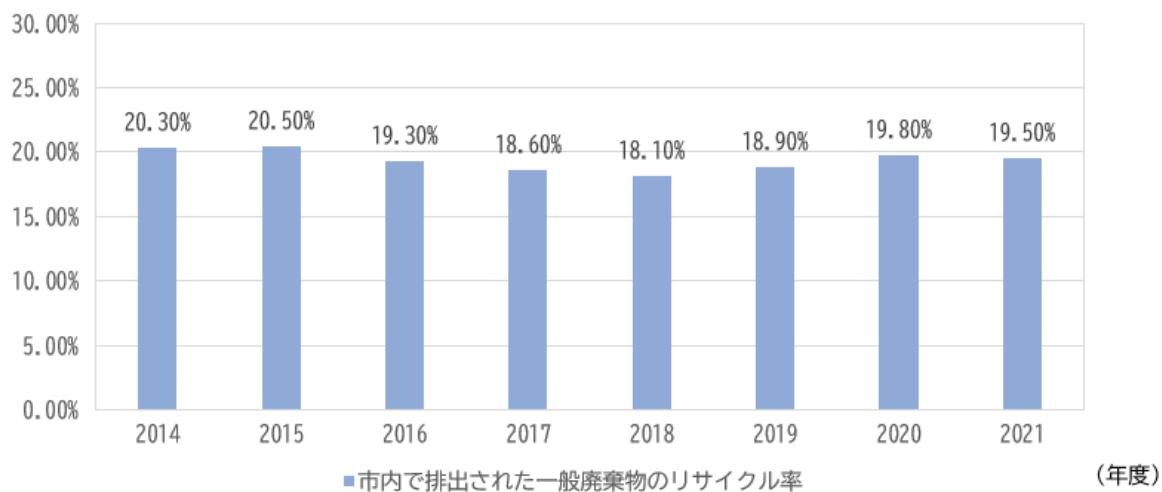


図 市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率の推移

出典：「戸田市の環境」を基に作成

(5) 自然環境・生活環境分野

① 緑地面積と緑被率

本市の緑地面積は、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度に減少したものの、2019（令和元）年度は566.3haで、2010（平成22）年度と同程度に回復しました。

緑被率*は、市街化区域、緑化推進重点地区とともに2010（平成22）年度から2014（平成26）年度に減少し、2019（令和元）年度に増加しましたが、2010（平成22）年度と比べると、概ね横ばいで推移しています。

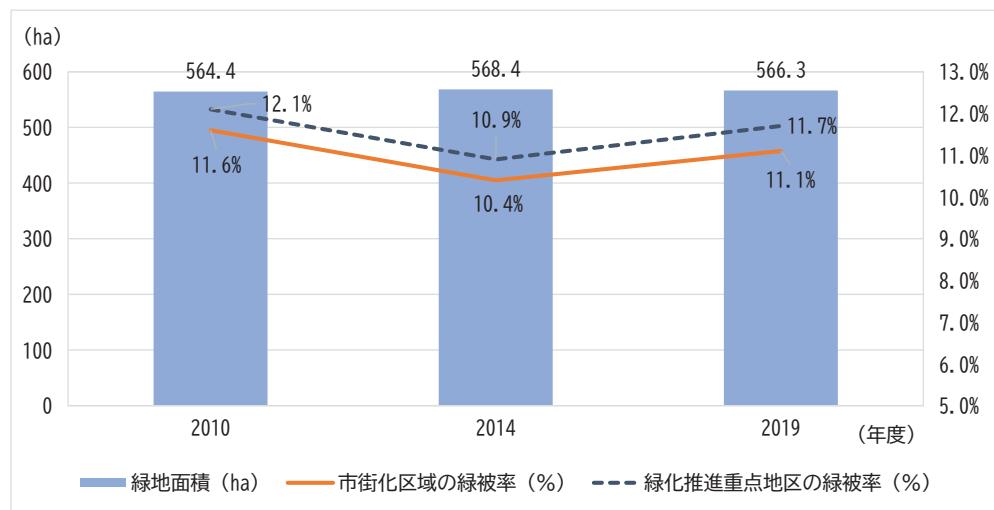


図 緑地面積と緑被率の推移

出典：「戸田市の環境」を基に作成

② アライグマの捕獲頭数

アライグマは天敵がなく、強い繁殖力を持っていることから人家に住み着く等の生活被害が発生しています。本市では、2012（平成24）年度に初めてアライグマ1頭を捕獲して以降、捕獲数は増加傾向にあります。

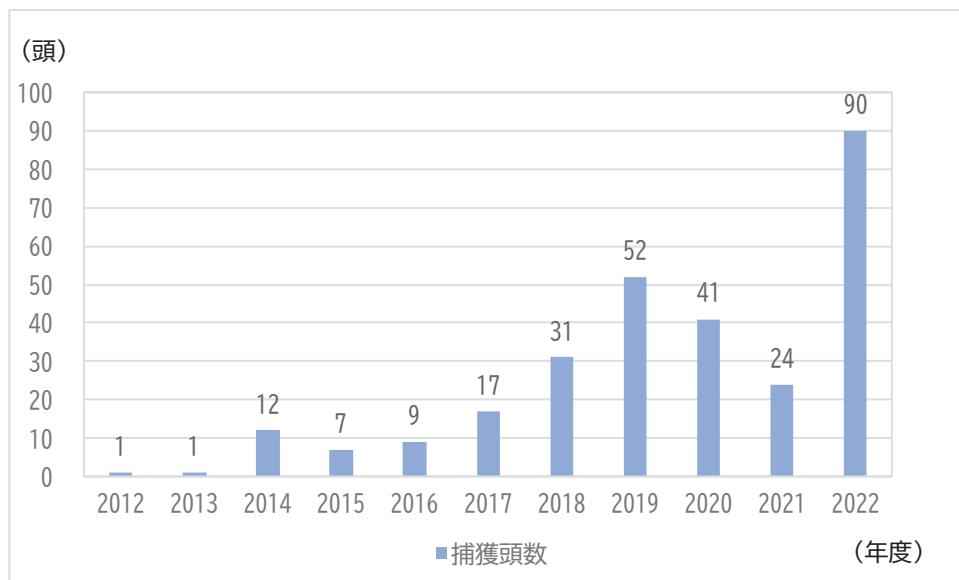
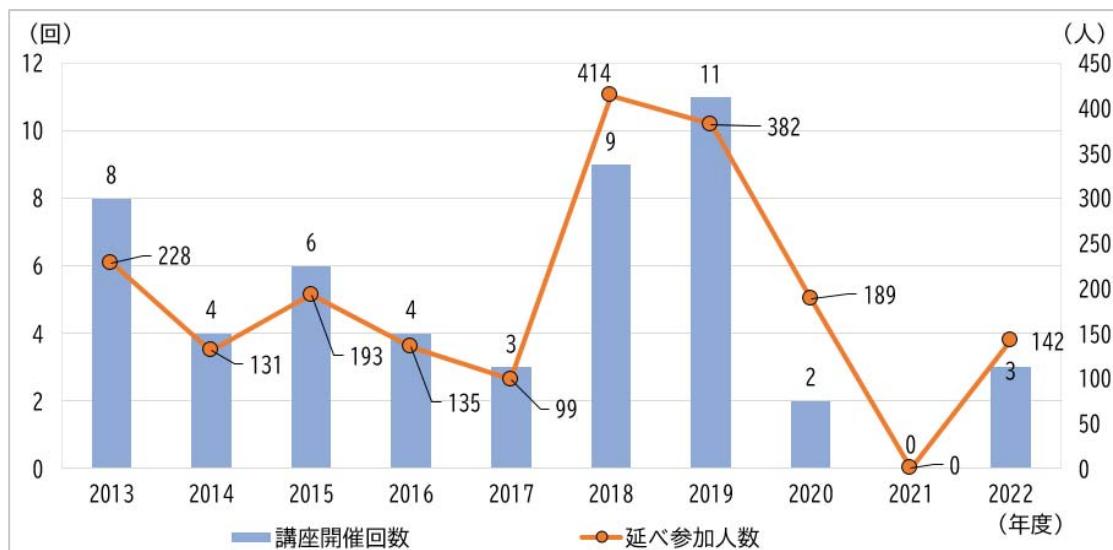


図 アライグマ捕獲頭数の推移

(6) 環境学習分野

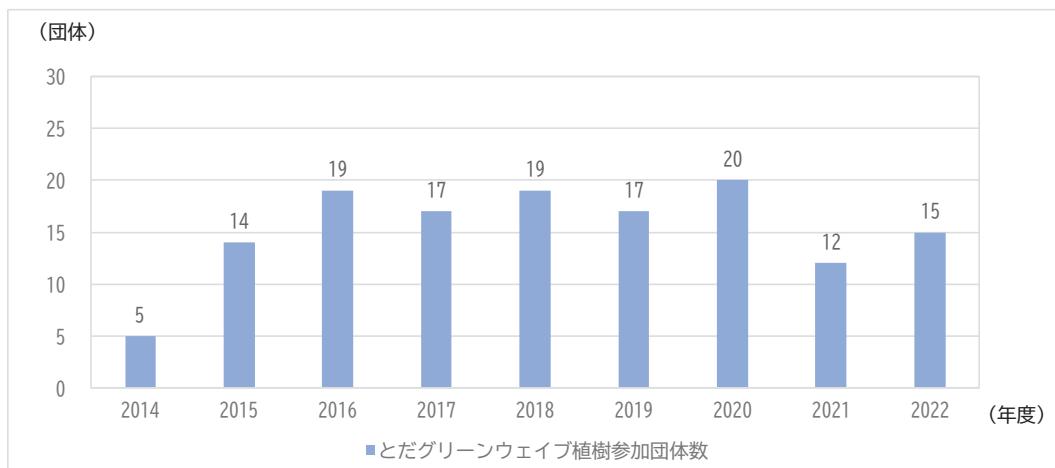
① 環境出前講座利用実績

とだ環境ネットワークにおいて開催している環境出前講座の利用実績の推移をみると、2013（平成25）年度と比べ、2019（令和元）年度までは、開催回数、延べ参加人数ともに増加していましたが、2020（令和2）年度以降は新型コロナウィルス感染症の影響により実施回数が減少しました。



② とだグリーンウェイブ植樹参加団体数

とだグリーンウェイブ植樹参加団体数の推移をみると、2015（平成27）年度以降増減を繰り返していますが、参加団体数は2014（平成26）年度から増加しています。



2. 戸田市の気候状況

(1) 平均気温

アメダスさいたま観測所の過去45年間（1978（昭和53）年～2022（令和4）年）の平均気温は上昇傾向にあり、直近30年間で約1.3℃上昇しています。最高気温は、2018（平成30）年7月に同観測所での観測史上最も高い39.3℃を記録しました。

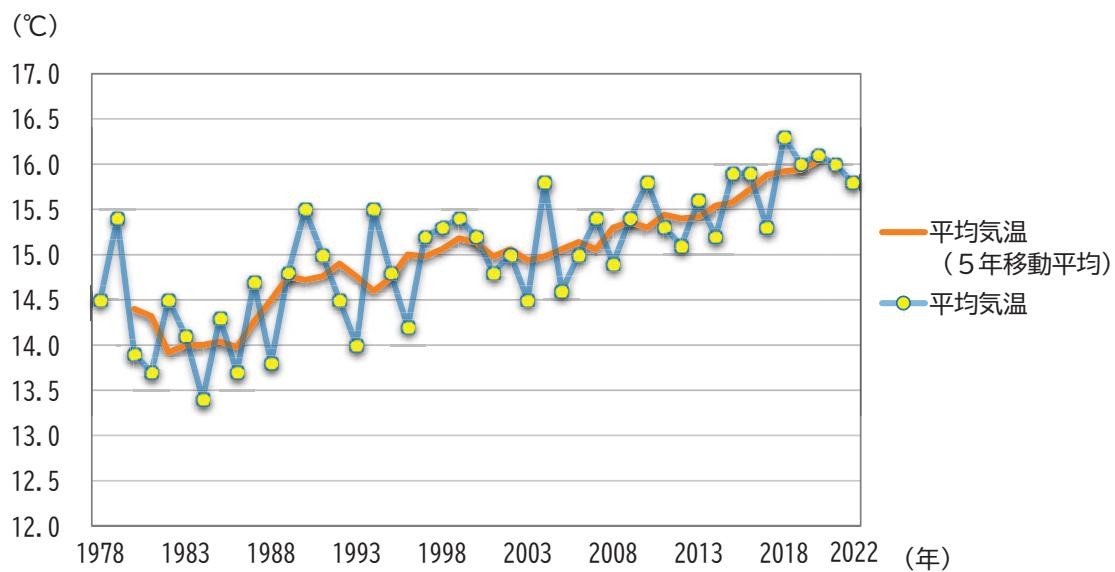


図 アメダスさいたま観測所の平均気温の推移

出典：気象庁データ（アメダスさいたま観測所）を基に作成

(2) 真夏日・猛暑日

アメダスさいたま観測所の過去45年間（1978（昭和53）年～2022（令和4）年）の真夏日*・猛暑日*の日数は上昇傾向にあります。2022（令和4）年の真夏日日数は67日、猛暑日日数は19日でした。

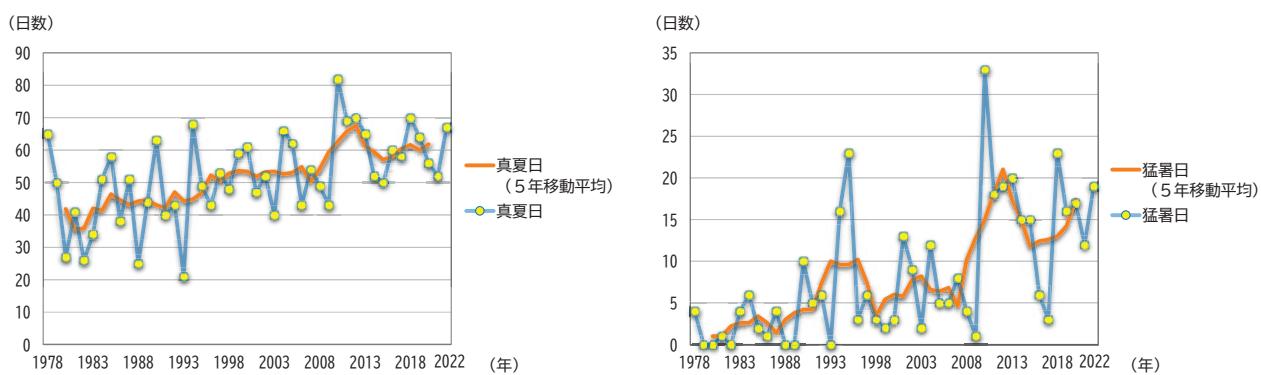
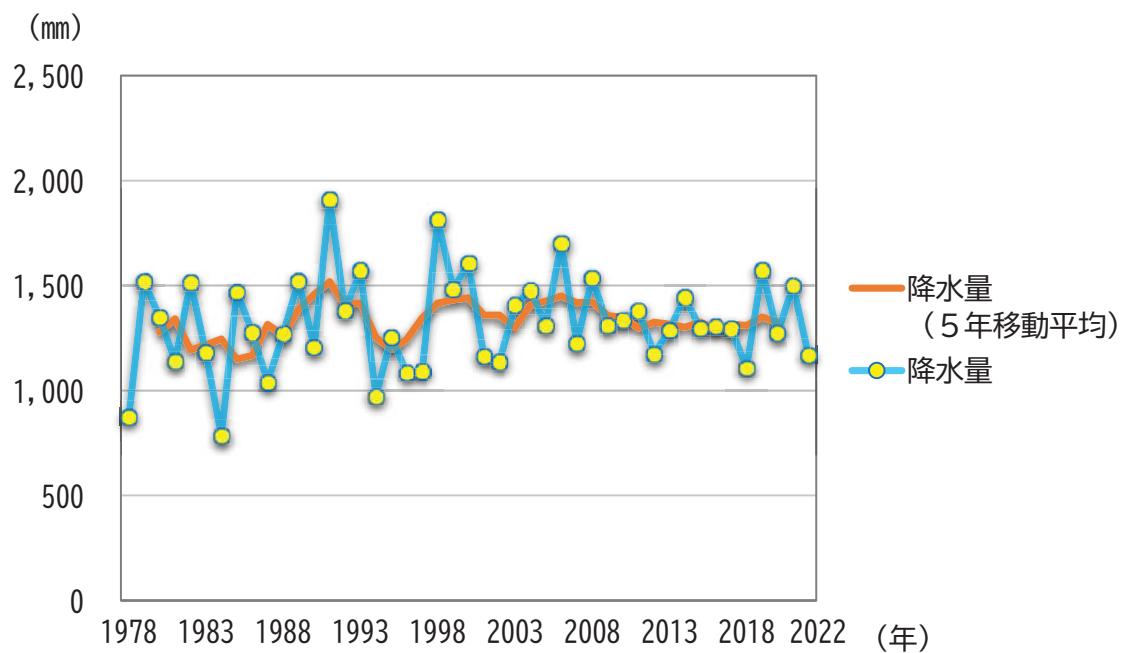


図 アメダスさいたま観測所の真夏日・猛暑日の推移

出典：気象庁データ（アメダスさいたま観測所）を基に作成

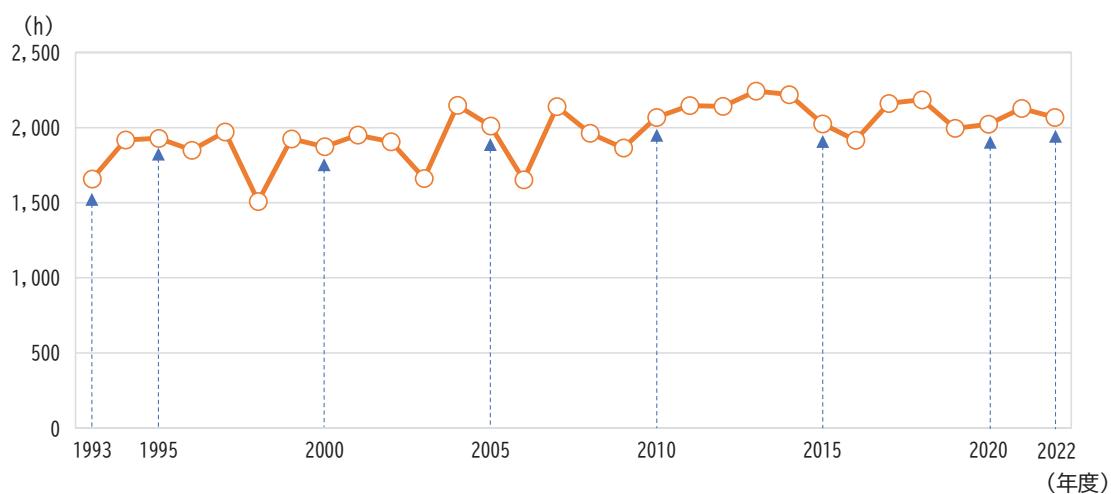
(3) 降水量

アメダスさいたま観測所の過去45年間（1978（昭和53）年～2022（令和4）年）の降水量に明瞭な増減傾向はみられません。



(4) 日照時間

アメダスさいたま観測所の過去30年間分（1993（平成5）年～2022（令和4）年）の気象データに基づいて算出した1年間の日照時間は、過去30年間分の平均で1,975時間となっています。



(5) 風速

アメダスさいたま観測所の過去 30 年間分（1993（平成 5）年～2022（令和 4）年）の気象データに基づいて算出した月別平均風速は、2 月、3 月が 1 年の中で風速が大きくなっていますが、風力発電に必要とされる風速（5.5m/s）の半分以下の値です。

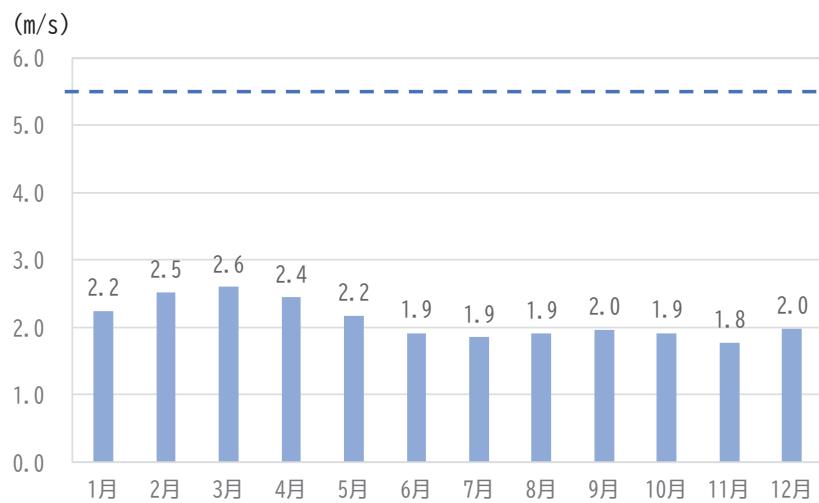


図 アメダスさいたま観測所の月別平均風速

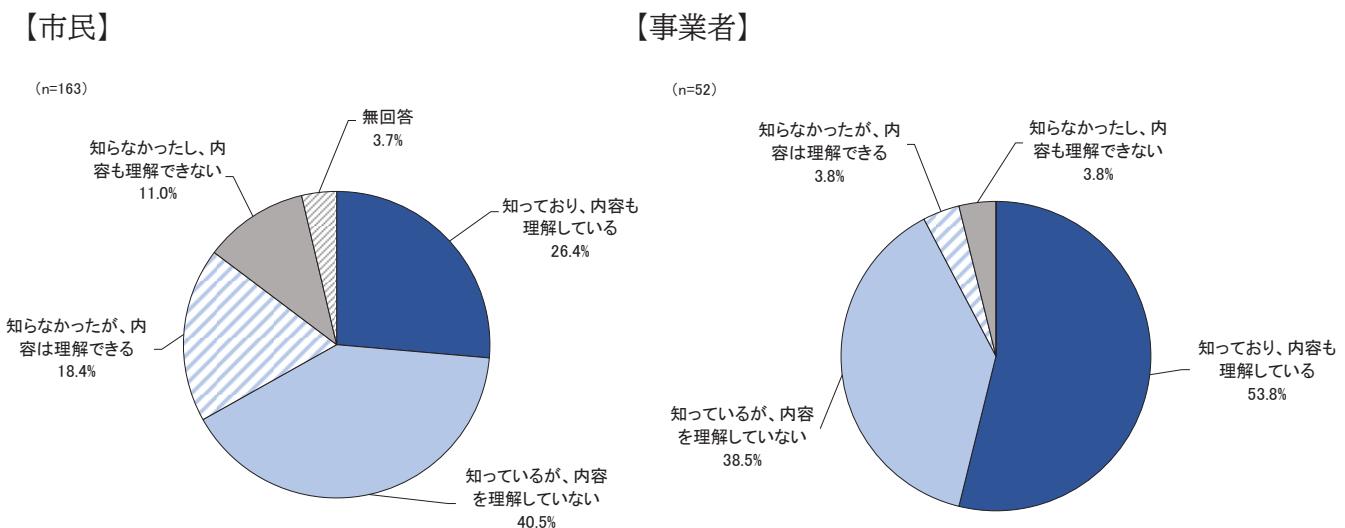
出典：気象庁データ（アメダスさいたま観測所）を基に作成

3. アンケート調査結果

令和5（2023）年度に、市民を対象とした「環境に関する市民アンケート調査（配付600件、回収163件）」、事業者を対象とした「地球温暖化防止・脱炭素化に関する事業者アンケート調査（配付200件、回収52件）」を実施し、市民の環境に関する考え方や取り組み、事業者の地球温暖化*防止・脱炭素*化に関する考え方や取り組みを把握しました。

（1）国のカーボンニュートラル宣言について

国のカーボンニュートラル*宣言について、「知っており、内容も理解している」が市民では26.4%、事業者では53.8%となっており、市民の約7割、事業者の約5割は国のカーボンニュートラル宣言の認知度が十分ではない状況です。脱炭素社会を実現するためには、市民・事業者・市が一丸となって取り組んでいく必要がありますので、市民・事業者の理解や意識を高めるために周知などの取組を実施していくことが重要です。



(2) 気候変動の影響について

市民アンケートにおいて、身の回りで気候変動*の影響が既に現れていると感じるものは、「夏の猛暑、冬の暖冬」が最も多く、次いで「極端な豪雨の増加」、「熱中症*などの暑熱障害」の順となっており、気象災害対策や熱中症対策などの取組を推進していく必要があります。また、市民が気候変動の影響を自分ごとと捉え、影響に対して自ら備えができるよう、認識を高めるための啓発を行っていくことが重要です。

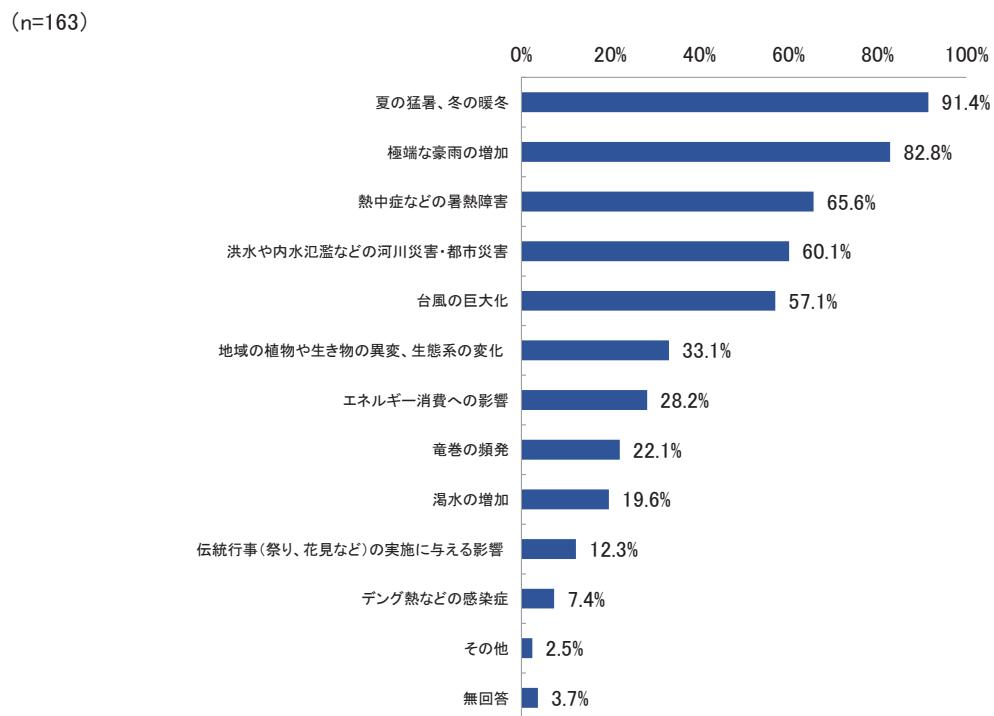


図 身の回りで気候変動の影響が既に現れていると感じるもの（市民）

(3) 地球温暖化防止に関する市民の取り組みについて

地球温暖化*防止に関する市民の取り組み状況について、「実施している。今後も継続する」が最も多かった項目は、「食べ残しをしない、必要以上に食料品を買わない」でした。次いで、「レジ袋などごみになるものを買わない・貰わない」、「マイボトル（水筒など）の利用や給水スポットの活用」の順となっています。

「実施していない。今後実施したい。」が最も多かった項目は、「地球温暖化防止に向けた取り組みや活動に参加する」でした。次いで、「地球温暖化や地球温暖化防止について学習や情報収集をする」、「再生可能エネルギー*により発電された電力への切り替え」の順となっています。

特に「実施していない。今後実施したい。」が多い項目について、行動のきっかけとなる事業や既存の補助制度の周知、補助制度の新設を実施するなど後押しをするための施策を展開していくことが重要です。

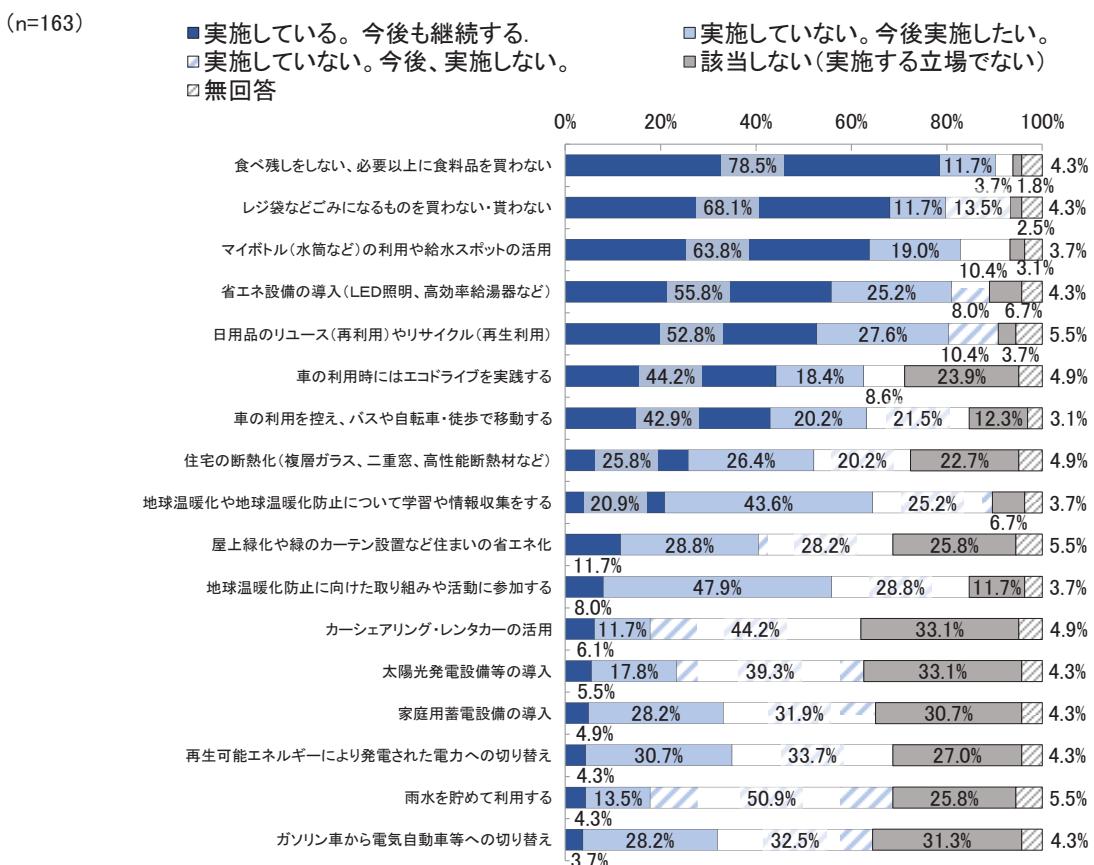


図 地球温暖化防止に関する取り組み状況と今後の取り組みの意向（市民）

(4) 市民や事業者が市に求める地球温暖化に関する取組

市民アンケートにおいて、今後、戸田市に特に力を入れてほしいと思う取組は、「気候変動*がもたらす気象災害への対応」が最も多く、次いで「都市機能の集積や公共交通機関の利便性の向上による低炭素*都市づくり」、「省エネ*家電や断熱効果のある複層ガラス、太陽光発電などの環境に配慮した機器の建築物への導入支援」の順となっています。

事業者アンケートにおいて、今後、特に必要な公的支援は、「補助金（設備投資・研究開発等）金融支援」が最も多く、次いで「情報提供」、「金融支援」、「企業間連携支援」の順となっています。

この結果より、市民が安心して暮らすことができるよう災害等への適応施策を拡充することが重要です。また、脱炭素*社会実現に向けた施策の展開、周知・情報提供を実施することが重要です。

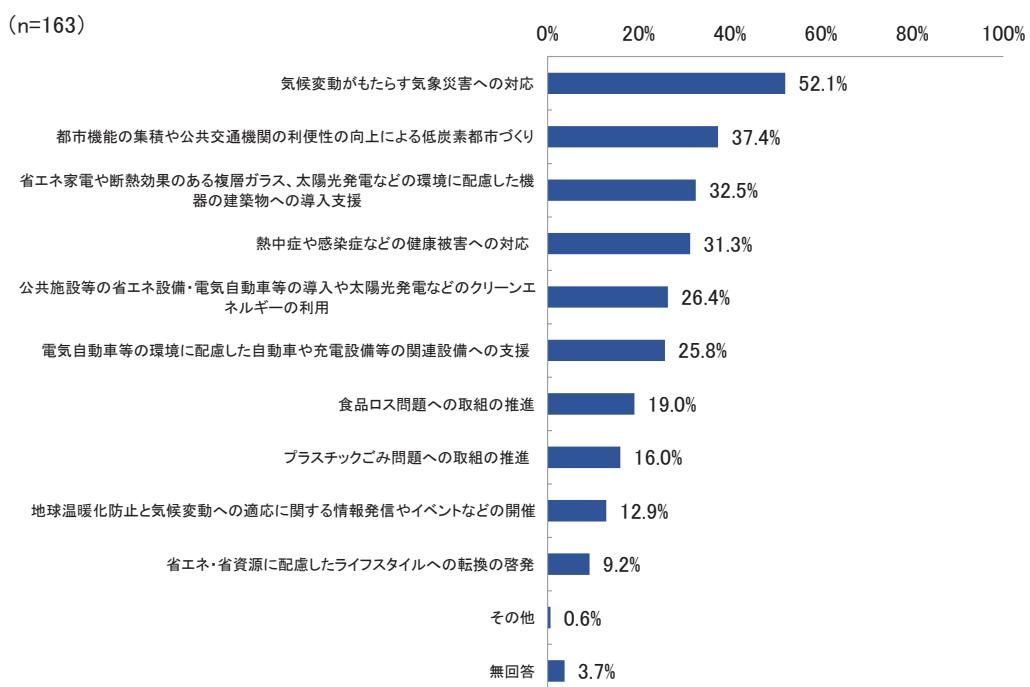


図 今後、戸田市に特に力を入れてほしいと思う取組（市民）

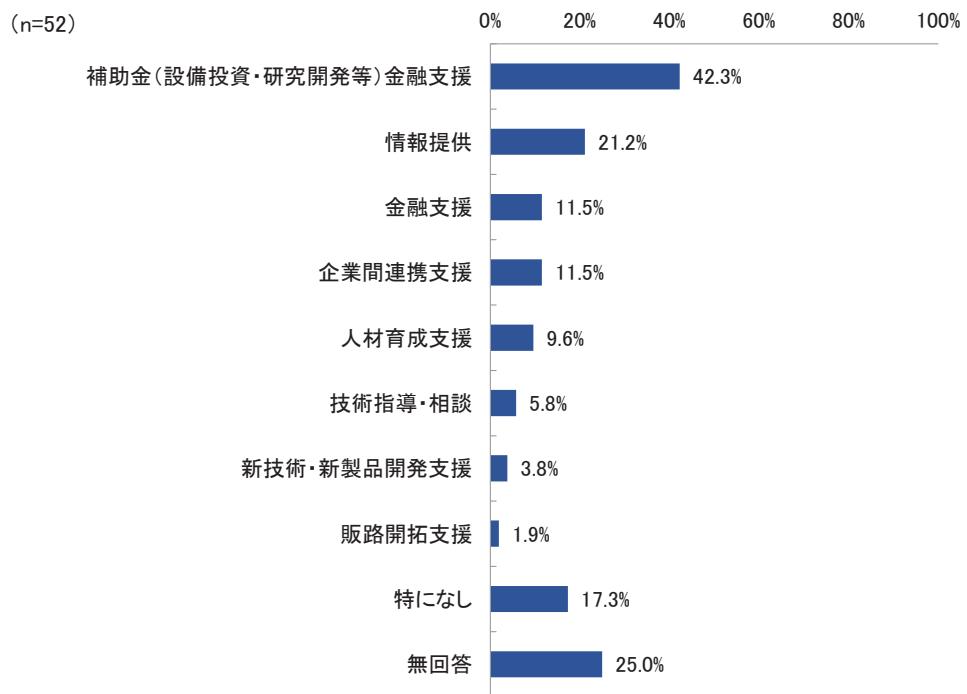


図 今後、特に必要な公的支援（事業者）

4. 戸田市環境基本計画 2021 の進捗状況

(1) 脱炭素・気候変動適応プロジェクト

【緩和策】

項目	基準 (年度)	実績	目標	
		2022 (令和4) 年度	2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度
市域の温室効果ガス*排出量 (削減率)	842,679t-CO ₂ ※1 (2013(平成25))	13.9% (2020(令和2))	13%	26%
環境配慮型システム等 設置費補助実績	153 件 (2019(令和元))	150 件	160 件	170 件
電気自動車等導入費補助実績 (EV*・PHV*・FCV*)	16 件 (2019(令和元))	19 件	20 件	25 件
自転車通行空間の整備	7.35km (2019(令和元))	11.49km	14.25km	18.5km
コミュニティバス*「toco」の 年間利用者数	367,996 人 (2018(平成30))	305,333 人	370,000 人	※2
市事務事業の温室効果ガス 排出量 (削減率)	11,528t-CO ₂ (2013(平成25))	8.5% (10,546 t-CO ₂)	27.9%	40%
公用車への電気自動車導入 実績 (割合)	3% (1台) (2019(令和元))	3% (2台)	10% (4台)	20% (7台)

・ 市域の温室効果ガス排出量 (削減率) は、13.9%と目標に対し順調に推移しています。
 ・ 環境配慮型システム等設置費補助実績は、150 件と概ね横ばいになっています。
 ・ 電気自動車等導入費補助実績 (EV・PHV・FCV) は、19 件と着実に増加しています。
 ・ 自転車通行空間の整備は、11.49km と目標値に対して着実に増加しています。
 ・ コミュニティバス「toco」の年間利用者数は、305,333 人と減少しています。
 ・ 市事務事業の温室効果ガス排出量 (削減率) は、8.5%と緩やかに減少しています。
 ・ 公用車への電気自動車導入実績 (割合) は、3%と横ばいになっています。

※1 埼玉県が調査・公表している「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書」の最新結果に合わせて、前計画の基準となる数値を変更しています。また、各種統計データの修正や算定方法の見直し等により、さらに取りまとめた数値が再計算されたため、本計画の基準となる温室効果ガス排出量の数値と異なっています。

※2 「コミュニティバス「toco」の年間利用者数」の 2030 (令和12) 年度目標値は、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画の目標設定時に設定を行います。

【適応策】

項目	基準 (年度)	実績	目標	
		2022 (令和4) 年度	2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度
自主防災会に防災士*がいる割合	63.8% (2019(令和元))	72%	100%	※1
さくら川護岸改修整備率	46.8% (2019(令和元))	49.2%	60.1%	※1
雨水整備率 (※2)	72.0% — (2019(令和元))	72.4% —	73.5% 16.5ha	※1

・ 自主防災会に防災士がいる割合は、72%と着実に増加しています。
 ・ さくら川護岸改修整備率は、49.2%と増加しています。
 ・ 雨水整備率は、72.4%と着実に増加しています。

※1 「自主防災会に防災士がいる割合」、「さくら川護岸改修整備率」と「雨水整備率」の 2030 (令和 12) 年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画の目標設定時に設定を行います。

※2 下水道（雨水）の整備率及び整備予定面積（土地区画整理事業区域は除く）

（2）身近なエコ・資源循環推進プロジェクト

項目	基準 (年度)	実績	目標	
		2022 (令和4) 年度	2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度
国民運動「COOL CHOICE (クールチョイス*)」の啓発回数 (国民運動「デコ活*」に移行)	新規事業	4回	2回以上	2回以上
市内から出たごみの 1人1日当たりの排出量	895g (2019(令和元))	855g	680g	※3 (2027(令和9) : 661g)
市内で排出された 一般廃棄物*のリサイクル率	18.1% (2018(平成 30))	18.7%	23.5%	※3 (2027(令和9) : 25%)
530 運動*におけるごみの 回収量	16,460kg (2018(平成 30))	14,900kg	16,460kg 以下	※4
市内で発生した不法投棄*の 件数	1,298 件 (2019(令和元))	1,420 件	1,298 件以下	※4

・ 国民運動「COOL CHOICE (クールチョイス)」の啓発回数は、4回と順調に推移しています。
 ・ 市内から出たごみの1人1日当たりの排出量は、855gと減少しています。
 ・ 市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率は、18.7%と増加しています。
 ・ 530 運動におけるごみの回収量は、14,900kgと着実に減少しています。
 ・ 市内で発生した不法投棄の件数は、1,420 件と増加しています。

※3 「市内から出たごみの1人1日当たりの排出量」と「市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率」については、関連計画のごみ処理基本計画の最終目標が 2027 (令和 9) 年度であるため、2030 (令和 12) 年度値については新たに目標設定を行う際に検討します。

※4 「530 運動におけるごみの回収量」と「市内で発生した不法投棄の件数」の 2030 (令和 12) 年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画の目標設定時に設定を行います。

(3) 水循環・生物多様性保全プロジェクト

項目	基準 (年度)	実績	目標	
		2022 (令和4) 年度	2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度
緑地面積	568.43ha (2014(平成26))	566.30ha ^{※1} (2019(令和元))	※2	概ね570ha
市街化区域の緑被率*	10.38% (2014(平成26))	11.07% ^{※1} (2019(令和元))	※2	概ね15%
緑化推進重点地区の緑被率	10.93% (2014(平成26))	11.68% ^{※1} (2019(令和元))	※2	概ね16%
下水道整備普及率	92.9% (2019(令和元))	96%	96.7%	※3
BOD*環境基準*達成率	38% (2019(令和元))	63.8%	44%	50%以上

・ 緑地面積は、566.30haと概ね横ばいとなっています。
 ・ 市街化区域の緑被率は、11.07%と着実に増加しています。
 ・ 緑化推進重点地区の緑被率は、11.68%と着実に増加しています。
 ・ 下水道整備普及率は、96%と着実に増加しています。
 ・ BOD環境基準達成率は、63.8%と2022(令和4)年度の時点で目標を達成しています。

※1 2019(令和元)年度のデータを用いて2020(令和2)年度に算出した値。5年に1度の算出のため直近のデータを使用。

※2 「緑地面積」、「市街化区域の緑被率」、「緑化推進重点地区の緑被率」については、関連計画の戸田市緑の基本計画で2025(令和7)年度の目標値設定がないため、最終目標のみ設定します。

※3 「下水道整備普及率」の2030(令和12)年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画の目標設定時に設定を行います。

(4) 環境交流プロジェクト

① イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

項目	基準 2019(令和元)年度	実績	目標	
		2022 (令和4) 年度	2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度
とだ環境フェアの参加者数	274 人	248 人	300 人	330 人
河川イベント参加者数	1,533 人	2,000 人	1,698 人	1,836 人
とだグリーンウェイブ植樹 参加団体数	17 団体	10 団体	23 団体	28 団体

・ とだ環境フェアの参加者数は、248 人で基準年度に比べて減少しています。
 ・ 河川イベント参加者数は、大幅に増加しています。
 ・ とだグリーンウェイブ植樹参加団体数は、10 団体で基準年度に比べて減少しています。

② 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

項目	基準 2019(令和元)年度	実績	目標	
		2022 (令和4) 年度	2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度
環境出前講座の実施回数	11 回	3 回	13 回	15 回
彩湖自然学習センター授業の 実施校数	12 校	12 校	12 校	12 校
自然学習講座の実施回数	31 回	32 回	35 回	35 回

・ 環境出前講座の実施回数は、3回（小学校1校、保育園2園）で基準年度に比べて減少しています。
 ・ 彩湖自然学習センター授業の実施校数は、12校で横ばいとなっています。
 ・ 自然学習講座の実施回数は、32回と着実に増加しています。

③ 協働・連携による環境保全の推進

項目	基準 2019(令和元)年度	実績	目標	
		2022 (令和4) 年度	2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度
共創のまちづくり補助金による 支援団体数	新規事業	5 団体	4 団体	4 団体
地域通貨戸田オール*を活用した 環境団体や環境に係る事業を 実施した団体数	4 团体	3 团体	4 团体	4 团体

・ 共創のまちづくり補助金による支援団体数は、5団体と2022（令和4）年度で目標を達成しています。
 ・ 地域通貨戸田オールを活用した環境団体や環境に係る事業を実施した団体数は、3団体と減少しています。

5. 中間見直しにおける課題と対応

（1）「2050年ゼロカーボンシティ」実現に向けた、脱炭素施策の追加・拡充

- ・ 国は、2030（令和12）年度までに温室効果ガス46%削減（2013（平成25）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。
- ・ こうした動きを踏まえ、本市においても「2050年ゼロカーボンシティ」実現に向けた、区域及び市の事務事業における脱炭素*施策・取組の追加・拡充、指標、目標の見直しが必要です。

（2）近年、激甚化する気象災害等気候変動への適応施策の拡充

- ・ 前計画策定以降も、災害・異常気象の頻発や気温上昇による熱中症*救急搬送者数が増加しています。
- ・ 市民アンケート調査結果では、地球温暖化*防止と気候変動*への適応に関する取組の中で、今後、市に特に力を入れてほしいと思う取組として、「気候変動がもたらす気象災害への対応」が最も多く挙げられています。
- ・ グリーンインフラ*など、気候変動の緩和と適応に寄与する施策の追加・拡充が必要です。

（3）資源循環分野等における、前計画策定以降の動きへの対応

- ・ 前計画策定以降、新たに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。
- ・ 本市では、2023（令和5）年度にプラスチック*ごみの削減を企図した「プラスチック・スマートアクション*」を策定しており、本計画においても、プラスチックごみの削減につながる施策・取組を追加・拡充し、整合を図ります。

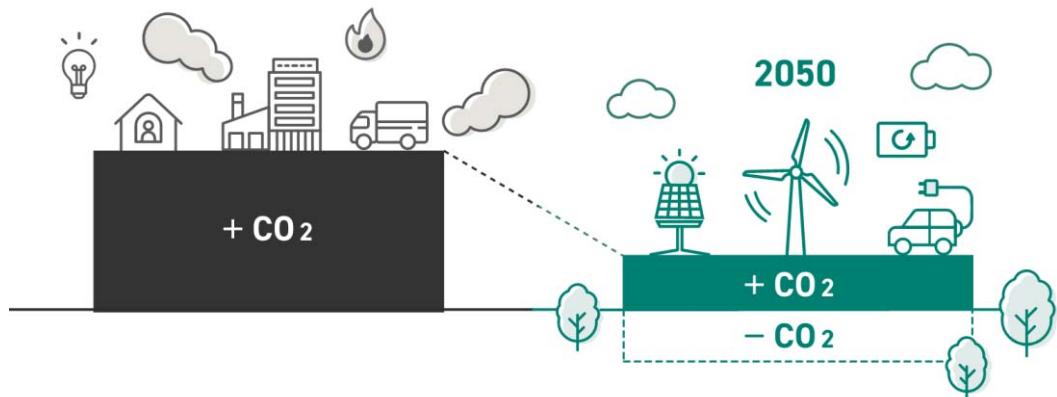


脱炭素を軸とした施策・事業・目標の強化

脱炭素とは

脱炭素*とは、地球温暖化*の原因である二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの排出を大幅に削減して実質ゼロとすることです。私たちが生活する上で温室効果ガス排出を完全になくすことはできないため、「排出量」*から、植林、森林管理などによる「吸収量」*を差し引いて、合計を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル*」の考え方が主流となっています。

*ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。



出典：脱炭素ポータル（環境省）

第3章 計画の方向

1. 基本理念と目指す将来像

(1) 基本理念

環境基本条例第3条に基づき、本計画の基本理念を次のとおりとします。

基本理念

- ・ 環境の保全及び良好な環境の創出、その継承による良好な環境の享受
- ・ 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ・ 国際的視野と協力に基づく、地域の取組による地球環境の保全の積極的推進
- ・ 各主体の適正な役割分担に基づく取組の推進

(2) 目指す将来像

荒川のほとりに発展した住宅都市という本市の特性と、良好な環境を形成しながら将来世代へ引き継いでいくという考えに基づき、目指す将来像を次のとおりとします。

目指す将来像

人・緑・水が輝き みんなでつくる環境都市 とだ

2. 基本目標

目指す将来像に向けて、環境政策の分野別に、基本目標を次のように設定します。

基本目標 1 【気候変動分野】

地球温暖化防止と気候変動への適応に取り組むまち

地球温暖化*と気候変動*が進んでおり、その影響は、生活の安心・安全を脅かすほどの大気象災害などの形で身近にも現れてきています。

そのため、地球温暖化の防止（緩和策*）と気候変動の影響やリスク*への適応（適応策*）に取り組んでいくまちを目指します。

基本目標 2 【資源循環分野】

資源を大切に繰り返し使い、環境をきれいに保つまち

これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動が、世界各地での環境汚染や自然破壊、地球温暖化などの様々な環境問題につながっています。また、地域レベルでは、廃棄物の処理において環境への負荷が生じています。

そのため、資源を大切にして無駄を減らし、循環的な利用を行うとともに、環境をきれいに保つまちを目指します。

基本目標 3 【自然環境・生活環境分野】

心豊かに快適に暮らせる、自然環境と調和したまち

自然の豊かさを表す生物多様性*は、気候変動と並ぶ地球規模の環境問題の主要テーマです。本市では、荒川の水辺が生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない資源となっています。また、良好な空気や水の質、静けさは、心豊かで快適な暮らしと良好な自然環境のどちらにとっても前提となるものです。

そのため、河川の水質汚濁や自動車の排気ガス、事業所からの騒音・振動などの公害の防止を図りながら、都市環境と自然環境が調和したまちを目指します。

基本目標 4 【環境学習分野】

みんなが環境を学び、環境の保全に取り組むまち

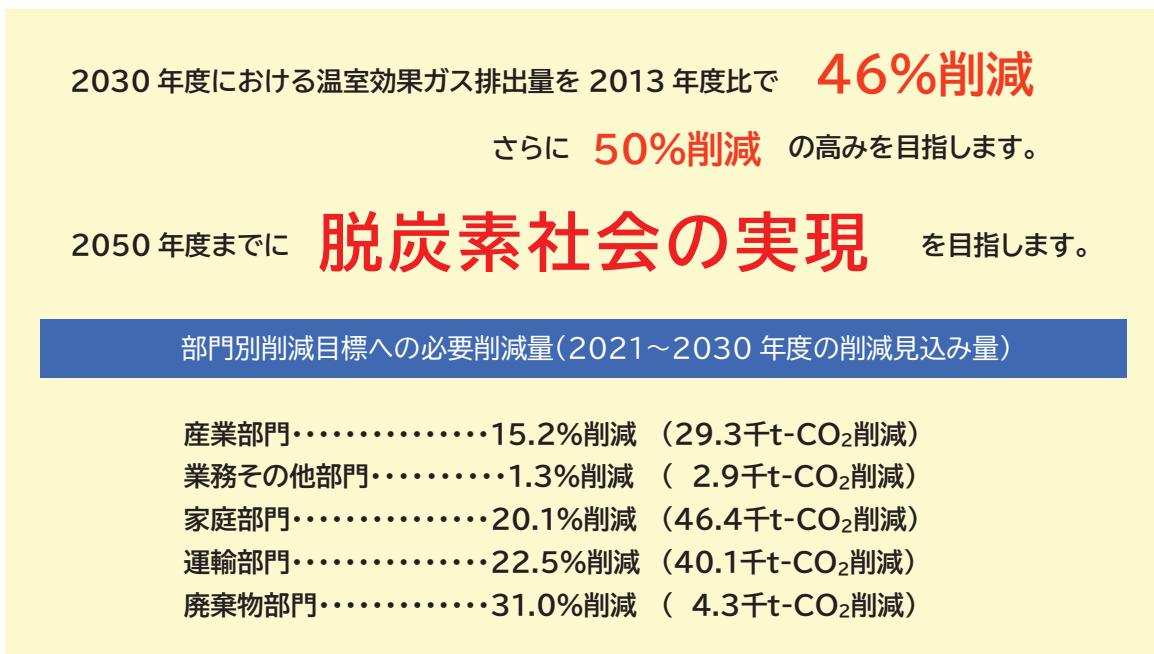
今日の複雑な環境問題は、暮らしや経済と表裏一体のものであり、改善・解決には市民や事業者の取組が不可欠となっています。また、まちづくりにおいて安全で快適な環境をつくっていくためにも、市民・事業者の協力、参加が必要です。

そのため、市民・事業者・市のそれぞれが環境について学んで考え、課題解決に取り組んでいくまちを目指します。

3. 2050年脱炭素社会の実現に向けて

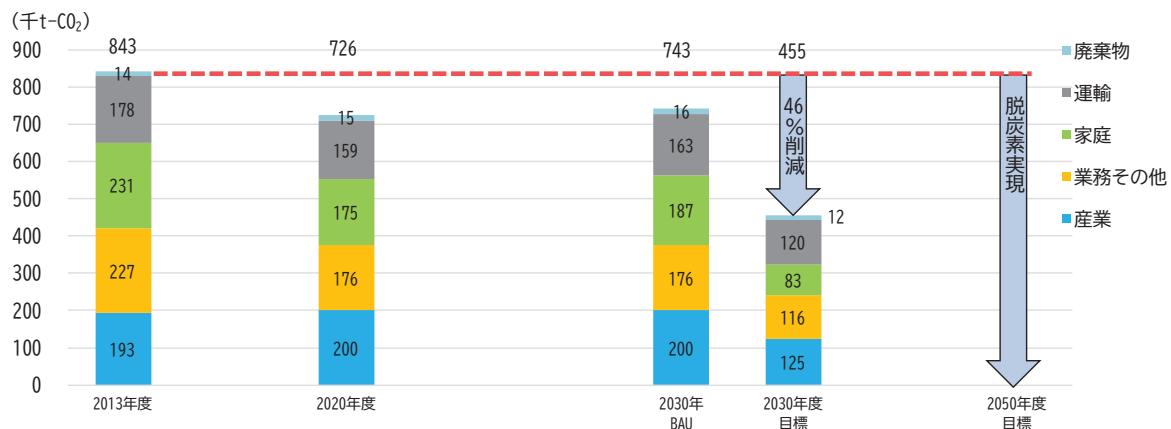
(1) 脱炭素社会実現までの道筋

① 温室効果ガス削減目標



※各部門の数値は、電力排出係数*低減による自然減で見込まれている削減量(164.9千t-CO₂)を差し引いた必要削減量の数値となっています。

※目標達成のためには、電力排出係数低減による自然減の数値に加え、約122.9千t-CO₂の削減が必要です。



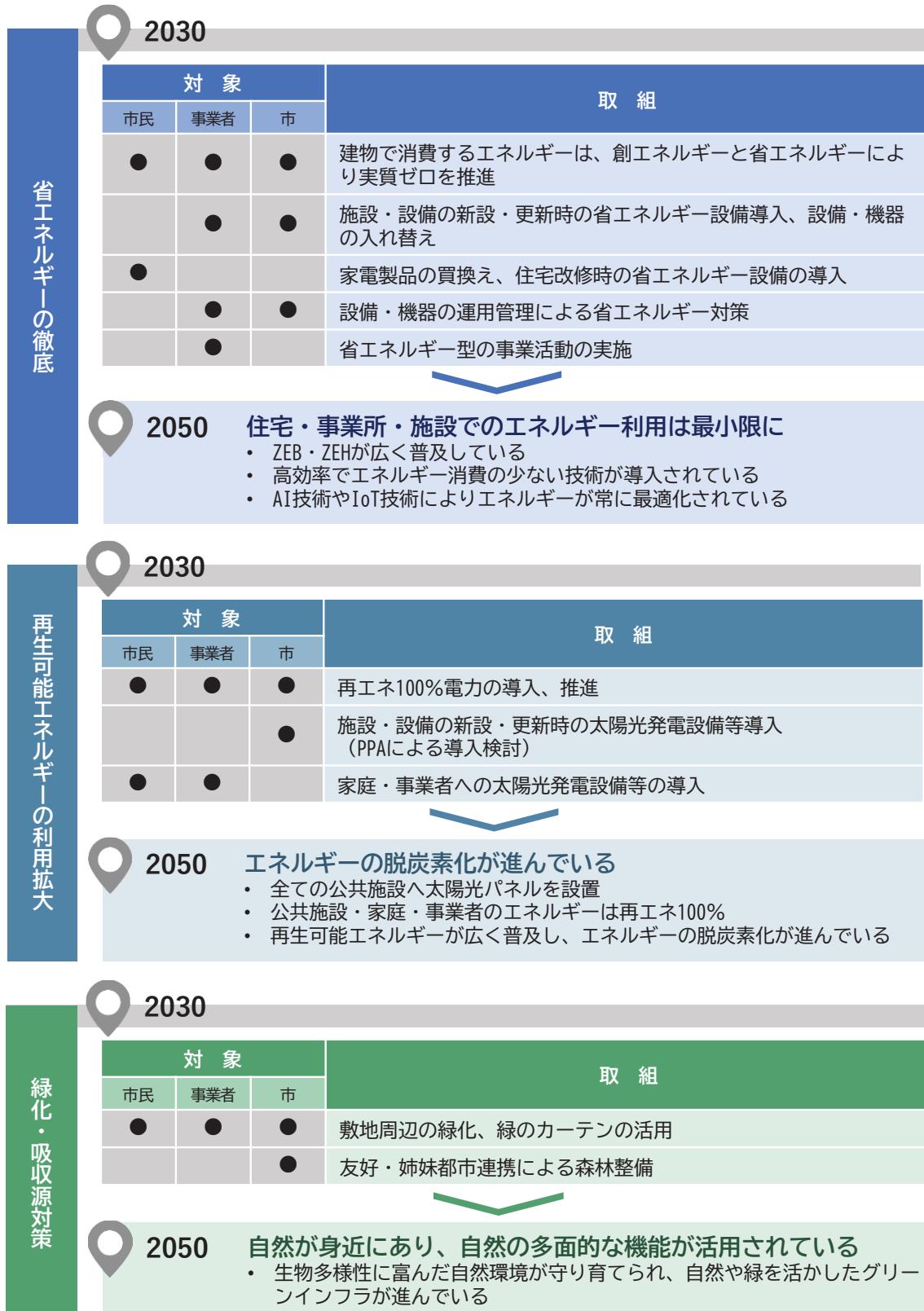
② 再生可能エネルギー導入目標

再生可能エネルギー導入目標として

17,500kWの導入(最大出力) を目指します。

③ 脱炭素社会実現に向けたロードマップ

脱炭素*社会実現に向けたロードマップでは、市民・事業者・市が 2030（令和 12）年度までに取り組むべき行動、2050（令和 32）年度までに目指すべき戸田市域全体の姿を示します。市は、自らが率先し脱炭素施策を推進するとともに、市民・事業者の取組をサポートし、オール戸田で脱炭素社会の実現を目指します。



移動の脱炭素化

2030

対象			取組
市民	事業者	市	
●	●	●	電動車の導入、歩歩・自転車利用の促進、公共交通機関の利用促進
		●	充電インフラの充実に向けた施策
●	●	●	テレワークやWeb会議の実施



2050

移動による温室効果ガスが低減

- ・ DXにより次世代の交通サービスが広く普及している
- ・ 電動車が広く普及している
- ・ 自動運転の普及により、安全かつ大気環境が改善されている
- ・ 歩行者や自転車が安心して通行できる

資源循環

2030

対象			取組
市民	事業者	市	
		●	フードドライブの実施
●			食品ロスの削減
	●		食品廃棄物の削減・フードバンクの実施
●	●	●	プラスチックスマートアクションの実施
●	●		マイバッグ・マイボトルの持参、プラスチック製容器包装等の削減



2050

廃棄物を資源として生かす循環型社会の形成

- ・ 市民、事業者の環境意識が高まり、ごみの減量化や再資源化が進んでいる

環境学習・行動変容

2030

対象			取組
市民	事業者	市	
		●	環境に関する情報発信、環境イベントの実施、環境に配慮した物品の調達
●	●		エコライフDAYへの参加、環境イベントへの参加、協力環境に配慮した製品やサービスの選択



2050

一人ひとりが環境に優しいライフスタイルへ転換

- ・ 市や地域・市民団体・事業者の交流・連携の推進がされている
- ・ 環境に配慮した行動が、自然と選択できるようになる

(2) 脱炭素社会を実現した戸田市の姿



イラストの説明

- ① EV*や FCV*等電動車の充電インフラが適切に整備されている。
- ② 公園等に自然や緑を活かしたグリーンインフラ*が整備されている。
- ③ 戸建て住宅には ZEH*、集合住宅には ZEH-M*、ビルには ZEB*が標準化されている。
- ④ 空きスペースを利用し、地域のコミュニティが形成されている。
- ⑤ 無人航空機などによる配送支援が行われている。
- ⑥ 自転車や歩行者が安心して利用できる道が整備されている。
- ⑦ 学校や病院、市役所には最大限再生可能エネルギー*が導入され、災害時には蓄電を活用し、運営できる。
- ⑧ 市の施設が緑化されている。
- ⑨ コミュニティバス*が充実しており、自動運転も導入されている。
- ⑩ デマンドタクシーなどにより快適な移動が実現している。
- ⑪ 河川の整備がされており、河川氾濫のリスク*が減少している。
- ⑫ 再生可能エネルギーが十分に供給されている。

電気やガス、ガソリンなどのエネルギーを使うことで、地球温暖化*の原因となる二酸化炭素が排出されます。市民や市で働く一人ひとりができることから取り組んで、脱炭素*社会実現のため行動しましょう。

■ 市民一人ひとりができること

できることから
始めよう！

2030 年目標達成のために

1 世帯あたり

660kg-CO₂

の削減が必要です

削減の目安

普段の生活で

行動	CO ₂ 削減効果（年）	節約金額
夏の冷房時は無理のない範囲で室内温度を上げる	14.8kg-CO ₂ /世帯	940 円/年
冬の暖房時の室温は 20°C を目安に設定する	25.9kg-CO ₂ /世帯	1,650 円/年
エアコンのフィルターを掃除する（月 1~2 回）	15.6kg-CO ₂ /世帯	990 円/年
テレビを見ないときは消す	8.2kg-CO ₂ /世帯	520 円/年
冷蔵庫にものを詰め込みすぎない	21.4kg-CO ₂ /世帯	1,360 円/年
冷蔵庫の設定温度を強→中に	30.1kg-CO ₂ /世帯	1,910 円/年

*出典「省エネポータルサイト」

家電の買換え

平均買換え年数（12.2 年）前の製品からの買換えを行った場合の削減効果の値

行動	CO ₂ 削減効果（年）	節約金額
LED*等高効率照明の導入	27.2kg-CO ₂ /世帯	2,876 円/年
高効率給湯器の導入（ヒートポンプ式給湯器）	525.6kg-CO ₂ /台	35,394 円/年
冷蔵庫の買換え	107.8kg-CO ₂ /台	11,413 円/年
エアコンの買換え	69.8kg-CO ₂ /台	7,388 円/年

*出典「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」



家の建て替えやリフォームの時に

行動	CO ₂ 削減効果（年）	節約金額
省エネ*性能の高い住宅への引っ越し・断熱リフォーム	1,130.7kg-CO ₂ /戸	94,475円/年
ZEH*購入※1	2,661.9kg-CO ₂ /世帯	152,280円/年

※1 2030年度のCO₂必要削減量（家庭部門）「187.0千t-CO₂」を、2030年度に予測される世帯数「70,265世帯」で除して算出

※ 端数処理の関係で算出した値が一致しない場合がある

*出典「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」

家庭の使用電力からのCO₂排出量をゼロに！

行動	CO ₂ 削減効果（年）
再エネ100%電力へ切替※2	1,954.0kg-CO ₂ /世帯

※2 2030年度BAU*推計値の家庭部門からの電力CO₂排出量「137.3千t-CO₂」を、2030年度に予測される世帯数「70,265世帯」で案分

家庭からの二酸化炭素排出量は、電気の使用からの排出が多いため、家電製品の省エネや節電が必要です。また、CO₂を排出しない再エネ電力への切替は特に◎。

太陽光パネルの設置で電気代を抑えることも可能。
断熱リフォームで、熱中症*やヒートショックの予防対策に！



再生可能エネルギーへの切り替えは、WEBやスマートフォン等で簡単にできる場合も。



出典 COOL CHOICE（環境省）

出典 COOL CHOICE（環境省）

消耗品の使用や食品ロスを減らすことでも、CO₂を減らせます。

私たちが使うモノは、製品のライフサイクルの中で「原材料の調達」、「生産」、「運搬」、「破棄」といった過程があります。そのため、消耗品の使用を減らすことで、その過程で排出されるCO₂を減らすことができます。

また、食品廃棄物*は焼却処理の過程でCO₂が排出されます。

消耗品の使用や食品ロス*を減らすことは、脱炭素*社会実現のためにできることの一つです。

【参考】

食品ロスをゼロにする

70kg-CO₂の削減／人／年

消耗品を節約する

110kg-CO₂の削減／人／年



出典：国内52都市における脱炭素型ライフスタイルの選択肢（国立研究開発法人 国立環境研究所）

■ 事業者のみなさんができること

2030 年目標達成のために

1 事業所あたり **549kg-CO₂** の削減が必要です

削減の目安

設備機器の更新

行動	CO ₂ 削減効果 (m ² ・年) ^{※1}	CO ₂ 削減効果 (年) ^{※2}	節約金額 (m ² ・年) ^{※1}	節約金額 (年) ^{※2}
熱源機の更新	23.7kg-CO ₂	942.1kg-CO ₂	729 円	28,977 円
空調機の更新	11.3kg-CO ₂	449.2kg-CO ₂	378 円	15,025 円
給湯器の更新	3.8kg-CO ₂	151.0kg-CO ₂	116 円	4,611 円
受変電機器の更新	2.5kg-CO ₂	99.4kg-CO ₂	71 円	2,822 円
ランプ・照明器具の更新	8.4kg-CO ₂	333.9kg-CO ₂	238 円	9,460 円
省エネ*型の照明方式の導入	2.3kg-CO ₂	91.4kg-CO ₂	66 円	2,623 円
断熱性向上	3.4kg-CO ₂	135.1kg-CO ₂	100 円	3,975 円
建物の緑化	1.3kg-CO ₂	51.7kg-CO ₂	97 円	3,856 円

※1 環境省グリーンビルナビ 省エネ改修の費用対効果に記載の延床面積当たりの平均値

※2 戸田市の 2030 年度に予想される延床面積「208,764 m²」及び 2030 年度に予想される事業所数「5,252 事業所」で割った面積「39.7 m²」を 1 m²あたりの数値と乗じた

※ 端数処理の関係で算出した値が一致しない場合がある

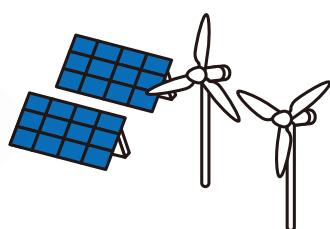
事業所の使用電力からの CO₂ 排出量をゼロに！

行動	CO ₂ 削減効果 (年)
再エネ 100%電力へ切替 ^{※3}	25,984kg-CO ₂ /事業所

※3 2030 年度 BAU*推計値の業務その他部門からの電力 CO₂ 排出量「136.5 千 t-CO₂」を、2030 年度に予測される事業所数「5,252 事業所」で案分

※ 端数処理の関係で算出した値が一致しない場合がある

再エネ電力への切替は、
市の補助金を活用できます。



新築や建て替えの際には、省エネ・創エネ対策を強化します。

■ 乗用車や社用車でできること

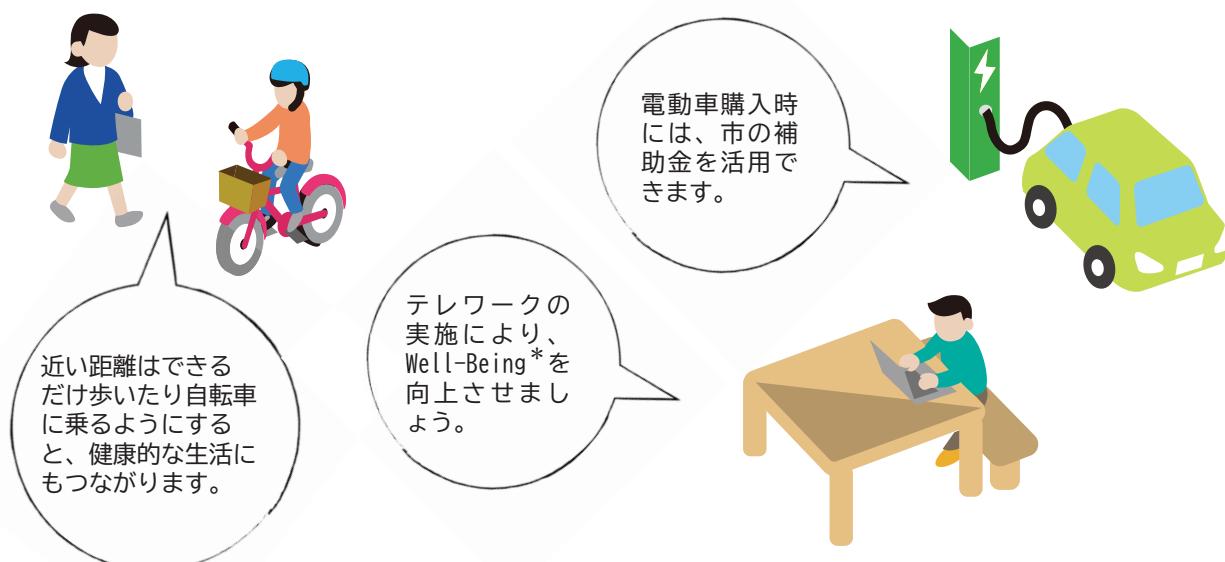
2030 年目標達成のために

1台あたり **571kg-CO₂** の削減が必要です

削減の目安

行動	CO ₂ 削減効果 (年)	節約金額
電動車*の購入	610.3kg-CO ₂ /台	75,152 円/年
ガソリン車での近距離通勤（5km 未満）は 自転車・徒歩に	161.6kg-CO ₂ /人	11,782 円/年
エコドライブ*の実施	117.3kg-CO ₂ /台	9,365 円/年
カーシェアの利用	490.5kg-CO ₂ /台	149,247 円/年
ガソリン車での通勤（5km 以上）を、月 1 日は 公共交通機関に	35.1kg-CO ₂ /人	-
テレワーク*の実施（ガソリン車での通勤の場合）	840.3kg-CO ₂ /人	61,267 円/年

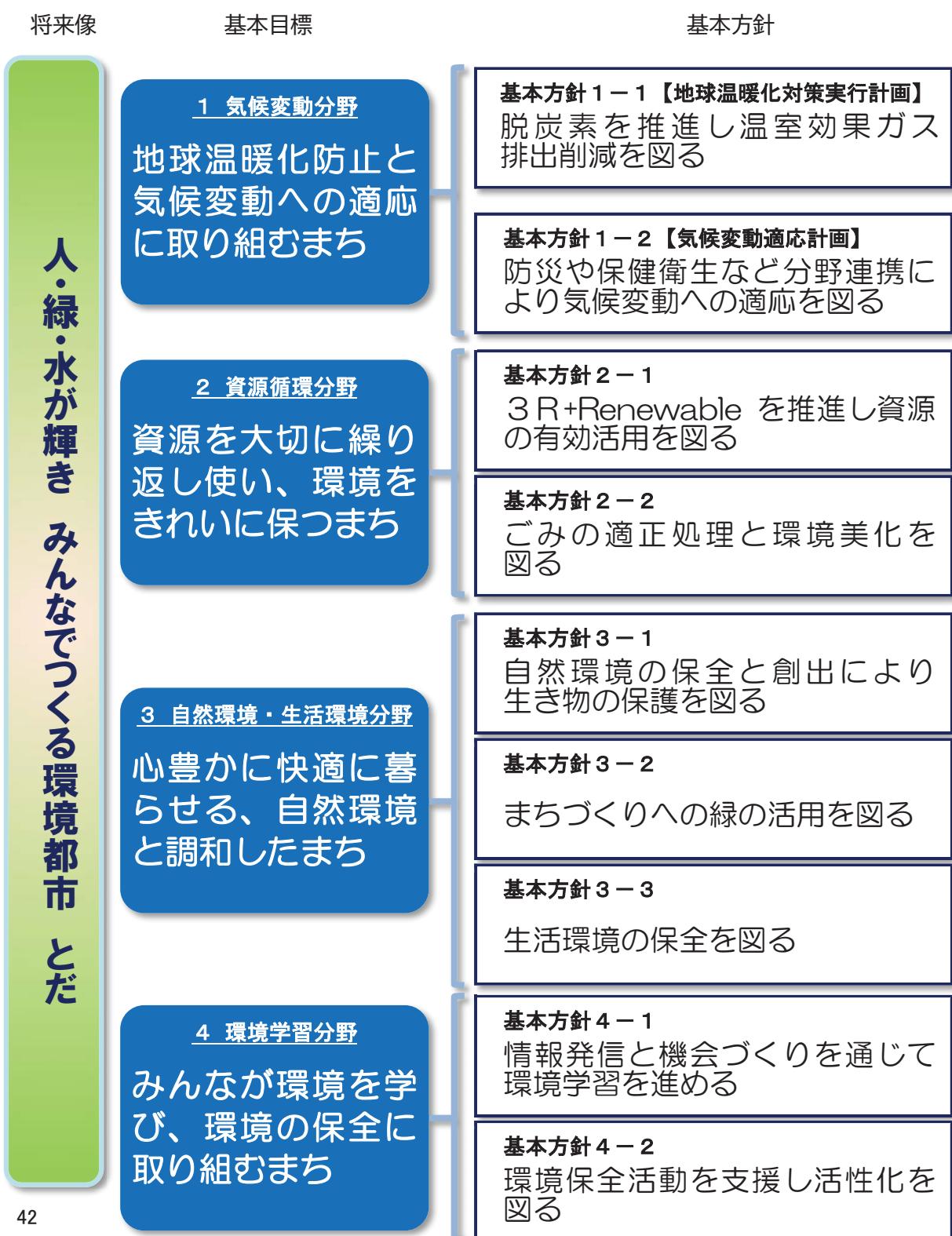
*出典「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」

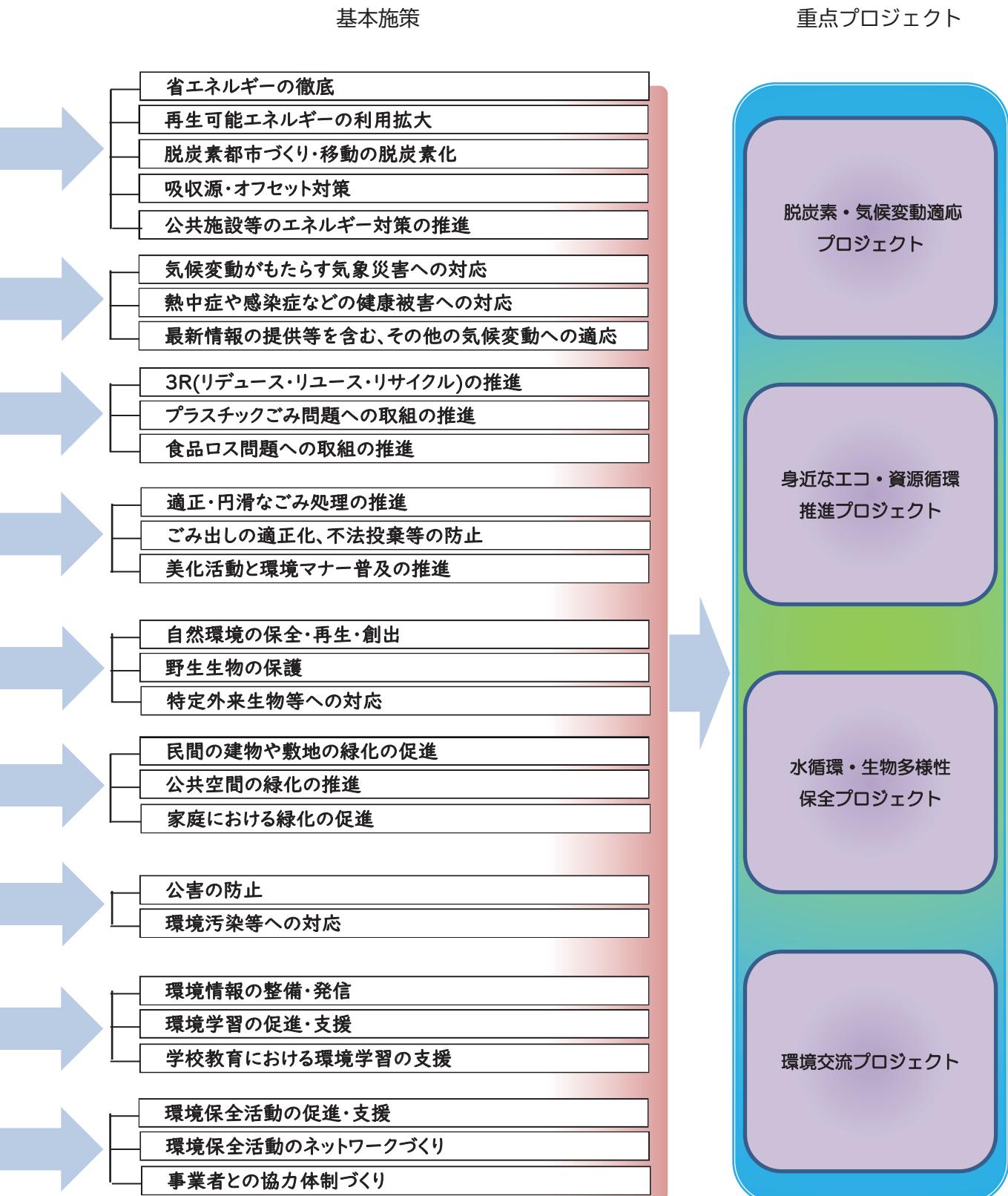


第4章 将来像実現のための基本施策

1. 計画の体系

計画の目指す将来像から主要な施策の展開までの計画の体系を、次のように設定します。





2. 基本方針と基本施策

分野別的基本目標のもとで、様々な取組を方向づける基本方針と基本施策を次のように設定します。また、各分野における SDGs*との関連も示します。

(1) 気候変動分野

施策の方向性

- 基本目標1「地球温暖化防止と気候変動への適応に取り組むまち」を実現していくためには、社会・経済や暮らしの質を保ちながら温室効果ガス*の排出を削減していくこと、気候変動*の進行で予想される影響に備えることが重要となります。
- 温室効果ガスのほとんどはエネルギーの消費による二酸化炭素（エネルギー起源二酸化炭素）であり、その排出を減らす「低炭素*」、さらには最終的に全体としてゼロ（カーボンニュートラル*）とする「脱炭素*」の実現が、世界が長期的に目指すところです。
- 戸田市でも、2030（令和12）年度までに、市域の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減することを目標とします。実施する取組等の詳細は「第5章（1）脱炭素・気候変動適応プロジェクト」になります。
- 気候変動*の進行で予想される影響は多岐にわたりますが、中でも水害などの気象災害と熱中症*などの健康被害への対策が重要と考えられます。
- 地球温暖化*対策は、温室効果ガス排出削減への取組である「緩和策*」と、すでに起つたある気象災害等による被害の回避や軽減を図るための取組である「適応策*」の両輪で推進することが必要です。

関連するSDGs



基本方針1－1

脱炭素を推進し温室効果ガス排出削減を図る

基本施策	
● 省エネルギー*の徹底	<ul style="list-style-type: none">◆ 国民運動「デコ活*」に基づき、市民・事業者に向けて、省エネルギー行動の啓発、省エネ型の住宅・家電・機器・自動車の導入に向けた情報提供や導入支援などをを行い、日常の様々な場面での省エネルギー行動を推進。◆ 事業活動により排出する温室効果ガス*排出量の可視化や省エネルギー診断等の省エネルギー対策を推進。◆ 事業者への聞き取り等により省エネルギーの推進に向けた課題の抽出を推進。
● 再生可能エネルギー*の利用拡大	<ul style="list-style-type: none">◆ 太陽光発電や蓄電システムなどについて、情報提供や導入・利用に向けた支援などをを行い、再生可能エネルギーの利用を推進。◆ 電力使用に伴う二酸化炭素排出量が実質ゼロとなる再生可能エネルギー由来電力への切替を推進。◆ 事業者との連携等による再生可能エネルギーを推進。
● 脱炭素*都市づくり・移動の脱炭素化	<ul style="list-style-type: none">◆ 都市計画や交通施策において、平坦でコンパクトな本市の特性を活かし、都市機能の集積や公共交通機関の利便性の向上などにより、関連施策と連携しながら、市域のエネルギー利用の効率化・脱炭素化を推進。◆ 県の埼玉版スーパー・シティプロジェクト*と連携し、コンパクトでスマート技術により利便性が高く、災害時にも強い、エネルギーが途絶えないようなまちづくりを推進。◆ 電気自動車をはじめとした電動車*（EV*・FCV*・PHV*・HV*）の普及を推進するとともに、充電インフラを適切に整備。
● 吸収源*・オフセット*対策	<ul style="list-style-type: none">◆ 森林環境譲与税（森林環境税）*を活かし、木材の利用に努める。◆ 友好・姉妹都市の森林保全とカーボン・オフセット、J-クレジットの活用、環境学習等による普及啓発。
● 公共施設等のエネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none">◆ 戸田市公共施設等総合管理計画及び戸田市公共施設再編方針等と連携し、施設の改修に合わせて省エネルギー設備の導入や太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用など、エネルギー対策を推進。◆ 庁舎管理においては、省エネルギー設備の導入や電力の地産地消*の継続などのエネルギー対策を推進。◆ 電気自動車をはじめとした電動車の導入を促進。

■ 戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～市域全体で取り組むこと～

本市では、第4章の基本方針1-1を「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置づけ、市域全体から発生する温室効果ガス*の排出を削減するために、次の基本事項を基に、国が目指す脱炭素*社会の実現や県の目標に準じて、取組を進めていきます。

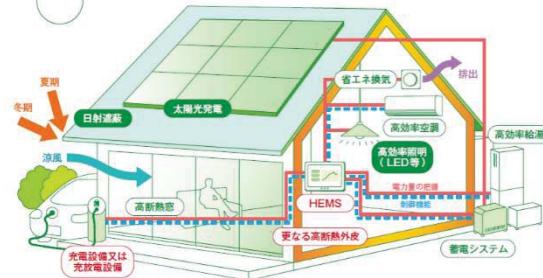
基本事項		
計画期間		2024（令和6）年度から 2030（令和12）年度までの7年間を計画期間とします。
対象とする温室効果ガス		地球温暖化対策推進法*第2条第3項で規定する7種の温室効果ガスを対象とします。（二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF ₆ ）、三フッ化窒素（NF ₃ ））
温室効果ガス排出削減目標		2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比46.0%削減とします。
部門別主な取組等（一部）	産業・業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への省エネルギー*・再生可能エネルギー*設備の導入 ・市の事務事業におけるエネルギー使用量等の管理（事務事業編） ・環境配慮型システム等設置費補助金制度（事業者向け）の運用など
	家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・国民運動「デコ活*」の推進 ・環境配慮型システム等設置費補助金補助金制度（個人向け）の運用など
	運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車等導入費補助金制度の運用 ・自動車利用の自粛やエコドライブ*の普及啓発など
	廃棄物、その他の温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収や再生品の利用促進 ・ごみの減量によるメタンや一酸化二窒素の削減 ・機器の適切な廃棄・回収等による代替フロン類*の適正処理など
	吸収源*対策 部門横断的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテン*の普及啓発 ・緑のネットワーク*化に向けた公共空間等の緑地の整備 ・環境関連講座による環境学習の推進など

ZEB、ZEH、ZEH-M

建物外皮（屋根・壁・床等）の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー*を実現した上で、再生可能エネルギー*を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことです。ZEB*はビル、ZEH*は住宅、ZEH-M*は集合住宅であることを表します。

ZEB、ZEH、ZEH-M のメリットは、以下のようなものがあります。

- 月々の光熱費を安く抑えることができることや太陽光発電等の創エネについて売電を行った場合は収入を得ることができるなどの経済性
- 室温を一定に保ちやすいことによって夏は涼しく冬は暖かく過ごせるなどの快適性
- 急激な温度変化によるヒートショックの防止などの健康性
- 災害発生に伴う停電時にも太陽光発電や蓄電池の活用によって電気が使用できる防災性

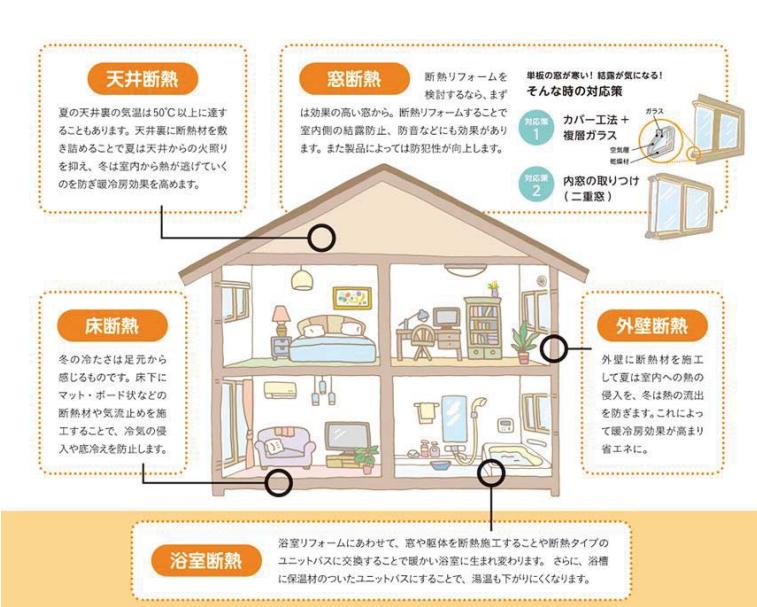


出典：経済産業省 資源エネルギー庁
ホームページ

断熱リフォームとは、天井・壁・床などの断熱施工や開口部の断熱施工（窓の交換、内窓設置、ガラスの交換など）をすることで外気の温度や熱を室内に伝えにくくするものです。断熱リフォームは、エネルギー消費量の削減に有効です。

また、「カビが発生しなくなった」、「部屋ごとの温度差が小さくなった」、「窓から冷気を感じなくなった」、「冷暖房の効きが良くなった」、「窓の結露がなくなった」といったようなメリットもあり、快適な生活にもつながります。

断熱リフォーム



出典：COOL CHOICE（環境省）

基本施策

● 気候変動*がもたらす気象災害への対応

- ◆ 全国各地で発生している経験値を超えるような豪雨には、気候変動の影響が指摘されている。気候変動の進行によるリスク*の増大を考慮し、市の防災や河川管理、下水道の各部署を中心に、国・県とも連携し、内水氾濫*や河川氾濫などの気象災害への備えを強化。
- ◆ 公園や緑地の整備において、自然や緑の働きを活かした取り組み（グリーンインフラ*）を推進。
- ◆ 気象災害に伴うライフライン途絶に対応するため、防災活動拠点・避難所等の公共施設においては、電源・燃料の多重化や自立・分散型エネルギー*システム等の導入により、強靭化を推進。

● 热中症*や感染症などの健康被害への対応

- ◆ 気候変動が気温上昇や猛暑をもたらし、熱中症の増加や感染症の発生など、健康被害の増加が懸念されるため、市の保健衛生や医療部門等を中心に、国・県とも連携し、熱中症や感染症の予防を強化。

● 最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応

- ◆ 気候変動の影響は多岐にわたり、今後も新たな知見が出てくることが想定されることから、積極的に情報の収集を行うとともに関連部署への情報提供を実施。

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能を活用し、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、持続可能で魅力ある地域づくりを進めることです。

戸田市では、荒川第一調節池*がグリーンインフラに位置づけられており、平時は緑あふれる公園として余暇活動・憩いの場に、また水不足の時には水を水道水に利用する他、洪水時は荒川の水を調節池内に引き込んで下流域の氾濫を抑えるなど、利水・治水において最も多様な機能を持っています。

2019（令和元）年10月、台風19号の時に、この洪水調節機能が働き、下流域の氾濫を抑え、流域の方々の生命・財産等が守られました。また、早期に公園が復旧したことにより公園利用者に憩いの場の提供が図られ、市民等が平静を取り戻すことへも貢献しました。



彩湖・道満グリーンパーク

■ 戸田市気候変動適応計画

本市では、第4章の基本方針1-2を「戸田市気候変動適応計画」に位置づけます。国の「気候変動適応法*」に準じ、2021（令和3）年4月に埼玉県と戸田市の共同で設置した「戸田市気候変動適応センター*」では、気候変動*適応に関する取組を進めていきます。

基本事項	
計画期間	2024（令和6）年度から 2030（令和12）年度までの7年間を計画期間とします。
目標	防災や保健衛生など分野連携により気候変動への適応を図る

市民に求められる行動

気温の上昇、降水量の増加、洪水、熱中症*、感染症などに対して、次のような行動が求められます。

- ハザードブックで水害の危険を知り、天候や河川の流量、避難場所等に关心を持つ。
- 台風や大雨の際には、できるだけ外出を控え、冠水した道路には入らず、川や水路に近寄らない。
- 気温や湿度の高い日には、こまめに水を飲む、エアコンを使う、日傘や帽子の活用、休養や睡眠を十分にとるなど、熱中症に注意して過ごす。
- 虫よけの薬を使う、茂みや木陰では肌を覆うなど、虫刺されを防ぐ。

■ 市の適応策の方向性（戸田市気候変動適応センターの役割）

適応策*を効果的に実施するには、地球温暖化*の実態や将来予測など、気候変動に関する情報が不可欠です。また、気候変動は予測の変動幅が大きく、一定の不確実性が伴うため、最新の情報や科学的知見の収集に努め、状況に応じた適応策の検討が重要です。そのため、関係機関との連携により、気候変動の影響や市が実施する適応策に関する情報発信を行うなど、適応策の推進を強化します。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

(2) 資源循環分野

施策の方向性

- 基本目標2「資源を大切に繰り返し使い、環境をきれいに保つまち」を実現していくためには、ごみ処理の制度に基づき3R*（リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を着実に行うとともに、適正なごみの処理・処分を実施することが重要となります。
- 街中のポイ捨てや、人目につきにくいところへの不法投棄*などの不適正な行為が長年にわたって問題となっており、近年ではプラスチック*ごみによる環境汚染が世界的な課題となっています。
- 省資源の観点から食品ロス*への関心が高まっています。

関連するSDGs



基本方針2-1

3R+Renewableを推進し資源の有効活用を図る

基本施策

- | | |
|----------------------------|--|
| ● 3R*（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 | <ul style="list-style-type: none">◆ 3Rの中でも、まずはごみの発生・排出抑制を優先し、次いで再使用・再生利用を行うことが求められる。ごみになるものを減らす、ごみの排出を減らすことを啓発し、ごみの分別を徹底するとともに、協働*による資源回収や不用品の活用を図ることで、リデュース（排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を推進。 |
| ● プラスチックごみ問題への取組の推進 | <ul style="list-style-type: none">◆ 公共施設に給水スポットを整備し、マイボトル持参によるプラスチックごみの削減に加え、熱中症*予防を推進。◆ 近年、世界的な問題となっているプラスチックごみについて、国・県の取組と連動し、啓発や情報発信に努める。◆ プラスチック製容器包装・製品の原料を、再生木材や再生可能資源（紙やバイオプラスチック*等）への切り替えを推進。（リニューアブル） |
| ● 食品ロス問題への取組の推進 | <ul style="list-style-type: none">◆ 食べられる食料が大量に廃棄される食品ロスの問題について、国・県の取組や食育等に関する取組との連携により、啓発や情報発信に努める。◆ 市民（消費者）・事業者・市等の関係者相互の連携協力により、食品ロスの削減に向けて取組を推進。 |

基本方針2－2

ごみの適正処理と環境美化を図る

基本施策

● 適正・円滑なごみ処理の推進

- ◆ 市のごみ収集・処理について、適正・円滑に実施。
- ◆ 災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物*の適正処理の体制構築に取り組む。

● ごみ出しの適正化、不法投棄*等の防止

- ◆ ごみ出しのルールとマナーの啓発や情報提供を行うとともに、ポイ捨て・不法投棄の防止に努める。

● 美化活動と環境マナー普及の推進

- ◆ 関係部署との連携を強化し、地域の清掃活動、雑草繁茂・ごみの散乱等の防止、ごみ屋敷*対策などの環境美化活動への支援、普及啓発を通じて市民意識の向上を図る。また、不良な状態にあるときは、改善を求める。
- ◆ 歩行喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨ての防止、ペットの糞*の持ち帰りなど、様々な環境マナーの普及啓発に努める。



530運動活動



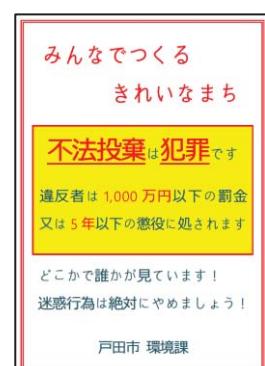
職員フードドライブ



戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙を
なくす条例啓発キャンペーン



戸田市たばこルール
ポスター



戸田市不法投棄防止
ポスター

(3) 自然環境・生活環境分野

施策の方向性

- 基本目標3 「心豊かに快適に暮らせる、自然環境と調和したまち」を実現していくためには、防災や防犯といった安心・安全の確保を前提としながら、市内の自然環境について保全と活用に努めること、道路や公園、建物などの緑化を進めること、生き物の種についての問題に的確な対応をすることが大きな課題となっています。
- 住みやすい環境を維持するためには、公害防止と環境基準*達成を継続することが重要なことから、それらに的確に対応することも大切です。

関連するSDGs



基本方針3－1

自然環境の保全と創出により生き物の保護を図る

基本施策

- 自然環境の保全・再生・創出
 - ◆ 緑の基本計画と連携し、荒川堤外の豊かな自然環境の保全や再生に取り組むことで、多種多様な生き物の生息環境を支え、生物多様性*の保全を推進。
 - ◆ 川や道路、公園などの公共空間の緑化に合わせ、自然環境を創出し、水と緑のネットワーク*形成を推進。
 - ◆ 陸と海の 30%以上を健全な生態系*として効果的に保全する 30by30*に關し、国や県の動向を踏まえながら取組を推進。
 - ◆ 「自然共生サイト」の認定を市として取得、または市民・事業者の認定取得を支援。
- 野生生物の保護
 - ◆ 戸田ヶ原自然再生事業や河川環境の整備に取り組むことで、市内や流域の生態系において重要とされる種の保護について、関係機関と協力して、状況に応じた適切な対応を実施。
- 特定外来生物*等への対応
 - ◆ 特定外来生物の駆除について、国や県の施策に準じて必要な措置を実施。
 - ◆ 本来の生態系をかく乱する野生化したペットや外来種*などの生き物について、関係機関と協力して、状況に応じた適切な対応を実施。
 - ◆ 動物の愛護*や適正な飼養に関する普及啓発に努め、県とともに、収容された犬や猫の返還・譲渡促進により殺処分の減少に取り組み、動物の愛護と適正管理を促進。
 - ◆ 特定外来生物について、市のホームページなどを適切に活用し情報を周知。

戸田市内の特定外来生物

外来生物*(もともとその地域にいなかったが、人間によって他の地域から入ってきた動植物)のうち、特に生態系*、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるとして指定されたものです。

外来生物法により、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などの取り扱いが原則、規制されています。



アライグマ



カミツキガメ

出典：特定外来生物アライグマ
(環境省)



クビアカツヤカミキリ

出典：カミツキガメ防除の
手引き (環境省)



オオキンケイギク

出典：埼玉県環境科学
国際センター

もし市内で特定外来生物*を見つけた時には、それぞれ対処方法が異なりますので、詳しくは環境省のホームページをご確認ください。

外来生物に関する埼玉県のホームページ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0508/saitamakennoyseiseibutu/gairaiseibutu.html>



特定外来生物の駆除に関する環境省のホームページ
<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/bojooutline.html>



また、特定外来生物には指定されていませんが、生態系被害防止外来種*（幅広く生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種）に指定されている生物についても「入れない、捨てない、拠げない」の順守をお願いしています。



ハクビシン
出典：分布を拡大する外来哺乳類
(環境省)



アメリカオニアザミ

生態系被害防止外来種に関する環境省のホームページ
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>



基本方針3－2

まちづくりへの緑の活用を図る

基本施策

● 民間の建物や敷地の緑化の促進

- ◆ 事業所や集合住宅などの民間の建物や敷地の緑化を促すことにより、緑の景観や緑陰の形成、雨水浸透*、都市熱*の緩和など、快適なまちづくりに緑を活用。

● 公共空間の緑化の推進

- ◆ 道路や公園などの公共空間の緑化により、緑の景観や緑陰の形成、雨水浸透、都市熱の緩和など、まちづくりへの緑の活用を推進。
- ◆ 誰もが緑に親しめるように歩行空間の確保や回遊性とのバランスを考慮した緑化整備を推進。

● 家庭における緑化の促進

- ◆ 家庭や菜園で緑を育てることについて、啓発や支援を行い、市域の緑の充実につなげる。

基本方針3－3

生活環境の保全を図る

基本施策

● 公害の防止

- ◆ 公害の防止に向けて、国・県などと連携し、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの監視と情報提供、発生源対策に努める。
- ◆ 事業者に公害防止に向けた取組や課題の聞き取りを行うなど、公害防止の推進を図る。

● 環境汚染等への対応

- ◆ 事業所等を発生源とする騒音や悪臭などの公害に対して、その原因者に助言や指導を行い、迅速・適切な対応をすることにより解決を図る。

(4) 環境学習分野

施策の方向性

- 基本目標4 「みんなが環境を学び、環境の保全に取り組むまち」を実現していくために、市民の意識や意欲に継続的に働きかけ学習を助けること、戸田市の地域資源*や文化、歴史を共有し継承と活用に努めること、市民や事業者による環境保全活動を活発にすることが大きな課題となっています。

関連するSDGs



基本方針4－1

情報発信と機会づくりを通じて環境学習を進める

基本施策

● 環境情報の整備・発信

- ◆ 環境に関する多様な情報について、収集と整備、発信に取り組み、市民の環境学習を支える。

● 環境学習の促進・支援

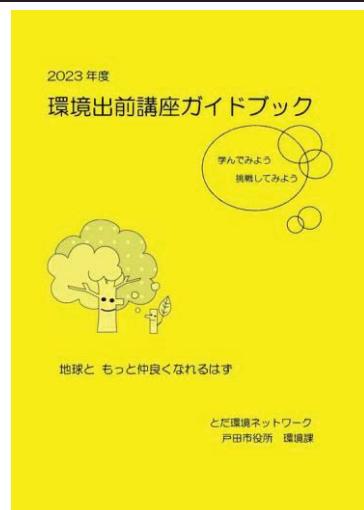
- ◆ 環境に関する講座やイベントなどを開催・支援し、市民の意識啓発、環境学習促進につなげる。
- ◆ 友好・姉妹都市と連携した自然体験事業の実施。

● 学校教育における環境学習の支援

- ◆ 学校教育における児童・生徒の環境学習について、教材や人材を含めた学習機会の提供などの支援を実施。



じゃがいも掘り体験



環境出前講座

基本施策

● 環境保全活動の促進・支援

- ◆ 市民団体や事業者による環境保全活動について、活動の促進や支援を行い、活性化につなげる。

● 環境保全活動のネットワークづくり

- ◆ 市や市民団体、事業者などが協力して環境保全活動に取り組めるネットワークづくりを推進。

● 事業者との協力体制づくり

- ◆ 包括連携協定*などを活用し、事業者と協力した環境保全活動の体制づくりを推進。



自然学習講座



美里町との森林整備に関する協定締結式



笹目川秋フェスタ

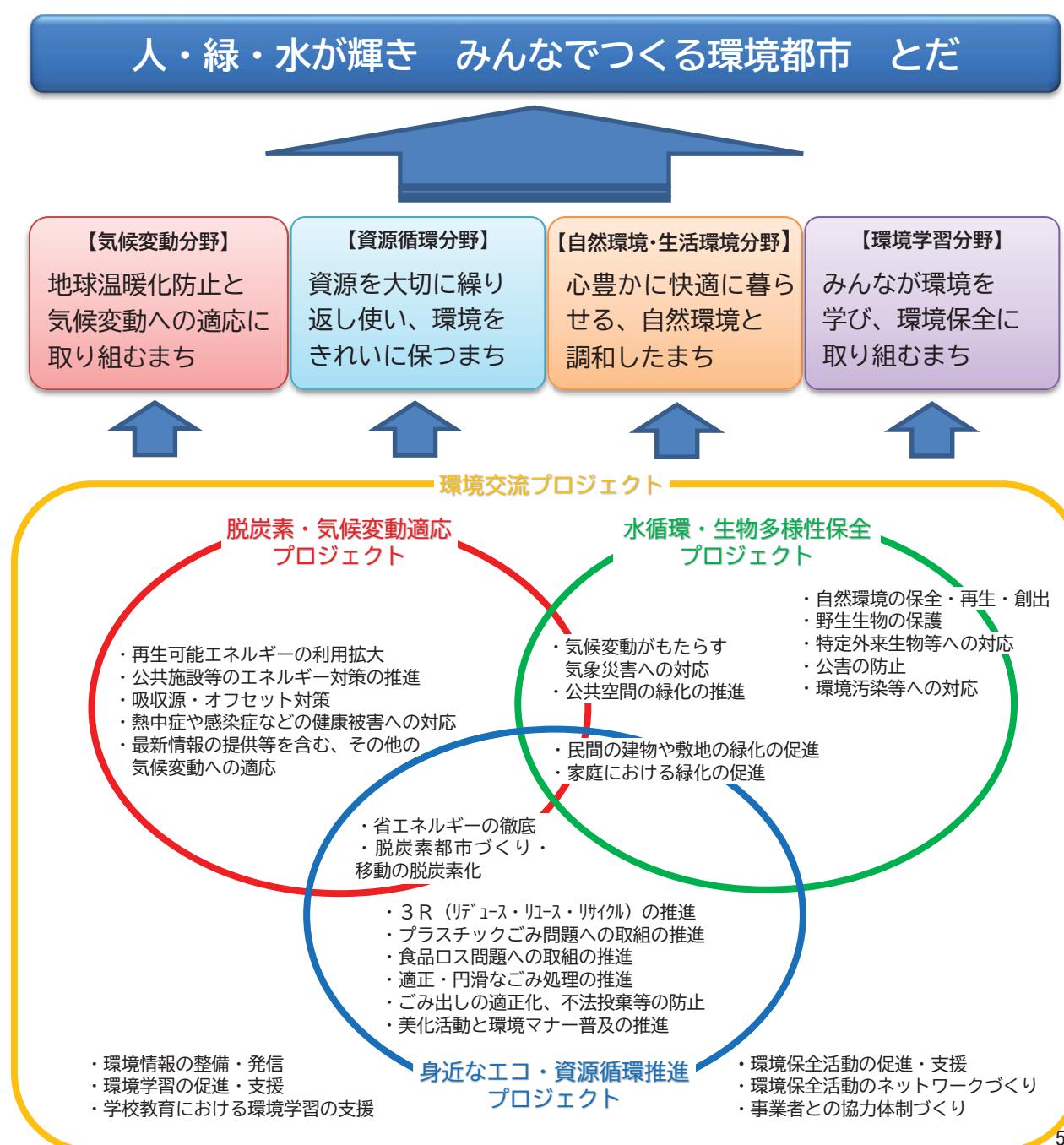


第5章 重点プロジェクトの展開

1. 重点プロジェクトについて

(1) 重点プロジェクトの考え方

42・43 ページの計画の体系における基本方針や基本施策を踏まえて、重点的に推進する取組を4つの重点プロジェクトとしてまとめています。市民・事業者・市の役割を具体化し、各主体が環境保全に取り組むことで、目指す将来像「人・緑・水が輝き みんなでつくる環境都市 とだ」の実現に向けた各分野における基本目標の達成を目指します。



(2) 重点プロジェクトと基本施策の対応

各重点プロジェクトについて、基本施策との対応を示します。一つの重点プロジェクトの成果が刺激となって他の重点プロジェクトに波及し合う好循環の流れを生み、結果として市の環境が一体となって改善することが期待できます。例えば、プラスチック*ごみ問題への取組の推進は、地球温暖化*防止に直結することが期待できます。

※基本施策と各重点プロジェクトの柱の関係は次のとおりです。

特に関連性が強い基本施策→●

関連する基本施策→○

基本方針	基本施策	(1) 脱炭素・気候変動適応プロジェクト <プロジェクトの柱>		
		①	②	③
1-1	省エネルギーの徹底	●	○	○
	再生可能エネルギーの利用拡大	●	○	○
	脱炭素都市づくり・移動の脱炭素化	●	○	○
	吸収源・オフセット対策	●		
1-2	公共施設等のエネルギー対策の推進	○	●	○
	気候変動がもたらす気象災害への対応			●
	熱中症や感染症などの健康被害への対応			●
2-1	最新情報の提供等を含む、他の気候変動への適応			●
	3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	○		
	プラスチックごみ問題への取組の推進	○		
2-2	食品ロス問題への取組の推進	○		
	適正・円滑なごみ処理の推進			○
	ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止			
3-1	美化活動と環境マナー普及の推進			
	自然環境の保全・再生・創出	○		○
	野生生物の保護			
3-2	特定外来生物等への対応			
	民間の建物や敷地の緑化の促進	○		○
	公共空間の緑化の推進	○		○
3-3	家庭における緑化の促進	○		○
	公害の防止	○	○	
	環境汚染等への対応	○	○	
4-1	環境情報の整備・発信	○		○
	環境学習の促進・支援	○		○
	学校教育における環境学習の支援	○		○
4-2	環境保全活動の促進・支援	○		○
	環境保全活動のネットワークづくり	○		○
	事業者との協力体制づくり	○		○

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワーク*、オンライン教育やウェブ会議システムの利用が急速に進みました。これらは移動に伴う二酸化炭素の排出を削減しうるものであり、働き方や学び方の改革、生活の質の向上にもつながるものです。

さらに、環境をよくすることで経済を発展させ、経済が活性化することで、さらに環境も良くなるという、環境と経済の好循環の達成に向けた取り組みを進め、環境保全と経済発展の同時達成による持続可能な社会の実現を目指します。

(2) 身近なエコ・資源循環推進 プロジェクト <プロジェクトの柱> ①身近なエコ活動の推進 ②資源循環の推進による環境負荷の低減 ③環境美化の推進			(3) 水循環・生物多様性保全 プロジェクト <プロジェクトの柱> ①水循環・生物多様性の保全の推進 ②まちづくりへの緑の活用の推進 ③生活環境の保全の推進			(4) 環境交流プロジェクト <プロジェクトの柱> ①イベントや環境活動などによる環境啓発の推進 ②学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援 ③協働・連携による環境保全の推進		
①	②	③	①	②	③	①	②	③
●						○		○
						○		○
●						○		○
						○		○
			○			○	○	○
●				●		○		○
○				○		○		○
						○		○
●	●					○	○	○
	●	○				○	○	○
	●					○	○	○
	●	●				○	○	○
○	●	●				○	○	○
		●				○	○	○
			●			○	○	○
			●	○	○	○	○	○
			●			○	○	○
○				●		○		○
				●		○		○
●				●		○	○	○
				●		○	○	○
	○		○		●	○		○
○	○	○	○	○	○	●	○	○
○	○		○	○	○	○	●	○
○	○	○	○	○	○	○	●	○
○	○	○	○	○	○	●	○	●
○	○	○	○	○	○	○	●	●
○	○	○	○	○	○	●	●	●

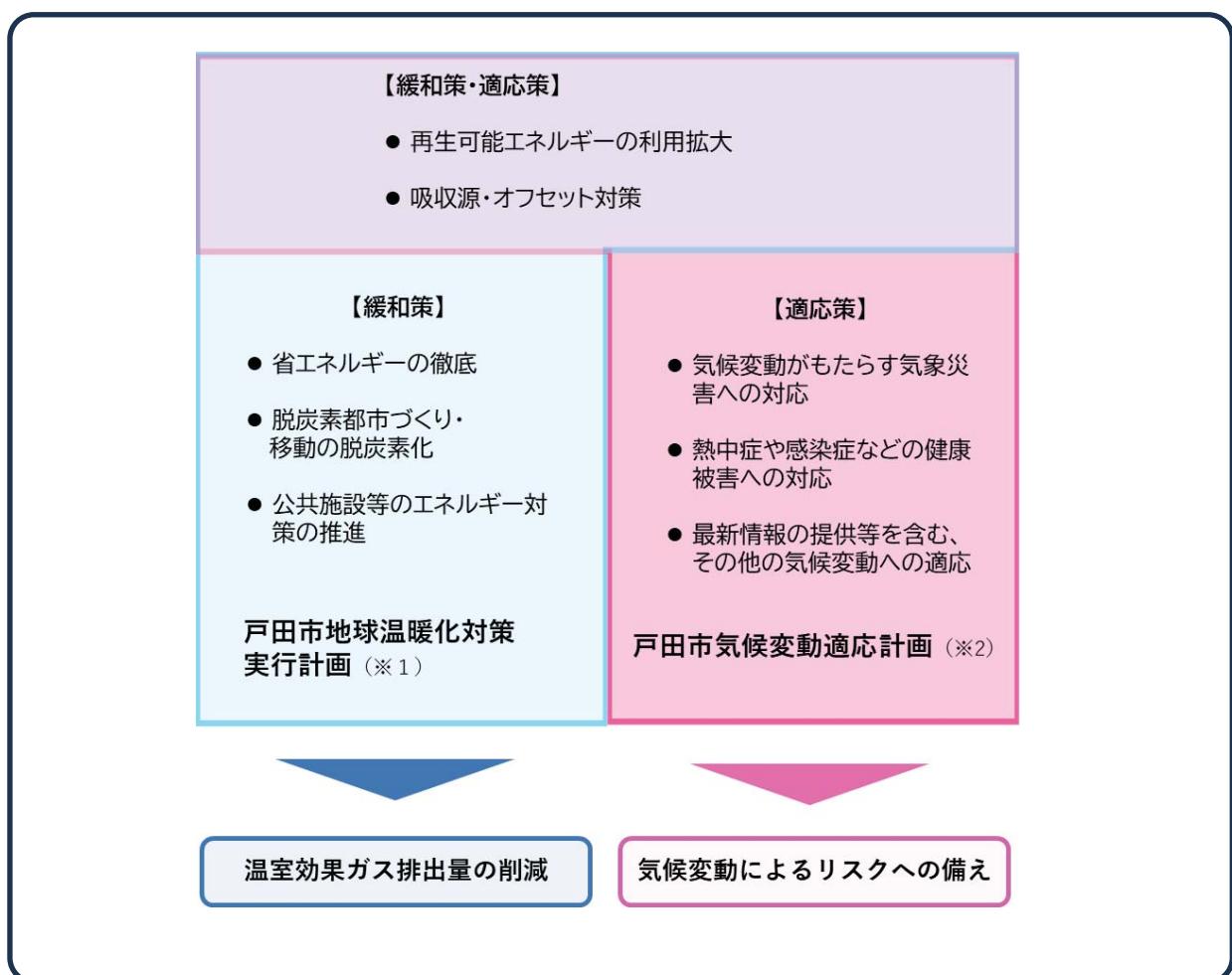
2. 各プロジェクトについて

(1) 脱炭素・気候変動適応プロジェクト

2050 年までに、温室効果ガス*の排出量実質ゼロと生活の質の向上や持続可能な経済の発展を同時に達成する「脱炭素*社会」の実現が 21 世紀最大の課題となっています。本プロジェクトは、2050 年の脱炭素社会実現に向けた温室効果ガス排出削減策（「緩和策*」）と、気候変動*による被害の回避や軽減を図るための取組（「適応策*」）を推進するプロジェクトです。

「緩和策」については、これまでと同様に、市域の温室効果ガスの排出量削減と市の事業活動により排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。また、再生可能エネルギー*や電動車*の導入を促進します。

「適応策」については、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」に示されている適応策の方向性を踏まえ、本市における気候変動の影響への適応策を推進していきます。



※1 戸田市地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法*に基づいて策定するもので、戸田市域全体に関する「区域施策編」と、戸田市の事務事業に関する「事務事業編」の2編で構成されています。

※2 気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」

■ 脱炭素・気候変動適応プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

※ 新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。

プロジェクトの柱

（1）-① 市域の温室効果ガス排出量削減の推進【緩和策】

<関連する主な基本施策>

- 省エネルギー*の徹底
- 再生可能エネルギー*の利用拡大
- 脱炭素*都市づくり・移動の脱炭素化
- 吸収源*・オフセット*対策

市の主な取組

- ◆ 環境配慮型システム等設置費補助金制度を実施します。
- ◆ 再生可能エネルギー由来電力への切替を支援します。【新規】
- ◆ 電気自動車等導入費補助金制度を実施します。
- ◆ 電気自動車用の充電設備を公共施設に設置します。【新規】
- ◆ 事業者の温室効果ガス*排出量の可視化や省エネルギー診断の受診等を支援します。【新規】
- ◆ 事業者への聞き取り等を実施します。
- ◆ 自立・分散型エネルギー*システムを推進します。
- ◆ 新技術開発支援事業を運用します。
- ◆ 歩行空間・自転車通行空間の整備を実施します。
- ◆ 公共交通機関やシェアサイクルの利用促進を図ります。
- ◆ 友好・姉妹都市との森林保全等によるカーボン・オフセット*を実施します。【新規】

市民の役割

- ◆ 家電製品の買換えや住宅改修の際には省エネルギー設備（燃料種変更等を含む）を積極的に取り入れます。
- ◆ 太陽光発電、蓄電、燃料電池*、HEMS*（住宅エネルギー管理システム）などの環境負荷の少ないエネルギー・システムの導入を進めます。
- ◆ 住宅新築時にエネルギー性能の高い設計やZEH*（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を取り入れます。
- ◆ 再生可能エネルギー由来の電力を使用します。
- ◆ 自家用車の購入・買換えの際には、電気自動車等の環境負荷の少ない車種を導入します。
- ◆ 近くへの移動は自動車の利用をなるべく控え、徒歩か自転車で移動します。
- ◆ 公共交通機関を活用します。
- ◆ 燃やごみを出す際は、生ごみを水切りし、戸田市推奨ごみ袋*を使用します。【新規】

事業者の役割

- ◆ 設備・機器の入替えや建物の改修の際には省エネルギー*設備（燃料種変更等を含む）を積極的に取り入れます。
- ◆ 太陽光発電、蓄電、燃料電池*、BEMS*（ビルエネルギー管理システム）などの環境負荷の少ないエネルギーシステムの導入を進めます。
- ◆ 建物新築時にエネルギー性能の高い設計やZEB*（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を取り入れます。
- ◆ 再生可能エネルギー*由来の電力を使用します。
- ◆ 省エネルギー型の事業活動を行います。
- ◆ 事業活動により排出する温室効果ガス*排出量の可視化や省エネルギー診断を受診します。
- ◆ 社用車の購入・買換えの際には、電気自動車等の環境負荷の少ない車種を導入します。
- ◆ 近くへの移動は自動車の利用をなるべく控え、徒歩か自転車で移動します。
- ◆ 公共交通機関を活用します。
- ◆ 可能な範囲でリモートワーク*を実施します。
- ◆ 地球温暖化*対策を実施するための計画（地球温暖化対策計画）を策定し、市に提出します。
(年間のエネルギー使用量（原油換算）が1,500キロリットル以上の事業者)



EV 公用車と充電スタンド



toco バス

脱炭素社会に求められる水素エネルギーの活用

二酸化炭素（CO₂）を排出しない脱炭素*社会には、クリーンなエネルギーへの変革が必要不可欠です。様々なエネルギーの中で、水素を利用することは、有力な温暖化対策の一つとして注目されており、国内外で導入が進められています。水素をエネルギーとして利用することは、次の点などから有効であるとされています。

- 環境負荷の低減
水素は利用時にCO₂を排出しないため、環境負荷を低減できます。再生可能エネルギー*からつくる水素は、さらにCO₂削減効果が期待できます。
- 災害時におけるエネルギー供給
災害時に既存の電力インフラが止まった場合でも、あらかじめ水素を貯蔵しておくことで、燃料電池*等を通してエネルギーを供給できます。
- 電気と熱の2つのエネルギーの供給
水素は燃料電池を通して電気エネルギーだけでなく熱エネルギーも供給できるため、エネルギーの有効利用が可能です。この特性を活用したのが、家庭用燃料電池で、発電時の排熱を利用してお湯をつくり、省エネ*に貢献しています。



出典：脱炭素化にむけた水素サプライチェーン・プラットフォーム（環境省）

水素そのものは無色透明ですが、製造過程の違いにより色（グリーン水素、ブルー水素、グレー水素）で表現されることがあります。その中で、再生可能エネルギーなどを使って、製造工程においてCO₂を排出せずにつくられた水素を「グリーン水素」と呼びます。この水素が、脱炭素社会実現の柱として本格活用が期待されています。

また、ガスの脱炭素化技術の一つに「メタネーション」があります。CO₂と水素から「メタン」を合成しますが、現在の都市ガスの原料である天然ガスを、この合成メタンに置き換えることで、ガスの脱炭素化を目指します。原料の「水素」も、「グリーン水素」を用いれば、環境に負荷をあたえません。

市では、家庭用燃料電池の設置や燃料電池自動車（FCV*）の導入に対し、補助制度を実施しています。

プロジェクトの柱

(1) - ② 市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減 【緩和策】

<関連する主な基本施策>

- 公共施設等のエネルギー対策の推進

市の主な取組

- ◆ 蕨戸田衛生センター*で発電した電力を利用します。
- ◆ 公共施設への省エネルギー*・再生可能エネルギー*設備の導入を促進します。
- ◆ 公用車の電動化を推進します。
- ◆ 再生可能エネルギー由来の電力を調達します。【新規】

市民の役割

- ◆ 公共施設を利用する際には、レンタルスペースのこまめな消灯や空調の適正利用など、できる範囲で省エネルギー対策へ協力します。

事業者の役割

- ◆ 公共施設を利用する際には、レンタルスペースのこまめな消灯や空調の適正利用など、できる範囲で省エネルギー対策へ協力します。

プロジェクトの柱

(1) - ③ 気候変動・気象災害への備えの強化 【適応策】

<関連する主な基本施策>

- 気候変動*がもたらす気象災害への対応
- 熱中症*や感染症などの健康被害への対応
- 最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応

市の主な取組

- ◆ 戸田市気候変動適応センター*から熱中症などに関する情報を発信します。
- ◆ 水害に対する意識啓発や情報発信を行います。
- ◆ 河川氾濫に備え、治水対策を推進します。
- ◆ 内水氾濫*に備え、雨水排水対策を推進します。
- ◆ 公園や緑地などの整備において、暑熱の緩和や水害の軽減の機能を持つグリーンインフラ*を推進します。【新規】
- ◆ 災害廃棄物*の適正処理の体制を構築します。
- ◆ 热中症や感染症などの健康被害への取組を行います。
- ◆ クールスポット（クールシェア*・クールオアシス*）を設置し、周知を行います。

市民の役割

- ◆ 気候変動*に関心を持ち、生活への影響などについて考えます。
- ◆ 災害時に備え、戸田市ハザードブック*を活用し避難経路や避難所の確認をします。
- ◆ 自宅周辺の落ち葉やごみを取り除き、雨水が溜まる環境を極力減らします。
- ◆ 雨水貯留施設を導入します。
- ◆ 熱中症*や感染症に関する情報を収集し、予防に努めます。

事業者の役割

- ◆ 気候変動に関心を持ち、事業活動への影響などについて考えます。
- ◆ 災害時に備え、戸田市ハザードブックを活用し事前の対応を進めます。
- ◆ 事業所周辺の落ち葉やごみを取り除き、雨水が溜まる環境を極力減らします。
- ◆ 雨水貯留施設を導入します。
- ◆ 熱中症や感染症に関する情報を収集し、従業員同士で情報共有するとともに、予防に努めます。

緩和と適応

気候変動対策は、気候変動の原因を少なくする「緩和」と、気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の2つの種類に分ることができます。

具体的な対策例を挙げると「緩和」では、省エネ*の取組、再生可能エネルギー*などの低炭素*エネルギーの活用、エコカーの普及、植物による CO₂ の吸収源*対策などが挙げられます。

これに対して、「適応」には、災害に備えたまちづくり、渇水対策や農作物の新種の開発、熱中症予防、などが例として挙げられます。

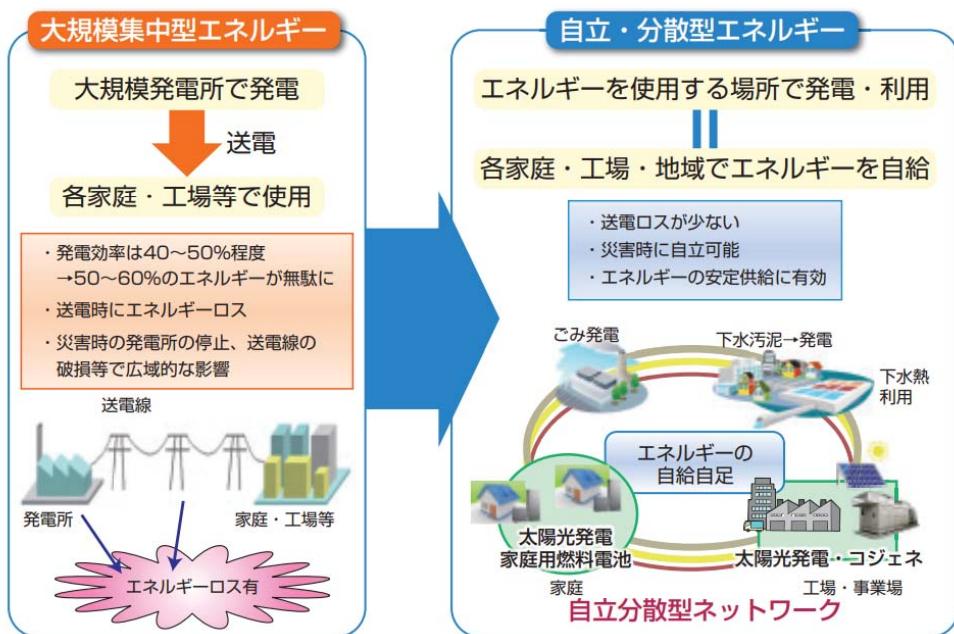
気候変動対策には、「緩和」と「適応」の両輪で取り組んでいくことが重要です。



エネルギーの低炭素化と災害時の備えを確保する 自立・分散型エネルギー

近年、地球温暖化*による気候変動*が深刻化し、豪雨・台風等の気象災害が市民生活に大きな影響を及ぼしています。地球温暖化防止のためには、その要因であるCO₂等の温室効果ガスの排出を削減することはもちろん重要ですが、同時に、災害時のエネルギーの確保等の備えも大切です。太陽光発電システムや蓄電池等の設備導入が進むと、平時のエネルギーの低炭素*化を実現するだけではなく、災害などにより停電が生じた場合にエネルギーが確保できます。このことからも再生可能エネルギー*・蓄エネルギー・システム等の普及拡大が望まれるところです。

また、発電所でつくられた電力が家庭や事業所に届くまでに、50~60%のロスが生じると言われています。エネルギーのロスをなくすとともに、災害時等のエネルギー確保のために、地域のエネルギーは地域でつくる自立・分散型エネルギー*システムの構築を強化していくことが不可欠です。



出典：自立分散型エネルギー社会の構築に向けて（埼玉県）

また、住宅に自立・分散型エネルギーを導入する方法として、V2H*があります。これは、電気自動車に蓄えた電気を住宅で使う仕組みのことです。

市では、太陽光発電システムや蓄電池等の環境配慮型システムやV2H機器等を設置する場合に補助金制度を実施しています。



出典：資源エネルギー庁ホームページ

■ プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

【緩和策】

項目	基準 (年度)	目標	
		2025（令和7）年度	2030（令和12）年度
市域の温室効果ガス*削減率	842,679t-CO ₂ (2013(平成25))	32.5%	46%
市域の再生可能エネルギー*導入量 (累計)	10,899kW (2022(令和4))	13,400kW	17,500kW
環境配慮型システム等 設置費補助実績	153件 (2019(令和元))	180件	180件
電気自動車等導入費補助実績 (EV*・PHV*・FCV*)	16件 (2019(令和元))	40件	40件
自転車通行空間の整備	7.35km (2019(令和元))	14.25km	18.5km
コミュニティバス*「toco」の 年間利用者数	367,996人 (2018(平成30))	370,000人	※1
市事務事業の温室効果ガス排出量 (削減率)	11,528 t-CO ₂ (2013(平成25))	35.3%	50%
公用車への電動車*導入 実績(割合)(※2) (代替可能な電動車がない場合等を除く、 新規導入・更新について)	一部新規	100%	100%
市域の電力使用量	846,392千kWh (2022(令和4))	※3	※3

※1 「コミュニティバス「toco」の年間利用者数」の2030（令和12）年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画の目標設定時に設定を行います。

※2 前回の計画における公用車への電気自動車導入実績(割合)の指標については、国の施策に準じ、指標内容の見直しを行いました。(電動車：EV、PHV、FCV、HV)

※3 市域の電力使用量は、省エネ*により減少や電化や人口増による増加など様々な要因を含んでいます。電化することで電力使用量は増えるものの、温室効果ガス排出量が減少するなど一概に増加することが悪いと言い切れない側面もあることから、目標値は設定しませんが、市域の電力使用量の推移を注視してまいります。

【適応策】

項目	基準 (年度)	目標	
		2025（令和7）年度	2030（令和12）年度
自主防災会に防災士*がいる 割合	63.8% (2019(令和元))	100%	※1
さくら川護岸改修整備率	46.8% (2019(令和元))	60.1%	※1
雨水整備率(※2)	72.0% — (2019(令和元))	73.5% 16.5ha	※1
公共施設でのクールシェア*・ クールオアシス*実施数	新規	16施設	16施設

※1 「自主防災会に防災士がいる割合」、「さくら川護岸改修整備率」と「雨水整備率」の2030（令和12）年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画の目標設定時に設定を行います。

※2 下水道（雨水）の整備率及び整備予定面積（土地区画整理事業区域は除く）

電化

電化とは、暮らしや経済活動等に必要なエネルギー源を、CO₂を排出する石油や石炭、都市ガスなどの化石燃料から、電力に転換することをいいます。

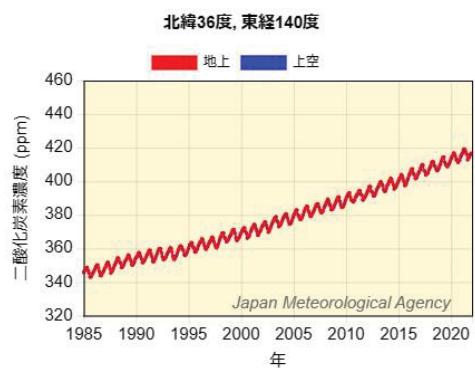
カーボンニュートラル*の実現には、家庭やオフィス、運輸や産業などのエネルギーの需要側で、この電化を進めることが重要です。同時に、その電源の脱炭素*化も必要となります。電源として、発電時にCO₂を排出しない太陽光や風力発電などの再生可能エネルギー*を利用拡大していくことで、カーボンニュートラルの実現に近づきます。

CO₂の重さ

二酸化炭素（化学式：CO₂）は、常温では無色・無臭の気体として存在します。水に溶けやすく、その水溶液は弱酸性を示します。高濃度では有毒であり、酸素を減少させるために窒息性の気体でもあります。

二酸化炭素の重さは、空気と比べると約1.5倍となります。そのため、換気の悪い部屋でゆっくり放出すると低い方へ流れ下り、低い部分にたまることがあります。大気中では、気流の影響を受けるため、地表面に滞留することはありません。

化石燃料の使用などにより地表面で排出される二酸化炭素の濃度は、季節により増減を繰り返します。それは地表面、上空ともに同じ挙動を示し、長期的に増加しています。



出典：気象庁ホームページ

(2) 身近なエコ・資源循環推進プロジェクト

資源循環を中心に、環境に配慮したライフスタイル*の普及に向けて、多くの人が日常的に取り組みやすい行動や日常生活に密接に関連する取組を推進します。本プロジェクトでは、節電・省エネルギー*行動をはじめ、3R*（リデュース・リユース・リサイクル）、プラスチック*ごみや食品ロス*問題、環境美化に関することなどを取り上げています。

「環境は足元から」を合言葉に、日常生活の中で無理なく楽しんでできることから始め、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで環境向上への大きな力とし、環境負荷の少ない循環型社会*の実現を目指しましょう。

■ 身近なエコ・資源循環推進プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

※ 新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。

プロジェクトの柱

(2) - ① 身近なエコ活動の推進

<関連する主な基本施策>

- 省エネルギーの徹底
- 脱炭素*都市づくり・移動の脱炭素化
- 気候変動*がもたらす気象災害への対応
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- 家庭における緑化の促進

市の主な取組

- ◆ 国民運動「デコ活*」を推進します。
- ◆ 緑のカーテン*の普及啓発を行います。
- ◆ 自動車利用の自粛やエコドライブ*の普及啓発を行います。
- ◆ フードマイレージ*や食料の地産地消*に関する啓発や取組を行います。
- ◆ 水の利用についての普及啓発を行います。
- ◆ 地球にやさしい製品やグリーン購入*の実践・普及啓発を行います。

市民の役割

- ◆ 国民運動「デコ活」への関心を持ち、日常生活でできることを実践します。
- ◆ 緑のカーテンを活用します。
- ◆ 自動車の利用をなるべく控え、運転する際にはエコドライブを心がけます。
- ◆ 食品購入の際には、埼玉県産の農産物を選択します。
- ◆ 節水を心がけます。
- ◆ 環境に配慮した製品やサービスに関心を持ち、選択します。
- ◆ 宅配の受取にあたっては、宅配ボックスの設置や置き配の利用など再配達とならないよう努めます。

事業者の役割

- ◆ 国民運動「デコ活*」への関心を持ち、事業活動において実践します。
- ◆ 緑のカーテン*を活用します。
- ◆ 自動車の利用をなるべく控え、運転する際にはエコドライブ*を心がけます。
- ◆ 埼玉県産の農産物に関心をもち、事業活動に取り入れます。
- ◆ 節水を心がけます。
- ◆ 環境に配慮した製品やサービスを選択・提供します。
- ◆ 宅配ボックスの整備等を通じた、駅やコンビニエンスストア等での受取方法の多様化を促進し、再配達の削減を図ります。

プロジェクトの柱

(2) - ② 資源循環の推進による環境負荷の低減

<関連する主な基本施策>

- 3R*（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- プラスチック*ごみ問題への取組の推進
- 食品ロス*問題への取組の推進
- 適正・円滑なごみ処理の推進

市の主な取組

- ◆ ごみ出しと分別の適正化を図ります。
- ◆ 市内在住の外国人の方に向けて、ごみ集積所の看板やごみの出し方マニュアルの外国語版を作成し、ごみの分別や排出マナーの向上を図ります。
- ◆ 事業系ごみの適正処理を促します。
- ◆ 資源回収や再生品の利用を促進します。
- ◆ ごみの減量によりメタンや一酸化二窒素の削減を図ります。
- ◆ 環境負荷の少ない冷媒機器を選択し、機器の適切な廃棄・回収等の啓発により代替フロン類*の適正処理を図ります。
- ◆ 生ごみの資源化を推進するため、生ごみ処理機購入費補助金制度を実施します。
- ◆ 戸田市版プラスチック・スマートアクション*に基づき、プラスチックごみ問題に関する取組や啓発を推進します。【新規】
- ◆ マイボトルに注ぐタイプの給水機を公共施設に設置します。【新規】
- ◆ 食品ロス問題に関する取組を推進します。
- ◆ 蕨戸田衛生センター*において安定したごみ処理を継続するとともに、施設の老朽化を踏まえて、建て替えや大規模改修、防災・災害対策を含めた今後のあり方について検討します。

市民の役割

- ◆ ごみ出しのルールを守り、分別を正しく行います。
- ◆ 中古品・再生品を積極的に利用します。
- ◆ 環境負荷の少ない冷媒機器を選択し、代替フロン類*が使用されている家電を廃棄する際は、購入店か県の登録業者に依頼し適切に処理します。
- ◆ 生ごみを自家処理し、資源化を実践します。
- ◆ 戸田市版プラスチック・スマートアクション*に基づく取組を実施します。【新規】
- ◆ プラスチック*ごみ問題の現状を知り、プラスチックごみを減らすように努めます。
- ◆ プラスチック製容器包装の分別を適切に行い、資源の適切な回収につなげます。
- ◆ マイバッグ・マイボトルを持参します。
- ◆ 食品ロス*問題の現状を知り、食品ロスを減らすように努めます。
- ◆ 食品を無駄に買わないよう心がけ、買ったものは使い切り、食べきます。
- ◆ フードドライブ*などの食品有効利用に向けた取組に協力します。【新規】

事業者の役割

- ◆ 資源の分別や回収ルールの徹底など、廃棄物処理を正しく行います。
- ◆ 再生資源利用製品について関心を持ち、事業活動に取り入れます。
- ◆ 環境負荷の少ない冷媒機器を選択し、代替フロン類が使用されている機器の点検・管理による漏えい防止に努め、廃棄の際には適切な回収・処理を行います。
- ◆ 事業活動において発生する生ごみの資源化や適正処理を行います。
- ◆ 戸田市版プラスチック・スマートアクションに基づく取組を実施します。【新規】
- ◆ プラスチック製容器包装の削減に向けて取り組みます。
- ◆ マイボトルを持参します。
- ◆ バイオプラスチック*などの代替素材に関心を持ち、事業活動に取り入れます。
- ◆ プラスチック製品の製造にあたっては、より持続可能性が高まるることを前提に再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源（紙・バイオプラスチック等）に適切に切り替える Renewable（リニューアブル）を実施します。【新規】
- ◆ 食品廃棄物*の削減に向けて取り組みます。
- ◆ フードドライブやフードバンク*などの食品有効利用に向けた取組に協力します。

冷媒

空調機器や冷凍冷蔵機器の正常な作動には、熱を運ぶ働きをする「冷媒」が必要です。冷媒として働いている物質には、フロンガスという化学物質が大半を占めており、フロン類*は、二酸化炭素と同じように地球を暖める力をもつ「温室効果ガス」の仲間です。しかも、二酸化炭素が地球を暖める効果を1とすると、フロン類の力はその何千倍にも及びます。たとえ少量でも、冷媒のフロン類が機器の使用中に漏れ出ることで、また機器を捨てる時に回収されずに大気中に放出されることで、地球温暖化*に大きな影響を与えています。冷媒を使用しているエアコンや冷蔵庫は「家電リサイクル法」や「フロン排出抑制法」の対象製品であるため、適切に廃棄を行いましょう。

プロジェクトの柱 (2) - (3) 環境美化の推進

<関連する主な基本施策>

- 適正・円滑なごみ処理の推進
- ごみ出しの適正化、不法投棄*等の防止
- 美化活動と環境マナー普及の推進

市の主な取組

- ◆ 美化活動と環境マナーの普及を行います。
- ◆ 駅前の喫煙制限区域の巡回強化や指導等による路上喫煙対策を推進します。
- ◆ プラスチック*ごみの取組として、530運動*をはじめとしたまちの清掃活動が、川や海のごみ削減につながることを周知します。
- ◆ 不法投棄の早期発見と未然防止のため、パトロール等の監視体制を強化します。
- ◆ 放置自転車対策を推進します。

市民の役割

- ◆ ごみのポイ捨てや不法投棄をせず、環境美化に努めます。
- ◆ たばこの吸い殻は灰皿などの適切な場所へ処理します。
- ◆ 歩行喫煙や喫煙制限区域内での路上喫煙はしません。
- ◆ ペットの糞*は持ち帰ります。
- ◆ 自転車は決まった駐輪場所に停めるなど、自転車利用のルールを守ります。
- ◆ 地域の清掃活動などに关心を持ち、積極的に参加します。

事業者の役割

- ◆ 清掃活動の実施など、事業所周辺の環境美化に努めます。
- ◆ 事業活動において発生したごみは、処理業者、処分ルート、処理方法などについて責任をもって把握し、不法投棄や不適正処理を防止します。
- ◆ 事業所周辺における駐輪対策を徹底します。

ポイ捨てや路上喫煙への取組

市では、ポイ捨て・飼い犬の糞放置・歩行喫煙の防止を目的とした戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例に基づき、環境美化の取組を推進しています。

特に、人の往来が多い駅前の喫煙制限区域では、環境美化はもちろんのこと、喫煙行為による危険を防ぎ、喫煙しない方の健康を守るため、巡回啓発員の配置、指導等を経て最終的に過料を科すなど、路上喫煙対策を強化しています。

戸田市推奨ごみ袋

ごみ袋の焼却時に排出される温室効果ガスの低減や、ごみ集積所の景観改善・環境衛生の向上を図るため、「花火」と「サクラソウ」をデザインした「戸田市推奨ごみ袋*」を導入しました。

推奨ごみ袋には、ポリエチレン 100 パーセントのポリ袋と比較して、燃焼時に発生する温室効果ガスの排出を 2 割以上抑える素材を使用しています。

なお、指定袋ではないため、これまでどおり透明や半透明のごみ袋もご利用いただけます。



戸田市推奨ごみ袋

ごみの水切りは大切

生ごみの約 8 割が水分とも言われています。焼却する廃棄物の中に水分が多く含まれていれば、水分の蒸発に熱が使われ、それだけ廃棄物の燃焼効率が低下します。特に、廃棄物の焼却熱の有効利用を行っている廃棄物焼却施設の、熱利用効率が低下します。

また、水切りを行うことによって、ごみの軽量化や、臭いが減る等のメリットがあります。

■ プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

項目	基準 (年度)	目標	
		2025（令和7）年度	2030（令和12）年度
国民運動「デコ活*」の啓発回数	新規事業	2回以上	2回以上
市内から出たごみの 1人1日当たりの排出量	895g (2019(令和元))	680g	※1 (2027(令和9) : 661g)
市内で排出された 一般廃棄物*のリサイクル率	18.1% (2018(平成30))	23.5%	※1 (2027(令和9) : 25%)
530運動*におけるごみの回収量	16,460kg (2018(平成30))	16,460kg 以下	※2
市内で発生した不法投棄*の 件数	1,298 件 (2019(令和元))	1,298 件以下	※2

※1 「市内から出たごみの1人1日当たりの排出量」と「市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率」については、関連計画のごみ処理基本計画の最終目標が2027（令和9）年度であるため、2030（令和12）年度値については新たに目標設定を行う際に検討します。

※2 「530運動におけるごみの回収量」と「市内で発生した不法投棄の件数」の2030（令和12）年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画の目標設定時に設定を行います。

デコ活

「デコ活」とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素*(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。2050年カーボンニュートラル*及び2030年度までに温室効果ガスの2013年度比で46%削減の目標実現に向け、暮らしやライフスタイル*でも大幅なCO₂削減が求められていますが、国民・消費者の行動に具体的に結びついているとはいえない状況であるため、全体像として脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの絵姿を示し、具体的なデコ活アクションを掲載しています。

市では、2023（令和5）年11月にデコ活宣言をしています。市民・事業者に向けて脱炭素につながる情報提供を行います。



(3) 水循環・生物多様性保全プロジェクト

水と緑のネットワーク*形成を中心として、生物多様性*を支える自然環境・生態系*の保全、市民の生活環境の保全についての取組を推進します。また、緑を活用したまちづくりが進むことにより、自然環境の創出だけではなくヒートアイランド対策や雨水排水対策などの気候変動*への適応にもつながるため、自然環境の保全と気象災害への対応の両側面から取組を強化します。

■ 水循環・生物多様性保全プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

プロジェクトの柱

(3) - ① 水循環・生物多様性の保全の推進

<関連する主な基本施策>

- 自然環境の保全・再生・創出
- 野生生物の保護
- 特定外来生物*等への対応

市の主な取組

- ◆ 戸田ヶ原自然再生事業などにより荒川堤外の生物多様性の保全を推進します。
- ◆ 市域の自然環境の調査を実施します。
- ◆ 特定外来生物*のアライグマについて、県の防除計画に基づいて捕獲します。
- ◆ 自然環境に配慮した親水性の高い河川護岸を整備します。
- ◆ 市管理河川の水質改善を図ります。
- ◆ 関係機関と協力し、公共用水域の水質維持に努めます。
- ◆ 下水道の整備と改善を図ります。

市民の役割

- ◆ 自然環境や生き物について関心を持ち、ふれあいを楽しみます。
- ◆ 自然環境とふれあうときには、生態系を損なわないようマナーを守り、自然保護に努めます。
- ◆ 野生生物への正しい接し方を理解し、実践します。
- ◆ ペットの管理を適切に行い、生態系を守ります。
- ◆ 河川や水辺について関心を持ち、ふれあいを楽しみます。
- ◆ 下水環境を快適に保つために、家庭で出た油などはそのまま流さず、ふき取ります。

事業者の役割

- ◆ 開発等において、自然環境保全への理解を示し、協力します。
- ◆ 生き物の取り扱いに関するルールを順守します。
- ◆ 事業活動における適正な排水処理を実施します。
- ◆ 事故等による有害物の流出を防止するよう、徹底します。

プロジェクトの柱

(3) - ② まちづくりへの緑の活用の推進

<関連する主な基本施策>

- 気候変動*がもたらす気象災害への対応
- 民間の建物や敷地の緑化の促進
- 公共空間の緑化の推進
- 家庭における緑化の促進

市の主な取組

- ◆ 公共施設の緑化や既設の緑の適切な維持管理を推進します。
- ◆ 公園リニューアル計画に基づき、身近な公園・緑地を活用します。
- ◆ 緑のネットワーク*化へ向けた公共空間等の緑地を整備します。
- ◆ 保存樹木*補助金制度を実施し、土地所有者等の協力により緑の保全を行います。
- ◆ 生け垣等設置奨励補助金制度を実施し、民間の建物や敷地の緑化の支援を行います。
- ◆ 民間の開発において、緑化の指導を行います。
- ◆ 未利用区画を利用し緑化を推進します。

市民の役割

- ◆ 公園等の公共の緑に親しみを持ち、保全や創出に協力します。
- ◆ 市や事業者との協働*による緑の維持管理へ協力・参加します。
- ◆ 緑化に関する各種補助金制度について情報収集し、活用します。
- ◆ 植物に親しむことや園芸などの実践により、住まい周辺の緑化に努めます。
- ◆ 所有する土地や樹木を適切に管理します。

事業者の役割

- ◆ 公園等の公共の緑に親しみを持ち、保全や創出に協力します。
- ◆ 市や市民との協働*による緑の維持管理へ協力・参加します。
- ◆ 所有する建物や敷地周辺の緑化に努めます。
- ◆ 所有する土地や樹木を適切に管理します。
- ◆ 開発等において、積極的に緑化を進めます。

プロジェクトの柱

(3) - ③ 生活環境の保全の推進

<関連する主な基本施策>

- 公害の防止
- 環境汚染等への対応

市の主な取組

- ◆ 净化槽*の設置と適正な維持管理について啓発や指導を行います。
- ◆ 環境に配慮した設備の導入を行う企業に支援を実施します。
- ◆ 関係機関と連携し、公害発生防止への対策や環境汚染等への対応を行います。

市民の役割

- ◆ 净化槽を利用する場合は、適切な維持管理を行います。
- ◆ 近所迷惑となる音や臭いを出さないように心がけます。

事業者の役割

- ◆ 公害発生の防止のために対策を講じます。
- ◆ 净化槽を利用する場合は、適切な維持管理を行います。
- ◆ 事業活動において、騒音や振動、悪臭が発生しないように対策を講じます。

■ プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

項目	基準 (年度)	目標	
		2025（令和7）年度	2030（令和12）年度
緑地面積	568.43ha (2014(平成 26))	※1	概ね 570ha
市街化区域の緑被率*	10.38% (2014(平成 26))	※1	概ね 15%
緑化推進重点地区の緑被率	10.93% (2014(平成 26))	※1	概ね 16%
下水道整備普及率	92.9% (2019(令和元))	96.7%	※2
浄化槽*法定検査実施率 (※3)	30.4% (2019(令和元))	33.0%	35.0%

- ※1 「緑地面積」、「市街化区域の緑被率」、「緑化推進重点地区の緑被率」については、関連計画の戸田市緑の基本計画で 2025（令和7）年度の目標値設定がないため、最終目標のみ設定します。
- ※2 「下水道整備普及率」の 2030（令和12）年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画後期基本計画の目標設定時に設定を行います。
- ※3 前計画における BOD*環境基準*達成率の指標については、目標の達成状況に鑑みて、新たに「浄化槽法定検査実施率」へと指標を変更し設定しております。



市役所南通り 街路樹



荒川

(4) 環境交流プロジェクト

本プロジェクトでは、これまでに挙げた3つのプロジェクトの推進効果を高めるため、情報発信の強化や環境学習の支援に取り組みます。また、市や地域・市民団体・事業者の交流・連携の推進についても取り組んでいきます。

環境に関心を持ち、市や地域・市民団体・事業者が行う環境イベントや環境活動に参加することで、人々との交流を広げ、地域の環境課題の解決に向けて協働*で取り組みます。また、子どもたちの環境学習を支援し、環境保全を未来につないでいきましょう。

■ 環境交流プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

※ 新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。

プロジェクトの柱

(4) - ① イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

＜関連する主な基本施策＞

●環境情報の整備・発信 ●環境保全活動の促進・支援 ●事業者との協力体制づくり

市の主な取組

- ◆ 環境に関するイベントや活動を企画・開催し、環境啓発を行います。
- ◆ 市や市民団体などが行っている環境活動や、環境に関わる情報を整理し、発信します。
- ◆ SNSの活用など、発信方法の多様化を図り、環境情報の発信強化に取り組みます。

市民の役割

- ◆ 環境に関心を持ち、環境に関するイベントや活動、環境情報について調べます。
- ◆ 関心のある環境イベントや環境活動に参加します。

事業者の役割

- ◆ 環境に関するイベントや活動に関心を持ちます。
- ◆ 関心のある環境イベントや環境活動に参加し、環境啓発に協力します。
- ◆ 環境情報を収集し、事業を通して環境活動に取り組みます。

プロジェクトの柱

(4) - ② 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

<関連する主な基本施策>

- 環境学習の促進・支援
- 学校教育における環境学習の支援
- 事業者との協力体制づくり

市の主な取組

- ◆学校教育において環境教育・環境学習の機会を提供します。
- ◆市による出前講座の開催や、市民団体等による出前講座を支援することで、環境学習の機会を提供します。
- ◆環境体験学習を開催し、体験や交流の機会を提供します。
- ◆職員への環境教育に取り組むことで、環境に対する意識を高めます。

市民の役割

- ◆環境に関心を持ち、自ら学びます。
- ◆自分の知識や経験を活かし、子どもの環境教育・環境学習を支援します。
- ◆出前講座などを活用し、子どもの環境学習を支援します。
- ◆体験学習を通じて、子どもが環境とふれあう機会を支援します。

事業者の役割

- ◆従業員の環境教育を進めます。
- ◆事業を通じて培ったノウハウなどを活かし、市民や子どもの環境学習を支援します。

エコライフ DAY

地球温暖化*防止のため、みんなで、1日、環境にやさしい生活にチャレンジしてみようという取組です。2000（平成12）年に川口市から始まった取組で、チェックシート（環境家計簿）をチェックすることで、1日の行動の中でどれだけCO₂を減らせたのか数値で実感することができます。本市では現在、埼玉県が作成するエコライフDAYチェックシートを活用し、市内小・中学校、家庭や民間企業など市域全体への取組の普及・拡大を図っています。



出典：埼玉県ホームページ

プロジェクトの柱

(4) - ③ 協働・連携による環境保全の推進

<関連する主な基本施策>

- 環境保全活動の促進・支援
- 環境保全活動のネットワークづくり
- 事業者との協力体制づくり

市の主な取組

- ◆市民団体やボランティア活動を支援することで、環境活動への参加機会の充実や交流の促進を図り、環境活動のネットワークづくりを進めます。
- ◆会議やアンケートを通して、市民や事業者等のニーズの把握に取り組みます。
- ◆公民連携*による環境活動の推進や包括連携協定*を活用した手法について検討します。
- ◆友好・姉妹都市など、自治体間連携による環境保全活動を推進します。【新規】

市民の役割

- ◆環境活動に参加することで、地域の交流を深め、地域の環境保全に努めます。
- ◆環境に関する会議やアンケートに協力します。

事業者の役割

- ◆地域の環境活動に参加・協力し、交流を深めます。
- ◆環境に関する会議やアンケートに協力します。
- ◆公民連携や包括連携協定により、市と協働*で環境活動に取り組みます。



戸田市情報ポータルサイト

戸田市情報ポータルサイト



戸田市

@toda_city

埼玉県戸田市の公式アカウントです。市ホームページ新着情報や市からのお知らせのほか、災害時には災害関連情報を発信します。原則として、フォロー・リプライ（返信）は行いませんのでご了承ください。質問・ご意見については、市ホームページの右上にある【お問い合わせ】幕をご利用ください。

埼玉県戸田市 city.toda.saitama.jp

2012年3月からTwitterを利用しています

環境交流プロジェクトにおける取組の紹介

● 環境関連イベントの企画・開催

環境に関心をもってもらえるよう、環境啓発につながるイベントを毎年開催しています。市民団体、町会・自治会、企業など、多くの方々にご協力いただいています。

＜環境関連イベント＞

とだ環境フェア、戸田ヶ原さくらそう祭り、笛目川秋フェスタ など

● 環境活動の企画・開催

環境保全を身近に感じていただけるよう、皆さんに参加していただける環境活動を行っています。交流機会の場にもなるため、多くの方々にご参加いただいています。

＜環境活動＞

戸田 530 運動*、とだグリーンウェイブ、荒川クリーンエイド など

● 環境関連講座による環境学習

子どもから大人まで、皆さんに気軽に環境に関する知識を学んでいただけるよう、市職員、市民団体やボランティアによる出前講座を行っています。

＜出前講座＞

まちづくり出前講座、環境出前講座（とだ環境ネットワーク）、とだみちゃん出張授業など

● 環境体験学習の企画・開催

子どもが体験しながら環境について学べるよう、環境体験学習を行っています。また、環境体験学習ができる場の提供といった支援も行っています。

＜環境体験学習＞

じゃがいも掘り体験、自然学習講座（彩湖自然学習センター）、

保育園・学童保育への市民農園の貸出 など

● 市民団体やボランティア活動の支援

地域での環境活動や交流機会が促進されるよう、市民団体やボランティア活動の支援を行っています。

＜支援している活動＞

戸田市地球温暖化対策地域協議会、キャンドルナイト in とだ など

● 公民連携への取組

民間事業者と連携し、協力して環境課題の解決や新しい価値の共創につながるよう、更なる公民連携*を推進します。

＜環境活動＞

市庁舎への宅配ロッカー設置 など

■ プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

(4) - ① イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

項目	基準 (年度)	目標	
		2025（令和7）年度	2030（令和12）年度
とだ環境フェアの参加者数	274人 (2019(令和元))	300人	330人
河川イベント参加者数	1,533人 (2019(令和元))	1,698人	1,836人
とだグリーンウェイブ植樹 参加団体数	17団体 (2019(令和元))	23団体	28団体

(4) - ② 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

項目	基準 (年度)	目標	
		2025（令和7）年度	2030（令和12）年度
環境出前講座の実施回数	11回 (2019(令和元))	13回	15回
彩湖自然学習センター授業の 実施校数	12校 (2019(令和元))	12校	12校
自然学習講座の実施回数	31回 (2019(令和元))	35回	35回

(4) - ③ 協働・連携による環境保全の推進

項目	基準 (年度)	目標	
		2025（令和7）年度	2030（令和12）年度
共創のまちづくり補助金による 支援団体数	5団体 (2022(令和4))	7団体	7団体
地域通貨戸田オール*を活用した 環境団体や環境に係る事業を 実施した団体数	4団体 (2019(令和元))	4団体	4団体



とだグリーンウェイブ



さくらそう祭り

第6章 地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

1. 基本的事項

(1) 計画の目的

本計画は、市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画です。地球温暖化対策推進法*第21条第1項で策定が義務づけられており、市は、自ら率先的な取組を行うことにより、市域の市民・事業者の模範となることが求められています。

このため本章を、戸田市環境基本計画2021で包括した地球温暖化対策実行計画における事務事業編とします。

(2) 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、原則として、市が行う全ての事務や事業を対象とします。

計画の対象となる組織・施設は、市職員が直接行う事務や事業を所管する全ての組織と施設です。

(3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定する7種類とします。このうち、温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、下表の1から6の6種類となっています。

なお、本市の事務事業に関して算定対象とする温室効果ガスについては、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)とします。

■ 本計画で対象とする温室効果ガス一覧

	温室効果ガスの種類	対象範囲 (事務事業編)	算定対象(※1)	
			法令	本市(※2)
1	二酸化炭素(CO_2)	○	○	○
2	メタン(CH_4)	○	○	○
3	一酸化二窒素(N_2O)	○	○	○
4	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	○	○	-
5	パーフルオロカーボン(PFC)	○	○	-
6	六フッ化硫黄(SF_6)	○	○	-
7	三フッ化窒素(NF_3)	○	-	-

※1 事務事業編における「温室効果ガス総排出量」の算定対象範囲をいう。

※2 上記4から6の排出量が全体に占める割合が極めて小さく、その排出源が多岐にわたるなど、排出と実績の把握が困難なため、本事務事業の算定対象から除外する。

(4) 計画期間

戸田市環境基本計画2021に合わせ、2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までの7年間を計画期間とします。

2. 温室効果ガス排出量等に関する削減目標

(1) 削減目標設定の考え方

本市において地球温暖化*対策推進のため、地球温暖化対策の推進に関する法律*に基づき策定された「政府実行計画」の内容を踏まえた目標設定を行うものとします。

【政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）】

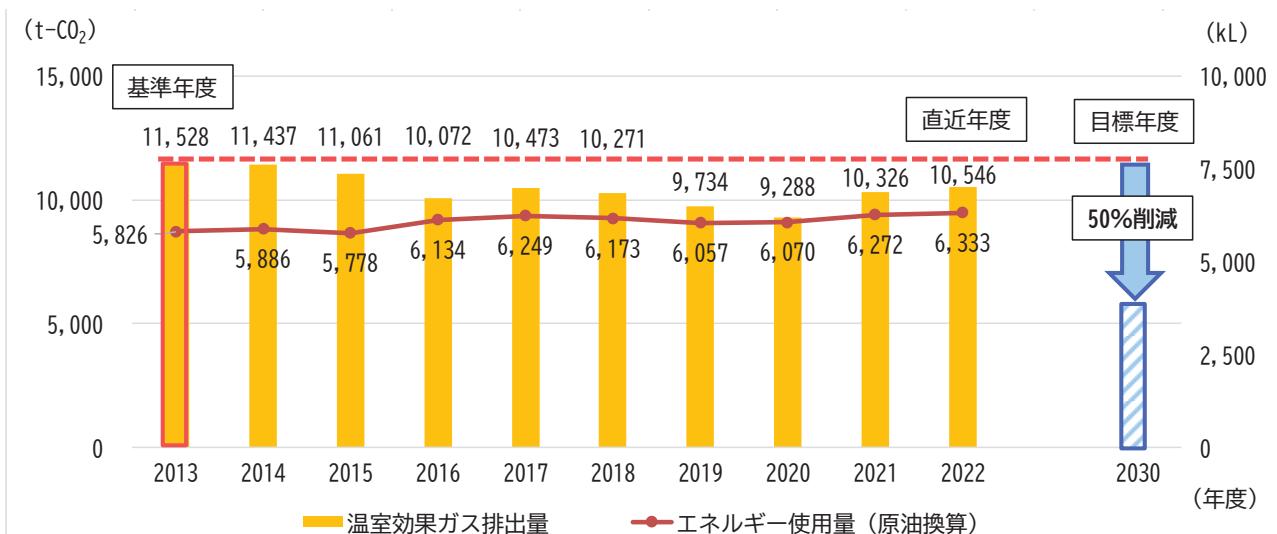
- 2013（平成25）年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガス*の総排出量を2030（令和12）年度までに50%削減することを目標とする。

(2) 削減目標

上記の考え方から、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標を以下のように設定します。

2030(令和12)年度までに市の事務事業による
温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で

50%削減



3. 目標達成に向けた取組と進行管理

（1）削減目標設定の考え方

戸田市環境基本計画 2021 の「脱炭素・気候変動適応プロジェクト」と連携し、目標達成に向けて、温室効果ガス*の排出量削減を進めていきます。また、具体的な取組については、次ページ以降に記載しています。

（2）進行管理等の方法

本計画の推進体制と進行管理の方法については、戸田市環境基本計画 2021 と同様の体制で実施し、進行管理を行います。

電力から排出される二酸化炭素の算定について、本計画には基準年度として基礎排出係数で算定を行った排出量のみを記載しておりますが、点検の際には基礎排出係数で算定した排出量とともに、調整後排出係数で算定した排出量についても算定を行い、併記して公表します。

基礎排出係数と調整後排出係数

事務事業編の基礎排出係数を用いる「温室効果ガス総排出量」の算定には、「電気事業者別排出係数」で示されている基礎排出係数を使用します。

一方、算定・報告・公表制度では、「電気事業者別排出係数」において、温室効果ガス算定排出量（実排出量）を算定するための基礎排出係数と調整後温室効果ガス排出量を算定するための調整後排出係数が示されているため、混同しないよう注意する必要があります。基礎排出係数とは、電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された二酸化炭素の量（基礎二酸化炭素排出量）を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除して算出した係数です。一方、調整後排出係数は、電気事業者の基礎二酸化炭素排出量に、固定価格買取制度による買取費用の負担に応じた調整分等を反映し、電気事業者が供給（小売り）した電力量で除して算出した係数です。

温室効果ガス目標値の評価について

本計画は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和5年3月）に基づき策定を行っています。再生可能エネルギー*電力の調達等の取組が反映できるよう、点検に当たっては、基礎排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量に加え、調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量を併せて公表するものとされています。また、本計画において定める温室効果ガスの総排出量の削減目標の達成は、調整後排出係数を用いて算定した総排出量を用いて評価することができるものとされています。

政府実行計画の取組概要

政府実行計画では、温室効果ガス*排出量削減目標（2030（令和12）年度までに50%削減（2013（平成25）年度比））を達成するため主な取組として、以下の内容が盛り込まれています。

地方公共団体実行計画（事務事業編）において、目標達成に向けた具体的な措置等を設定するにあたっては、政府実行計画を参考に検討することが望ましいとされています。

政府実行計画の概要（2021（令和3）年10月22日閣議決定）

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則**ZEB Oriented**相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready**相当となることを目指す。

※ ZEB Oriented : 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



廃棄物の3R+Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R+Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、**脱炭素化された電力による電化を進める**、**電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換**することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

4. 取り組み事項

（1）温室効果ガス排出削減に向けた重点的な取組

これまでの市の取組実績と 2050 年ゼロカーボンシティの実現を視野に入れ、市の事務事業における温室効果ガス*排出量の削減をより一層図るため、以下の 3 点について、市として重点的に取り組むこととします。

- ◆ 省エネルギーの徹底
- ◆ 再生可能エネルギーの利用拡大
- ◆ 公用車の電動化・移動による脱炭素化

◆ 省エネルギー*の徹底

主な取組

- ◆ 全照明（可能なものの）の LED* 化を図る。【新規】
- ◆ 今後の新築建物（建替含む）については、可能な限り建物内の消費エネルギーを最小化しつつ、太陽光発電などにより創出したエネルギーの活用を目指す。【新規】
- ◆ 先進的な建築技術によるエネルギー負荷の抑制や高効率な設備システムの導入を行い建物の脱炭素*化を図る（燃料種変更等を含む）。
- ◆ 事務事業における省エネ行動を徹底する。

◆ 再生可能エネルギー*の利用拡大

主な取組

- ◆ 調達する電力を、可能な限り順次再生可能エネルギー電力とすることを目指す。【新規】
- ◆ 設置可能な建築物の約 50% 以上に太陽光発電設備を設置することを目指し、設置においては PPA* モデルの活用なども検討する。【新規】

◆ 公用車の電動化・移動による脱炭素化

主な取組

- ◆ 新規導入・更新する公用車については、代替可能な電動車*がない場合等を除き、2030（令和 12）年度までに全て電動車とする。
- ◆ 公用車の利用は必要最低限とする。

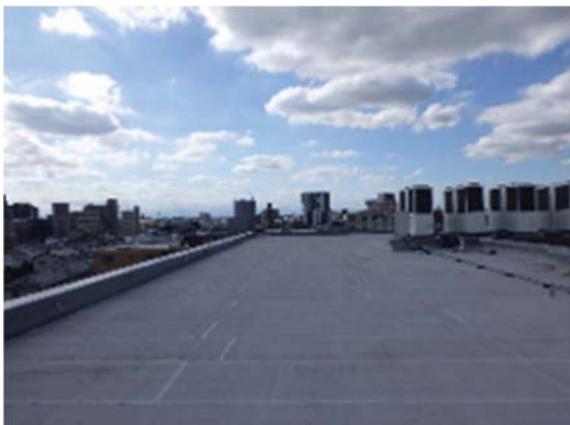
太陽光発電設備等導入調査

2024(令和6)年度に、公共施設において太陽光発電設備を効果的かつ効率的に導入するため、市内56施設の導入可能性を調査しました。

調査の結果、下表のとおり8施設15棟が、導入効果が高い施設として抽出されました。

公共施設における太陽光発電設備の設置については、施設の改修の時期や財政状況、温室効果ガス排出量の削減目標に対する実績値の推移などを考慮した上で検討してまいります。

No.	施設名	設置可能棟数	設備容量
1	戸田東小・中学校	2棟	334.78 kW
2	戸田第一小学校	3棟	266.76 kW
3	喜沢中学校	3棟	229.90 kW
4	美笹中学校	1棟	202.16 kW
5	新曽北小学校	2棟	158.84 kW
6	新曽ポンプ場	1棟	136.80 kW
7	新曽小学校	2棟	109.06 kW
8	笹目中学校	1棟	54.72 kW



(2) 施設管理担当課で取り組むべき事項

① 施設・設備の新設・更新時の省エネルギー対策

取組	
ア ESCO*事業やBEMS*（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）、ZEB*の導入検討	
イ 再生可能エネルギー*や省エネルギー*設備・機器などの導入	<ul style="list-style-type: none">✧ 太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーや蓄電池の導入を検討する。✧ 照明器具は LED*等の省エネ性能の高い機器にするとともに、用途に応じ人感センサー*の導入を検討する。✧ 電気・機械設備の新設・更新にあたっては、環境負荷の少ない設備や機器を導入する。・ 建物は自然採光を活用した設計とする。・ エアコン等については、環境負荷の少ない冷媒を使用した機器への更新を検討する。
ウ その他	<ul style="list-style-type: none">・ 敷地や建物の屋上・壁面等の緑化を推進する。・ 雨水利用施設の導入を検討し、トイレや散水などに利用する。

② 設備・機器ごとの運用管理による省エネルギー対策

取組	
	<ul style="list-style-type: none">・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）に規定された管理標準（エネルギー使用設備の管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検）を定めたマニュアル）を作成し、順守する。・ 照明器具は適正な時期に清掃を行って効率的に使用する。・ 空調機のフィルターは定期的に掃除する。・ 空調の室外機は直射日光を避けて風通しの良い場所に設置する。・ 室温は夏季 28 度（クールビズ*）、冬季 20 度（ウォームビズ）を目安に空調温度を設定し、必要に応じて、感染症対策としての適切な換気を実施する。・ 空調の使用区域は利用状況に応じて調整する。・ 水道は水圧の調整、節水器具の活用で無駄な使用を減らす。・ トイレ洗浄水は利用状況に合わせて水量・頻度設定を行う。

③ 環境に配慮した施設管理の推進

取組	
ア 緑化の推進と環境への配慮	
<ul style="list-style-type: none">敷地の樹木管理や新たな植栽など、自然環境に配慮した施設景観づくりを心がける。敷地管理の際に除草剤の使用を避ける。敷地内で生物が生息できる環境（生態系*）への配慮を行う。グリーンカーテンの設置により、空調負荷を軽減する。公共施設新築又は改築の際の木材利用を検討する。	
イ 廃棄物の削減と適正処理	
<ul style="list-style-type: none">廃棄物の減量に取り組む。フロン類*冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、法律に基づいた点検等による漏えい対策に取り組むとともに、廃棄時には冷媒回収を徹底する。施設から排出・廃棄される環境汚染物質を適正に処理する。	
ウ その他	
<ul style="list-style-type: none">✧ 再生可能エネルギー*由来電力の調達など、環境負荷の少ないエネルギーの調達を検討する。環境配慮を施設利用者に積極的に呼びかけ、啓発する。施設に関する法律・条例を把握し、基準を遵守する。	



太陽光発電設備（市役所）

(3) 全ての職場で取り組むべき事項

① 省エネルギー対策の推進

取組	
ア 電力使用量の削減	
照明	<ul style="list-style-type: none">不要な照明の消灯を徹底するとともに、業務に支障のない範囲で間引き照明とする。長時間使用しない際の消灯を徹底する。
空調	<ul style="list-style-type: none">冷暖房機器の温度は職員の体調に合わせ適正に設定（室温は夏 28°C、冬 20°Cを目安）空調の稼働時間の適正化（不要時間、不要箇所の停止）自然光や自然風を積極的に取り入れるとともに、冷暖房時にはブラインドやカーテンをうまく活用し、日差しを調整
OA 機器類	<ul style="list-style-type: none">OA 機器は、昼休み、退庁時の主電源オフを徹底する。パソコン等は離席時等、省エネ*モードの活用を徹底する。パソコン等の購入や更新にあたっては、エネルギー消費効率の高い製品を選択する。長時間使用しない機器は、コンセントを抜く。
その他	<ul style="list-style-type: none">エレベーターの利用を控え、階段を利用する。ノーカー残業デーを徹底する。電気製品は共有するなど、数の集約を図る。クールビズ*・ウォームビズを実施する。
イ 車両の燃料使用量削減	
<ul style="list-style-type: none">電気自動車などの電動車*の導入を推進する。出張の際には、可能な限り公共交通機関の利用を心がける。2 km 以内の移動は、徒歩または自転車を使用する。公用車を使用する場合は、相乗りや合理的な巡回ルートを心がける。定期的に公用車の点検・整備を図り、適正に維持管理する。エコドライブ*を励行する。	

② 紙の使用量の抑制による省資源化の推進

取組
<ul style="list-style-type: none">文書の電子化を図るとともに、可能な起案については全て電子決裁とする。印刷物等の部数は、必要数や配付可能数を勘案して決める。会議資料は要点をおさえて簡素化を図り、配付枚数の削減を図る。コピー機やプリンターでの印刷は、原則両面コピーや両面印刷とし、2in1印刷を徹底する。会議のペーパーレス化を図る。書類などの持ち運びに紙袋を使用せず、マイバッグやふろしきを使用する。紙コップは使用せず、マイカップの利用やマイボトルの持参を徹底する。電子による回覧や掲示板を課内等の連絡に活用する。関係機関への連絡は、紙文書の送付を必要最低限とする。各種資料の共有化を図り、個人所有の資料をなくすようとする。余白利用等により添書やFAXの送付状ができるだけ省略する。資源ごみの分別を徹底し、紙類は雑紙古紙回収袋用ストッカーを活用する。

③ 環境に配慮した物品の購入

取組
<ul style="list-style-type: none">「戸田市グリーン購入*基本方針」や「戸田市グリーン購入ガイドライン」を順守する。印刷物は古紙配合率の高いものを発注する。使い捨て商品や過剰包装製品の購入を自粛する。

④ 廃棄物・リサイクルに関する取組

取組
<ul style="list-style-type: none">ごみの分別を徹底する。戸田市版プラスチック・スマートアクション*に準じて行動する。食品ロス*の削減に努める。再利用可能な材料・商品の選択、ファイルなどの事務用品の再利用、詰め替え可能な製品を使用する。

⑤ 職員の意識向上

取組
<ul style="list-style-type: none">市の環境マネジメントシステム*に従い環境への取組を実践する。課内で環境の保全・創出のための意見交換や情報交流を行う。環境に関する研修、講習会、ボランティア活動等への参加を奨励する。

第7章 取組一覧

本章では、本計画が目指す将来像の達成に向けて、各所属が取り組む内容について整理しました。社会情勢の変化等に応じて、随時内容の見直しを行います。

(1) 脱炭素・気候変動適応プロジェクト

(1)-① 市域の温室効果ガス排出量削減の推進【緩和策】

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・省エネルギーの徹底 ・再生可能エネルギーの利用拡大 ・脱炭素都市づくり・移動の脱炭素化	環境課	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市域の温室効果ガス排出量の進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市域の温室効果ガス排出量の推計
・省エネルギーの徹底 ・再生可能エネルギーの利用拡大	経済戦略室	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 省エネルギー・再生可能エネルギーに関する支援制度の啓発・運用 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 中小事業者向けの対策 ◆ 住宅の省エネに関する制度の情報提供
	環境課	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境配慮型システム設置費補助金制度（個人・事業者向け）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境配慮型システム設置費補助金制度（個人・事業者向け）の運用
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業者等への聞き取りの実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆ エネルギー施策における課題の抽出や施策拡充の検討
	建築住宅課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 省エネルギー・再生可能エネルギーに関する支援制度の啓発・運用 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 省エネ住宅の普及・啓発
・省エネルギーの徹底	経済戦略室	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 新技術開発支援事業の運用 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新技術研究開発支援事業の運用
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 省エネルギー型事業活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ ISO等取得支援事業の運用
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境関連ビジネスの振興 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 埼玉県目標設定型排出量取引制度の周知
	環境課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境関連ビジネスの振興 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境配慮型システム設置費補助の利用における市内事業者の優遇 ◆ 埼玉県目標設定型排出量取引制度の周知
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 省エネルギー型事業活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地球温暖化対策計画書制度・建築物環境配慮制度の運用
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 省エネ家電製品買換費補助金制度の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 省エネ家電製品買換費補助金制度の運用
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 中小企業カーボンニュートラル促進事業費補助金制度の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 中小企業カーボンニュートラル促進事業費補助金制度の運用
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自立・分散型エネルギーシステムの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の活動拠点等に自立・分散型エネルギーシステムを設置 ◆ 戸田産エネルギーの利用 ◆ 埼玉県が推進する市民共同発電の情報提供
・再生可能エネルギーの利用拡大	環境課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 再エネ100%電力導入サポート協力金制度の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 再エネ100%電力導入サポート協力金制度の運用
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ サイクリング環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「るるぶ戸田」サイクリングマップによる周知・啓発
・脱炭素都市づくり・移動の脱炭素化	経済戦略室	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 電気自動車等導入費補助金制度の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 電気自動車等導入費補助金制度の運用
	環境課	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 歩行空間・自転車通行空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自転車通行空間の整備
	まちづくり 区画整理室	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ サイクリング環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆ シェアサイクルの導入
	都市交通課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ サイクリング環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆ シェアサイクルの導入

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・脱炭素都市づくり・ 移動の脱炭素化	都市交通課	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公共交通機関の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ コミュニティバスの運行管理 ◆ 案内改良等の利便向上策の実施 ◆ 増発等の検討 ◆ 徒歩、自転車、コミュニティバス等の有機的連携などによる地域公共交通ネットワークの検討
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 車両の低炭素化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ コミュニティバス「toco」への電気自動車等の導入の検討

(1)-② 市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減【緩和策】

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・公共施設等のエネルギー対策の推進	危機管理 防災課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自立・分散型エネルギー・システムの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の活動拠点等に自立・分散型エネルギー・システムを設置
	管財入札課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 蕨戸田衛生センターで発電した電力の利用 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 蕨戸田衛生センターにおけるごみ発電の実施及び公共施設での電力利用
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自立・分散型エネルギー・システムの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の活動拠点等に自立・分散型エネルギー・システムを設置 ◆ 戸田産エネルギーの利用
		☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公用車の低炭素化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公用車への導入の増加 ◆ 充電設備の充実
	環境課	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市の事務事業による温室効果ガス排出量の進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市の事務事業による温室効果ガス排出量の推計
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 蕨戸田衛生センターで発電した電力の利用 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 蕨戸田衛生センターにおけるごみ発電の実施及び公共施設での電力利用
	各施設所管 課(管財入札 課、みどり 公園課 等)	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公共施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入の促進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 機器等の率先導入 ◆ 導入設備を活用した普及啓発
	各車両管理 課(くらし安 心課 等)	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公用車の低炭素化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 管理車両の更新時における導入 ◆ 新規車両導入時における検討

(1)-③ 気候変動・気象災害への備えの強化【適応策】

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・気候変動がもたらす 気象災害への対応	危機管理 防災課	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域防災力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災土取得の支援による自主防災会の育成
	環境課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害廃棄物の適正処理体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害廃棄物の適正処理体制の構築
	みどり 公園課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公園や緑地などの整備におけるグリーンインフラの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 雨水貯留施設の導入 ◆ 雨水浸透枠、透水性舗装の導入 ◆ 暑熱緩和の推進
	まちづくり 区画整理室	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 気象災害への備えの強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市計画道路前谷馬場線における電線の地中化
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 内水氾濫に備えた雨水排水対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 土地区画整理事業における雨水排水対策の推進
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 気象災害への備えの強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 電線の地中化
	水安全部 総務課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 内水氾濫に備えた雨水排水対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民・事業者への雨水貯留施設等設置に関する支援
	下水道 施設課	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 内水氾濫に備えた雨水排水対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 下水道(雨水)整備による浸水被害の軽減
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 内水氾濫に備えた雨水排水対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 雨水排水対策の推進 ◆ 雨水貯留施設の導入 ◆ 事業者への雨水排水対策の指導

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・気候変動がもたらす気象災害への対応	河川課	☆	◎ 河川氾濫に備えた治水対策の推進 ◆ 荒川水系の関係者連携による流域治水の推進 ◆ 治水安全度の向上のための改修
		—	◎ 内水氾濫に備えた雨水排水対策の推進 ◆ 事業者への雨水排水対策の指導
	各施設所管課(管財入札課等)	—	◎ 内水氾濫に備えた雨水排水対策の推進 ◆ 雨水貯留施設の導入 ◆ 雨水浸透樹、透水性舗装の導入
・熱中症や感染症などの健康被害への対応	環境課	☆	◎ クールスポット(クールシェア・クールオアシス)の設置 ◆ クールシェア・クールオアシスの実施
	福祉保健センター	—	◎ 熱中症や感染症などの健康被害への取組 ◆ 熱中症予防についての周知啓発 ◆ 感染症予防についての周知啓発
・最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応	危機管理防災課	—	◎ 水害に対する意識啓発や情報発信 ◆ 戸田市ハザードブックの配布 ◆ 戸田市ハザードブック等を活用した「まちづくり出前講座」、ワークショップ、避難訓練等 ◆ いいとだメールを活用した台風情報等の配信
	環境課	—	◎ 埼玉県との共同による戸田市気候変動適応センターの設置 ◆ 気候変動適応センターのホームページ開設 ◆ 気候変動影響や適応策に関する情報の収集及び発信

(2) 身近なエコ・資源循環推進プロジェクト

(2)-① 身近なエコ活動の推進

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・省エネルギーの徹底・脱炭素都市づくり・移動の脱炭素化	管財入札課	—	◎ 自動車利用の自粛やエコドライブの普及啓発 ◆ 市職員の車利用の自粛啓発
	経済戦略室	—	◎ 自動車利用の自粛やエコドライブの普及啓発 ◆ 事業者への啓発
	環境課	—	◎ 自動車利用の自粛やエコドライブの普及啓発 ◆ 市職員の車利用の自粛啓発 ◆ 市民・事業者への啓発
・省エネルギーの徹底・3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	環境課	☆	◎ 国民運動「デコ活」の推進 ◆ 脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択に関する啓発 ◆ 分別啓発による温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、代替フロン類)の削減
		—	◎ フードマイレージに関する啓発や取組 ◆ 埼玉県産の農産物の購入促進
・省エネルギーの徹底	環境課	—	◎ フードマイレージに関する啓発や取組 ◆ 地産地消の啓発、促進
		—	◎ 水の利用についての普及啓発 ◆ 節水対策や水利用の削減の推進
		—	◎ フードマイレージに関する啓発や取組 ◆ 埼玉県産の農産物の購入促進
	市民医療センター総務課	—	◎ フードマイレージに関する啓発や取組 ◆ 埼玉県産の農産物の購入促進
	学校給食課	—	◎ フードマイレージに関する啓発や取組 ◆ 埼玉県産の農産物の購入促進
・家庭における緑化の促進 ・気候変動がもたらす気象災害への対応	環境課	—	◎ 緑のカーテンの普及 ◆ 緑のカーテン設置の支援
・3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	管財入札課	—	◎ 地球にやさしい製品の普及啓発 ◆ 市で使用する物品の購入にあたり、ガイドラインに沿って環境に配慮した製品を優先するグリーン購入の実施
	環境課	—	◎ 地球にやさしい製品の普及啓発 ◆ 環境に配慮した製品やグリーン購入に関する普及啓発

(2)-② 資源循環の推進による環境負荷の低減

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	環境課	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみ出しと分別の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみの減量に関する啓発 ◆ 19分別の実施 ◆ ごみ出しに関する周知活動（外国語版を含む） ◆ リサイクル家電の適正処理の周知 ◆ 集積所に関する指導
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業系ごみの適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ◆ ホームページ等による処理方法の周知 ◆ 処理業者の周知
		☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 資源回収や再生品利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 資源化の推進 ◆ 再生家具の販売の広報 ◆ 市民の不用品登録の広報 ◆ 剪定枝葉の資源化の検討
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 生ごみの資源化推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 生ごみの資源化推進 ◆ 家庭の生ごみ処理機導入への補助 ◆ 剪定枝葉の資源化の検討 ◆ 友好・姉妹都市との連携
		各工事担当課（管財入札課等）	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 資源回収や再生品利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共工事による建設副産物などの有効利用の推進 ◆ 公共事業における再生資源の使用促進
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ プラスチックごみ問題に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ プラスチックごみに関する啓発 ◆ 「プラスチック・スマート」キャンペーンの推進
・食品ロス問題への取組の推進	環境課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 食品ロス問題に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食品ロスに関する啓発
	福祉保健センター	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 食品ロス問題に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食育の推進
・適正・円滑なごみ処理の推進	環境課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 蕨戸田衛生センターの強制化の検討 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設の老朽化を踏まえて、建て替えや大規模改修、防災・災害対策を含めた今後のあり方について検討

(2)-③ 環境美化の推進

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止	都市交通課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 放置自転車対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報活動と指導・啓発 ◆ 放置自転車の撤去
	環境課	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 不法投棄対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ パトロールの実施 ◆ 適切なごみ集積所の配置、貯留スペースの確保と整備の指導
・美化活動と環境マナー普及の推進	環境課	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 美化活動と環境マナーの普及 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例の普及啓発 ◆ 駅前等におけるマナーアップキャンペーン ◆ ポイ捨てやペットの糞放置の問題についての啓発

(3) 水循環・生物多様性保全プロジェクト

(3)-① 水循環・生物多様性の保全の推進

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・自然環境の保全・再生・創出 ・野生生物の保護	みどり公園課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 荒川堤外の生物多様性の保全 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 彩湖・道満グリーンパークの管理 ◆ 戸田ヶ原の自然再生
	生涯学習課（彩湖自然学習センター）	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 荒川堤外の生物多様性の保全 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 彩湖自然学習センターにおける自然保護 ◆ 彩湖周辺の生態系の維持管理 ◆ 重要な生物種の保護
・自然環境の保全・再生・創出	みどり公園課	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市域の自然環境の調査 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市計画として緑被率の調査を実施 ◆ 生物多様性に関する指針を検討 ◆ 生き物マップの作成・周知

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・自然環境の保全・再生・創出	下水道施設課	☆	◎ 下水道の整備と改善 ◆ 下水道未整備区域への下水道整備
		—	◎ 適切な排水についての啓発 ◆ 家庭や事業所からの排水に配慮する行動の啓発
	河川課	—	◎ 自然環境に配慮した親水性の高い河川護岸の整備 ◆ 上戸田川・さくら川における環境と生態系に配慮した河川整備
		—	◎ 一級河川（笹目川、菖蒲川、緑川）の保全に関する要望 ◆ 管理者（埼玉県）へ浄化や清掃の実施、生態系保全、親水空間創出などを要望
		—	◎ 市管理河川の水質改善 ◆ 水質調査 ◆ 水路の浄化・浚渫 ◆ 笹目川、菖蒲川、上戸田川への浄化導水の継続
	環境課	—	◎ 生態系や生活に害をなす生き物への対応 ◆ 特定外来生物への対応
・特定外来生物等への対応			

(3)-② まちづくりへの緑の活用の推進

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・民間の建物や敷地の緑化の促進 ・家庭における緑化の促進	みどり公園課	—	◎ 民間の建物や敷地の緑化の支援 ◆ 生け垣等設置奨励補助金の運用 ◆ 建築物屋上等緑化奨励補助金の運用
	都市計画課	—	◎ 民間の建物や敷地の緑化の支援 ◆ 三軒協定制度の運用
	まちづくり区画整理室	—	◎ 民間の建物や敷地の緑化の支援 ◆ 戸田市地区計画区域内生け垣設置補助制度の運用
・民間の建物や敷地の緑化の促進	みどり公園課	—	◎ 土地所有者等の協力による緑の保全 ◆ 市民緑地制度の運用 ◆ 新たな制度の検討
		—	◎ 民間の開発における緑化の指導 ◆ 戸田市宅地開発事業等指導条例の運用
		—	◎ 未利用区画を利用した緑化の推進 ◆ 戸田市空閑地地信託要綱の運用による緑化推進
	都市計画課	—	◎ 土地所有者等の協力による緑の保全 ◆ 生産緑地制度の運用
・公共空間の緑化の推進 ・気候変動がもたらす気象災害への対応	みどり公園課	—	◎ 公共施設の緑化と既設の緑の適切な維持管理 ◆ 公園緑地の緑の整備 ◆ 各公園緑地の特性や安全、ユニバーサルデザイン等も踏まえた適切な緑の維持管理、改修
		—	◎ 身近な公園・緑地の活用 ◆ オープンスペースの活用方法の検討（環境関連）
		—	◎ 緑のネットワーク化へ向けた緑地の整備 ◆ 公共空間を利用した緑の整備 ◆ 公共の開発事業における緑の整備 ◆ 新たな緑の整備の検討
	道路管理課	—	◎ 緑のネットワーク化へ向けた緑地の整備 ◆ 植樹枠の設置による緑の確保 ◆ 街路樹の管理
・公共空間の緑化の推進	各施設所管課（管財入札課、消防本部総務課等）	—	◎ 公共施設の緑化と既設の緑の適切な維持管理 ◆ 公共施設の屋上や壁面の緑化 ◆ 各施設の特性や安全、ユニバーサルデザイン等も踏まえた適切な緑の維持管理、改修

(3)-③ 生活環境の保全の推進

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・公害の防止	経済戦略室	—	◎ 公害発生防止対策 ◆ 公害防止資金の融資制度の運用 ◆ 工業環境対策支援事業の運用
	環境課	☆	◎ 净化槽の維持管理に関する啓発・指導 ◆ 净化槽の適正な維持管理の啓発
		—	◎ 公害発生防止対策 ◆ 環境汚染物質などの監視・指導
・環境汚染等への対応	環境課	—	◎ 環境汚染等への対応 ◆ 事業所への公害発生防止の指導 ◆ アイドリングストップの指導

(4) 環境交流プロジェクト

(4)-① イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・環境情報の整備・発信 ・環境保全活動の促進・支援	環境課	—	◎ 市や市民団体などによる環境活動等の情報発信 ◆ とだ環境ネットワークによる環境月間展示
・環境情報の整備・発信	環境課	—	◎ 環境情報発信の強化 ◆ 「戸田市の環境」による情報提供 ◆ 環境に関する情報の発信 ◆ 発信方法の多様化（広報・ホームページ・SNS等）
・環境保全活動の促進・支援 ・環境学習の促進・支援 ・事業者との協力体制づくり	環境課	☆	◎ 環境関連イベントの企画・開催 ◆ とだ環境フェアの開催 ◆ ごみ処理施設見学ツアーの開催
		—	◎ 環境活動の企画・開催 ◆ 市内イベントを活用したエコドライブ等の啓発 ◆ エコライフDAYを通じた啓発
	みどり公園課	—	◎ 環境関連イベントの企画・開催 ◆ 戸田ヶ原さくらそう祭りやサクラソウ植え付けイベント
		☆	◎ 環境活動の企画・開催 ◆ とだグリーンウェイブ活動を通じた環境に関する各種啓発
	河川課	☆	◎ 環境関連イベントの企画・開催 ◆ 荒川、笹目川での清掃等イベントの実施

(4)-② 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・環境学習の促進・支援 ・事業者との協力体制づくり	危機管理防災課	—	◎ 環境関連講座による環境学習 ◆ 戸田市ハザードブックを活用した「まちづくり出前講座」
	経済戦略室	—	◎ 環境体験学習の企画・開催 ◆ 市民農園（土に親しむ広場）を保育園や学童保育等に貸し出すことによる、園児、児童、生徒等の農業体験の場の提供 ◆ 市内農地における保育園向けじゃがいも掘りの実施
		☆	◎ 環境関連講座による環境学習 ◆ 「とだ環境ネットワーク」による環境出前講座 ◆ まちづくり出前講座の実施
	環境課	—	◎ 職員への環境教育の実施 ◆ 新規採用職員を対象とする環境教育の実施
		—	◎ 環境関連講座による環境学習 ◆ 緑化研修会の開催 ◆ まちづくり出前講座、とだみちゃん出張授業の実施
	みどり公園課	—	◎ 環境関連講座による環境学習
	河川課	—	◆ まちづくり出前講座や小学校での授業の実施

基本施策	担当課	本編 指標	取組
・環境学習の促進・支援 ・事業者との協力体制づくり	生涯学習課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境関連講座による環境学習 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「戸田人材の森（生涯学習人材バンク）」の発行 ◆ 生涯学習情報誌などによる環境関連講座の情報提供 ◆ 公民館などを活用したリサイクル講座の実施
	生涯学習課 (彩湖自然学習センター)	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境体験学習の企画・開催 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 彩湖自然学習センターにおける自然学習講座
・学校教育における環境学習の支援 ・事業者との協力体制づくり	教育政策室	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学校教育での環境教育、環境学習の機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校教育における環境教育の全体計画の見直し ◆ ビオトープの作成や農業体験などの体験活動 ◆ 緑の学校ファームの取組 ◆ 彩湖自然学習センター授業の実施 ◆ 学校応援団、保護者との連携 ◆ 戸田市学校版環境 ISO の認定
	生涯学習課 (彩湖自然学習センター)	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学校教育での環境教育、環境学習の機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 彩湖自然学習センター授業の実施

(4)-③ 協働・連携による環境保全の推進

基本施策	担当課	本編 指標	取組	
・環境保全活動の促進・支援	協働推進課	☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民団体やボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 共創のまちづくり補助金による支援 	
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民団体やボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア・市民活動支援センターにおける支援 	
		☆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民団体やボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境団体及び環境に係る事業を実施する団体における地域通貨戸田オールの活用 	
	環境課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民団体やボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆ キャンドルナイト、エコライフ DAY などの活動への協力 ◆ 補助金や後援による支援 ◆ とだ環境フェア実行委員会への支援 ◆ 地球温暖化対策地域協議会への支援 ◆ とだ環境ネットワークへの支援 	
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民団体やボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 植樹管理などを行う市民ボランティアへの支援 ◆ オープンガーデンを行う市民団体への支援 ◆ 市民ボランティア等の活用方法の検討 	
	みどり 公園課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自治体間連携による環境保全活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自治体間連携による環境保全活動の実施 	
	環境課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民団体やボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 見沼代用水協力協議会における環境活動の支援 	
・環境保全活動のネットワークづくり		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 会議やアンケートによる市民や事業者等のニーズ把握 <ul style="list-style-type: none"> ◆ とだ環境フェア等のイベントや地域協議会の活動を通じた交流の推進 	
		—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 会議やアンケートによる市民や事業者等のニーズ把握 <ul style="list-style-type: none"> ◆ アンケートによる公園整備等への市民意見の把握 ◆ 戸田ヶ原自然再生推進連絡会議における連携 ◆ イベントや環境活動を通じた交流の推進 	
みどり 公園課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公民連携への取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地球温暖化対策地域協議会等での活用の検討 ◆ 地球温暖化対策地域協議会との連携、参加の要望 ◆ 連携体制や制度の検討 		
・事業者との協力体制づくり	環境課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公民連携への取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 戸田市水と緑の公社との連携 ◆ 連携体制や制度の検討 	
	みどり 公園課	—	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公民連携への取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 戸田市水と緑の公社との連携 ◆ 連携体制や制度の検討 	



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう

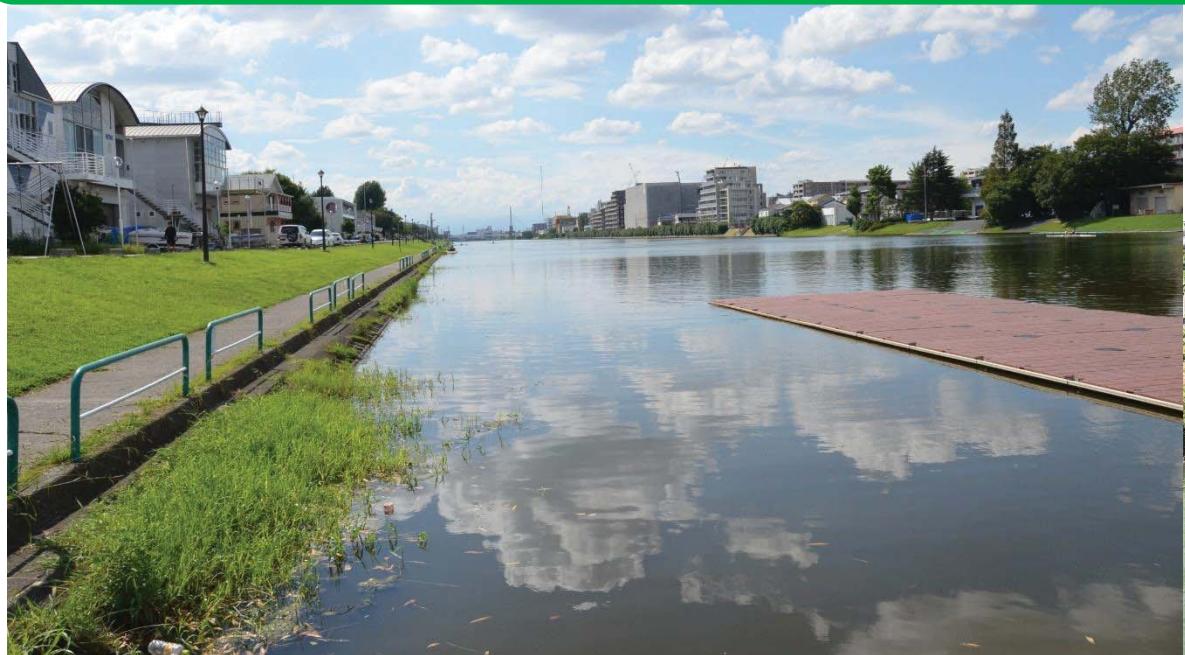


17 パートナーシップで
目標を達成しよう



～きれいな海と川と未来のために～

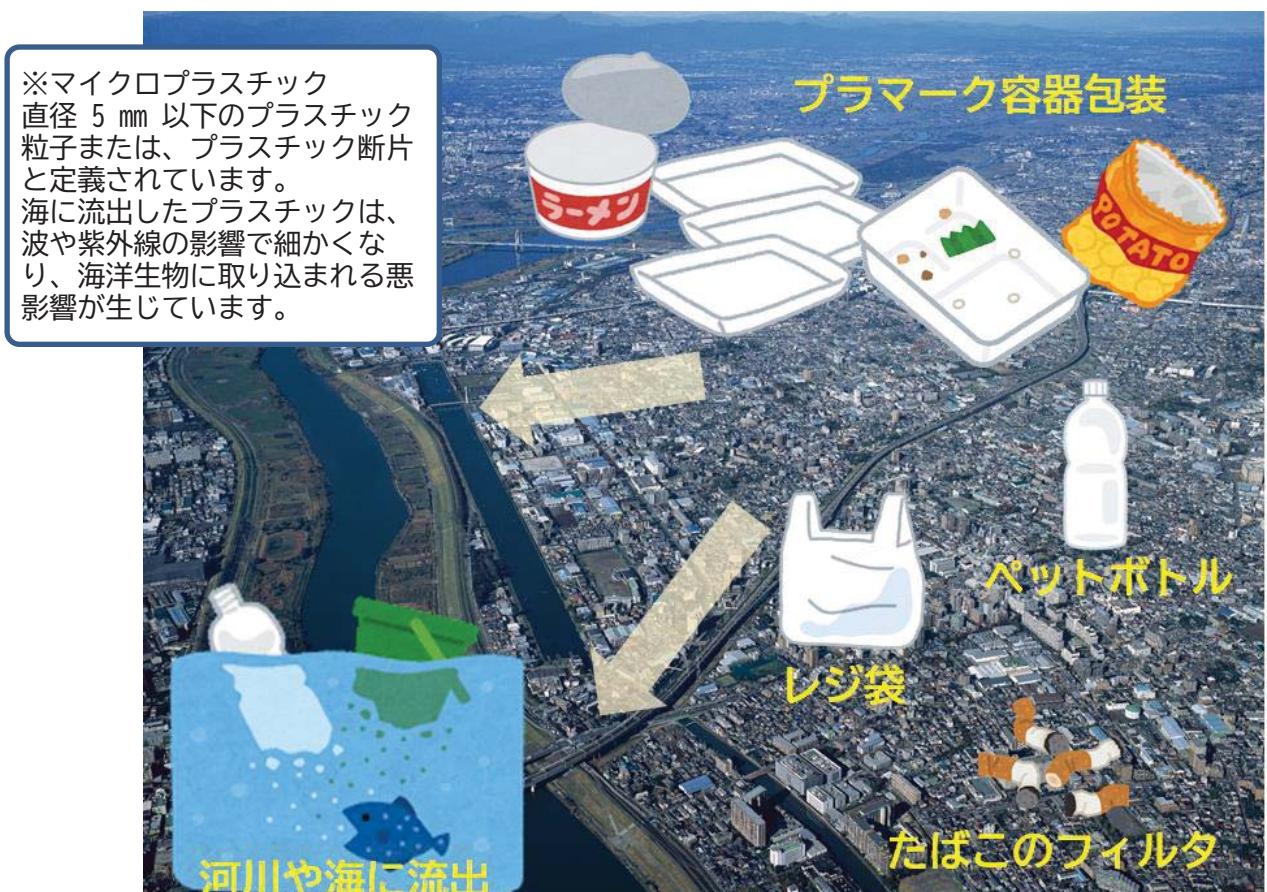
戸田市版プラスチック・スマートアクション



【私たちの生活から、川や海へ、プラスチックが流れています】

プラスチックは、軽くて丈夫で加工もしやすい、現代社会を支える便利な素材です。しかし、分解が難しいという特性もあり、プラスチックごみ（以下「プラごみ」といいます。）が自然界に放置されると、そこで長期間残り��けてしまいます。特にプラごみが海に到達すると、波や紫外線の影響でマイクロプラスチック（※）と呼ばれる小さな粒や破片の状態となり、生態系への影響が危惧されるだけでなく、海からの恵みを得て暮らす私たち人類への影響も懸念されています。

戸田市には海はありませんが、市内には海につながる河川があり、プラごみと海洋ごみの問題は他人事ではありません。



そこで、プラスチックを賢く使い、きれいな海や川や未来を実現していくために、この「戸田市版プラスチック・スマートアクション」を策定しました。

きれいな海や川や未来のために、今、私たちに何ができるのか。ここでは、日々の暮らしや活動の中で実践していただけるよう、市民の皆さんができること、事業者の皆さんができること、市がやることをそれぞれ掲げていますので、できることから実践してみましょう。

きっと、環境にやさしいだけでなく、ごみ出しが楽になったり、経費の節約になったりと、ご自身にとっても、企業にとっても、やさしいライフスタイルにつながっていきます。

一人ひとりがまず取り組み、暮らす人全員、働く人全員に広げていくことで、きれいな未来に向かって大きなパワーをしていきましょう。

次ページ：今、それぞれにできるアクション（行動）



【今、それぞれにできるアクション（行動）】

（1）市民の皆さんができること

- 海洋プラスチック問題やプラごみ削減への関心をもつ。
- マイボトルを持ち歩き、ペットボトルの使用量を減らす。
- マイバッグを持ち歩き、レジ袋や包装用プラスチックの使用量を減らす。
- マイ傘袋を持ち歩き、雨の日の傘用ビニール袋の使用量を減らす。
- 商品は、包装が簡易なものを選ぶ。
- 洗剤などは詰め替え用を活用し、プラスチックの容器ボトルを繰り返し長く使う。
- 食べ物を買ったとき、使い捨てのプラスチックスプーンやフォークをもらわない。
- プラスチック食器を使い捨てにしないで、洗って繰り返し使う。
- ペットボトルごみやプラマーク容器包装ごみの分別排出（軽く洗って「もやさないごみの日」に出す）を徹底して、できるだけリサイクルする。
- ごみを落としたらすぐに拾う。（特にプラごみは軽いため、河川まで飛散しやすいです）

（2）事業者の皆さんができること

- 海洋プラスチック問題やプラごみ削減への関心をもつ。
- お客様に提供する使い捨ての食器類をプラスチック素材から変更できないか検討する。
- マイボトルやマイバッグを持ったお客様にメリットがある事業手法を検討する。
- 製品製造やサービス提供にあたり、使用するプラスチックの省資源化に取り組む。
- 製品製造やサービス提供にあたり、使用するプラスチックを、再生可能な素材に置き換えるできないか検討する。
- 自社のプラスチック削減に向けた取り組みを積極的に発信する。
- 事業系ごみを減らし（特にプラスチック素材）、ごみ処理にかかる経費も節減する。

（3）市がやること

- 海洋プラスチック問題やプラごみ削減への関心をもつ。
- 主催イベントや啓発キャンペーンでの使い捨てプラスチックの提供機会を削減する。
- 会議（市民が参加するものも含む）でのマイボトル持ち込みを励行する。
- 公共施設への給水スポットを順次設置し、マイボトルの普及を図る。
- プラごみをテーマにした啓発キャンペーンを実施する。
- 市民や事業者の皆さんとの清掃活動を支援する。
- ペットボトルごみやプラマーク容器包装ごみの分別方法を、市民の皆さんへわかりやすく情報提供する。
- 製品プラスチック（現在はもやすごみで出す）の回収方法やリサイクルを研究する。

次ページ：プラスチックスマートな未来へ、市民の皆さんからの提案



【プラスチックスマートな未来へ、市民の皆さんからの提案】

「プラごみ削減アイデアコンテスト」を令和5年秋に実施しました。夢のある提案、実現可能な提案、すでにある取組を強化する提案をお寄せいただきましたので、概要をご紹介します。日々の暮らしや事業活動の中でのちょっとした気づきを、実際に行動に移して、プラスチックスマートな未来につなげていきましょう。

食品用ラップ（プラスチック原料）を減らすために、蓋つきの容器を使うとよいと思います。繰り返し使えるシリコン製のふたやシリコンラップを使ったり、昔はよく使った、布にミツロウを染み込ませた「ミツロウラップ」を活用するとよいと思います。

（市内在住 N・Mさん）

温故
知新賞

令和
実現賞

短時間ですぐに捨てられてしまう傘袋（ビニール製）の使用量を減らすために、マイ傘袋を持ち歩くとよいと思います。また、傘立てをもっと増やして、傘立てを使う時には、取り違えを防ぐアンブレラマーカーを付けると、傘を長く大切に使えると思います。

（市内在住 T・Yさん）

夢の技術ですが、ごみを回収しつつ登下校も見守る「ごみ拾い見守りロボット」とか、太陽の力で動く「川ゴミ回収装置」があれば、海洋がきれいになると思います。提案にあたっては、実際に道路や河川の様子をよく調べてみました。

（戸田南小学校の児童グループからのご提案）

環境
未来賞

令和
実現賞

家庭にある牛乳とレモン汁からつくる「生分解性プラスチック」を使うことを提案します。「eco ball」と名付けました。例えば、これに花の種などを入れるとよいと思います。実際に自分たちで作成し、分解する様子も観察するなどよく調べてみました。

（戸田第一小学校の児童グループからのご提案）

プラスチックスマートの取り組みにがんばっている人を紹介したりほめたりする「プラごみ減らし隊」をつくってはどうでしょうか。また、公共施設にリサイクルボックスを設置して、いつでもプラごみを捨てられるようにすると、まちなかのプラごみが減ると思います。

（市内在住 H・Sさん）

温故
知新賞

資料1 策定経過及び検討組織

（1）策定経過

随時更新します。

開催日	事項	内容等
2023（令和5）年 6月29日～7月17日	市民・事業者アンケート	<ul style="list-style-type: none">市民 600 人、市内事業者 200 者を対象に、郵送及び Web によるアンケートを実施
9月28日～10月10日	令和5年度第1回戸田市環境に関する 基本的な計画策定委員会（書面開催）	<ul style="list-style-type: none">戸田市の脱炭素に関する状況と施策の 方向性について戸田市環境基本計画2021の中間見直し について
10月12日	令和5年度第1回戸田市環境審議会	<ul style="list-style-type: none">地球温暖化の概要と現状について現行の戸田市環境基本計画2021について戸田市環境基本計画2021中間見直しについて市民・事業者アンケート結果報告書計画見直しのスケジュールについて
11月20日	令和5年度第2回戸田市環境に関する 基本的な計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">戸田市環境基本計画見直し素案について
11月30日	令和5年度第2回戸田市環境審議会	<ul style="list-style-type: none">戸田市環境基本計画見直し素案について
2023（令和5）年 12月26日～ 2024（令和6）年 1月19日	戸田市地球温暖化対策地域協議会及び とだ環境ネットワーク（意見聴取）	<ul style="list-style-type: none">戸田市環境基本計画2021改定版（案） について
1月5日～2月4日	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none">市ホームページにて公開
2月22日	令和5年度第3回戸田市環境に関する 基本的な計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none">戸田市環境基本計画改定に係るパブリック・コメントの実施結果について戸田市環境基本計画改定案について
2月29日	令和5年度第3回戸田市環境審議会	<ul style="list-style-type: none">戸田市環境基本計画2021改定版（案） に係るパブリック・コメント結果について環境関連団体への意見聴取結果について戸田市環境基本計画改定案について戸田市版プラスチック・スマートアクション案について
3月14日	令和5年度第1回戸田市地球温暖化対 策推進委員会（稟議）	<ul style="list-style-type: none">戸田市環境基本計画2021改定版（案） について
3月25日	戸田市環境基本計画2021改定版答申	

(2) 検討組織

① 戸田市環境審議会

区分	役職	氏名	所属等
第1号委員 知識経験者	会長	飛田 満	目白大学社会学部地域社会学科教授
	副会長	藤野 肇	埼玉大学大学院理工学研究科教授
		石本 誠	公益財団法人埼玉県生態系保護協会戸田・蕨支部長
		木村 雅文	戸田市教育委員会教育委員
第2号委員 市民代表		石塚 忠雄	
		大熊 紗子	
		栗原 直美	
		山岸 義照	
		川添 典子	
第3号委員 事業者代表		市ヶ谷 昌彦	株式会社市ヶ谷組
		池永 和義	一般社団法人戸田蕨トラック協会
		鈴木 実	株式会社明治戸田工場
		小松 健治	埼玉県信用金庫戸田支店
第4号委員 関係行政機関の職員		有山 裕之	県中央環境管理事務所副所長
		青木 一人	南部保健所副所長

② 戸田市環境に関する基本的な計画策定委員会

	担当部署	役 職
委員長	環境経済部	環境経済部長
副委員長	//	環境経済部次長
委員	市長公室	市長公室担当課長
//		危機管理防災課長
//	企画財政部	共創企画課長
//	//	資産マネジメント推進室長
//	総務部	管財入札課長
//	環境経済部	経済戦略室担当課長
//	//	みどり公園課長
//	健康福祉部	福祉保健センター担当課長
//	こども健やか部	保育幼稚園課長
//	都市整備部	都市計画課長
//	//	建築住宅課長
//	//	都市交通課長
//	//	道路管理課長
//	//	まちづくり区画整理室長
//	市民医療センター	総務課長
//	教育委員会事務局	教育政策室担当課長
//	水安全部	水道施設課長
//	//	下水道施設課長
//	//	河川課長

③ 戸田市地球温暖化対策推進委員会

	所 屬	職 名
委 員 長		副 市 長
委 員		教 育 長
〃	市 長 公 室	室 長
〃		危 機 管 理 監
〃	企 画 財 政 部	部 長
〃	総 務 部	部 長
〃	市 民 生 活 部	部 長
副委員長	環 境 経 済 部	部 長
委 員	健 康 福 祉 部	部 長
〃	こども健やか部	部 長
〃	都 市 整 備 部	部 長
〃	市民医療センター	所 長
〃	〃	事 務 長
〃		会 計 管 理 者
〃	消 防 本 部	消 防 長
〃	議 会 事 務 局	局 長
〃	教 育 委 員 会 事 務 局	部 長
〃	行 政 委 員 会 事 務 局	局 長
〃	水 安 全 部	部 長

（2）パブリック・コメント結果

案件名	戸田市環境基本計画（案）について
意見募集期間	2024（令和6）年1月5日～2024（令和6）年2月4日
意見数	7件（1名）

戸環第1095号
令和5年10月12日

戸田市環境審議会
会長 様

戸田市長 菅原文仁

戸田市環境基本計画2021の見直しについて（諮問）

標記の件について、戸田市環境基本条例第9条第3項及び戸田市地球温暖化対策条例第7条第3項の規定に基づき、戸田市環境基本計画2021の中間見直しについて、貴審議会の意見を求めるます。

（諮問理由）

本市は2021年（令和3年）3月に戸田市環境基本条例、戸田市地球温暖化対策条例及び気候変動適応法に基づき「戸田市環境基本計画2021」を策定し、環境に関する取組の総合的かつ計画的な推進を行っております。

2021年（令和3年）4月に、国は、「2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明しました。

国の新たな目標と、本計画における、市域の温室効果ガス排出量の削減目標は乖離しており、将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるためにも、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた対策は急務となっております。

以上のこと踏まえ、本計画の中間見直しについて、貴審議会の意見を求めるもので

令和6年3月25日

戸田市長 菅原 文仁 様

戸田市環境審議会
会長 飛田 満

戸田市環境基本計画2021の見直しについて（答申）

令和5年10月12日付け戸環第1095号により、当審議会に諮問された「戸田市環境基本計画2021の見直し」について、慎重に審議を重ね、その結果を別添「戸田市環境基本計画2021（改定版）」のとおり、取りまとめましたので、答申いたします。

なお、下記について、特段の配慮をお願いします。

記

1. 2050年脱炭素社会の実現を目指し、市・市民・事業者が一丸となって温室効果ガス排出量削減に取り組むこと。また、市は自らが率先して脱炭素施策を推進し、市民・事業者の取組をサポートすること
2. 環境施策の実施に当たっては、担当部署だけでなく府内各部署の横断的な連携を図り、総合的かつ計画的に進めること
3. 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まりや、環境問題に関する社会情勢の変化の速さ等に鑑み、適切かつ柔軟な対応を行うこと

資料2 戸田市環境基本条例

○戸田市環境基本条例

平成12年3月28日

条例第6号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策等

第1節 施策に当たっての環境への配慮（第8条）

第2節 施策の計画的・総合的推進（第9条）

第3節 環境の保全及び創出のための施策等（第10条—第20条）

第3章 推進体制と各主体の連携（第21条—第24条）

第4章 環境審議会（第25条）

附則

前文

わたくしたちのまち戸田市は、首都に隣接し、都市化が進展するものの、豊かな荒川の流れとうるわしい武蔵野の大地に恵まれた自然環境の下、先人達の知恵や足跡を大切に受け継ぎながら発展を続けてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めるわたくしたちの社会経済活動は、豊かであった自然を減少させ、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を超えるほどに環境への負荷を増大させており、それは地球規模でかつ将来の世代に係わる、空間的時間的広がりを持つ問題となっている。また、戸田市においては、特に、幹線道路における自動車交通公害、中小河川・用水路の水質の悪化、水辺の喪失、自然の水循環の分断や生態系の変化、土地利用の混在、廃棄物の問題等、身近な環境に係わる諸問題も深刻化しつつある。

こうした中、わたくしたち戸田市民は、「自然をまもり、すみよい環境をつくること」を宣言している。もとより、わたくしたちは、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、将来にわたり良好な環境を維持し、現在の環境を改善し、将来の世代にこれを継承する責務を有している。これまで公害防止対策や自然環境保全などの様々な施策を講じてきた。しかし、今日の環境問題は多種多様化しており、新たな時代の幕開けに臨んで環境の保全及び創出に係る新たな取組の必要にせまられている。

わたくしたちは、日常生活、事業活動のあり方を省みて、市、事業者、市民、民間団体、来訪者等すべての者の参加と協働により、それぞれがこれまでに培ってきた英知を傾け、環境への負荷の少ない循環型社会のしくみをつくり、あらゆる生物を生存の危機にさらすおそれのある環境リスクに対して適切に対処し、自然環境と調和のとれた快適なまちを実現することを目指してこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創出に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民、民間団体及び来訪者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、直接的、間接的に現在又は将来において環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創出は、健全で恵み豊かな環境を維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、すべての者が現在の環境を維持、向上するよう努め、将来にわたって継承し、現在及び将来の世代の市民が環境の恵みを享受することができるよう推進されなければならない。

2 環境の保全及び創出は、すべての者が資源の循環型利用、エネルギーの合理的かつ効率的利用その他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質環境を損なうことなく、快適で持続的に発展することができる社会が構築されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全及び創出は、地域の環境が地球全体の環境と密接に係わっていることから、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、それぞれの行動及び日常生活において推進されなければならない。

4 環境の保全及び創出は、市、事業者、市民、民間団体及び来訪者がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に取り組むことにより行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市の特性を踏まえ、地域に根ざした環境の保全及び創出にかかる施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、県その他地方公共団体と協力して広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 市は、率先行動計画を策定し、実施し、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する役務を利用する等、公務における環境への負荷の低減に努める責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、環境へ配慮するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売又は流通その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置に努める責務を有する。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることとなった場合に適正な処理が図られこととなるように必要な措置を講ずること。

(2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 事業者は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に先立ち、環境の保全及び創出に必要な措置を講ずる責務を有する。

4 事業者は、環境の保全及び創出に関する情報の公開に努める責務を有する。

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出についての関心と理解を深め、地域住民の協働により、良好な地域環境の保全及び創出に努める責務を有する。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う廃棄物の排

出、生活排水における水質汚濁物質の排出、自動車の使用等による環境への負荷の低減に努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(来訪者の責務)

第7条 市に来訪する者又は市を通過する者は、本市において、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策等

第1節 施策に当たっての環境への配慮

(環境への配慮の優先性)

第8条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たり、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創出のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 施策の計画的・総合的推進

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、戸田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創出に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱並びに環境への配慮の指針
- (2) その他環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、戸田市環境審議会に諮問しなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

6 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合に努めなければならない。

第3節 環境の保全及び創出のための施策等

(開発事業等における配慮の推進)

第10条 市は、事業者が土地の形状の変更等の事業を行う場合は、事前に環境の保全及び創出についての適正な配慮を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市が、土地の形状の変更等の事業を行う場合は、事前に環境の保全及び創出についての適正な配慮を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第11条 市は、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭その他自然環境及び生活環境に直接的又は間接的に支障を來す行為等による環境保全上の支障を防止するために必要な規制措置を講ずるものとする。

2 規制措置においては、罰則規定その他によりその実効性の確保に努めるものとする。

(環境の保全上の支援等の措置)

第12条 市は、事業者、市民及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備その他地域における環境の保全及び創出のための活動を促進するときに必要があるときは、助成、顕彰その他の適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者、市民等の環境への負荷の低減を図るため、負荷を発生するもの等に対して、経済的な負担を課する措置について調査研究を行い、必要な場合にはこれを講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創出に資する事業等の推進)

第13条 市は、緩衝緑地、下水道・廃棄物処理施設その他環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備の推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園緑地その他都市の機能の快適な生活空間の創出に資する施設の整備の推進に必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、河川浄化等適正な水循環の保全及び創出に資する施設の整備の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第14条 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の創出その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創出に関する必要な情報を適切に提供するために必要な措置を講ずるものとする。

(監視及び調査の実施)

第17条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創出に関する監視及び測定その他環境の状況の調査の実施に必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の促進)

第18条 市は、事業者が、その事業活動に伴い生ずる環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する制度の導入の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市における環境管理に関する制度の導入に必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全及び国際協力の促進)

第19条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(年次報告及び意見聴取)

第20条 市は、環境の現況、施策の進捗状況、成果等を毎年とりまとめ報告及び公表するとともに、市民からの意見聴取等必要な措置を講ずるものとする。

第3章 推進体制と各主体の連携

(市民等の意見の反映)

第21条 市は、環境の保全及び創出に関する施策の立案及び推進に当たって、市民、事業者、民間団体等の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等との協働)

第22条 市は、環境の保全及び創出に取り組む民間団体等を育成するために必要な支援を行うとともに、協働して施策が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第23条 市は、施策の総合的な調整・推進を行うための体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(国、県等との協力)

第24条 市は、自動車交通公害の防止、大気汚染の防止、河川の水質改善等市の環境の保全及び創出については、広域的な連携が重要であることから、国、県等と協力し、施策の策定及び実施に必要な措置を講ずるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第 25 条 環境の保全及び創出に関する事項を調査審議するため、戸田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 市民代表

(3) 事業者代表

(4) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例（以下「新条例」という。）は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(戸田市環境審議会条例の廃止)

2 戸田市環境審議会条例（昭和 46 年条例第 12 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 新条例の施行の際、廃止前の戸田市環境審議会条例の規定に基づき任命された戸田市環境審議会委員は、新条例の規定に基づく戸田市環境審議会委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第 25 条第 5 項本文の規定にかかわらず廃止前の委員の残任期間とする。

附則（平成 19 年条例第 35 号）

この条例は、次の戸田市議会臨時会の初日から施行する。

○戸田市環境基本条例施行規則

平成 12 年 3 月 30 日

規則第 7 号

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市環境基本条例（平成 12 年条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取及び資料の提出の請求等)

第4条 審議会は、条例第 25 条第 2 項に規定する事項を調査審議するため必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 17 年規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 25 年規則第 14 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年規則第 23 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

資料3 戸田市地球温暖化対策条例

○戸田市地球温暖化対策条例

平成21年12月21日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、戸田市環境基本条例（平成12年条例第6号。以下「基本条例」という。）に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、市民等及び市の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出量の削減の目標その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民等の健全な生活を確保するとともに持続可能な社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下この条において「法」という。）第2条第1項の地球温暖化をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止又は地球温暖化への適応を図るための取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 法第2条第3項の温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 法第2条第4項の温室効果ガスの排出をいう。
- (5) 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。
- (6) 市民等 基本条例に規定する市民、来訪者及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 地球温暖化対策の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多量のエネルギー消費による快適性を追求した社会が、地球環境への負荷を生じているという基本的な認識に立つものであること。
- (2) 地球温暖化対策は、現在だけでなく将来に向けての視野を持って取り組む課題であるという認識に立つものであること。
- (3) 自然環境は、それ自体に価値があるだけではなく、様々な点で人類の生存に不可欠な要素であることから、その保全が重要であるという認識に立つものであること。
- (4) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等によって限りある資源の有効利用を推進し、温室効果ガスの排出抑制等の地球環境への負荷の低減を図るという認識に立つものであること。
- (5) 環境問題に関する正確な知識の共有は、地球温暖化対策には不可欠であるという認識に立つものであること。

(削減目標)

第4条 市内における温室効果ガスの排出量の削減目標については、戸田市地球温暖化対策に関する実行計画（以下「地球温暖化対策実行計画」という。）で定める。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、日常の生活において温室効果ガスの排出抑制及びその吸収源である森林、緑地等の確保に配慮するとともに、市と協働して削減目標を達成するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、市民等と協働して削減目標を達成するよう努めるものとする。

2 市は、市内における温室効果ガスの排出の総量を計画的に削減するため財政上その他の必要な措置を講じなければならない。

(地球温暖化対策実行計画)

第7条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策実行計画を策定するものとする。

2 地球温暖化対策実行計画に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の期間及び目標に関すること。
- (2) 温室効果ガスの排出の抑制及び削減に関すること。
- (3) 温室効果ガスの吸収源の保全及び創出に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関し必要な事項に関すること。

3 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更しようとするときは、基本条例第25条第1項の戸田市環境審議会及び市民等の意見を聴くものとする。

4 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(特定事業者等の地球温暖化対策計画)

第8条 事業活動に伴い、相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標を含む地球温暖化対策を総合的に実施するための計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を策定しなければならない。

2 地球温暖化対策計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの抑制のための措置及び目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進を図るために必要な事項

3 特定事業者は、地球温暖化対策計画を策定し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、市長に提出するとともに、自ら地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

4 前項の規定により地球温暖化対策計画を提出した特定事業者は、毎年度、規則で定めるところにより、事業者ごとに、当該年度の前年度における温室効果ガスの排出量に関し、市長に報告しなければならない。

5 市長は、第3項の規定による地球温暖化対策計画の提出を受けたときは、これを公表するものとする。

6 特定事業者以外の事業者が、地球温暖化対策計画を任意に作成したときは、規則で定めるところにより市長に提出することができる。この場合において、当該計画の廃止等をしたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(建築物環境配慮指針の策定)

第9条 市長は、建築主が建築物の環境への配慮を講ずべき措置に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(既存建築物の環境配慮)

第10条 規則で定める建築物を所有又は管理する者は、建築物の改修を行う際に再生可能エネルギーを活用するとともに、建築物環境配慮指針に基づいた改修を行うよう努めるものとする。

(特定建築物環境配慮計画の作成等)

第11条 規則で定める建築物の新築、増築及び改築をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画（以下「特定建築物環境配慮計画」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所

在地)

- (2) 建築物の名称及び所在地
- (3) 建築物の概要
- (4) 建築物の環境への配慮措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定建築主は、特定建築物環境配慮計画の内容を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出）

第12条 特定建築主は、特定建築物環境配慮計画に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

（特定建築物環境配慮計画等の公表）

第13条 市長は、第11条第1項の規定による特定建築物環境配慮計画が提出され、若しくは同条第2項の規定による変更の届出がされ、又は前条の規定による特定建築物環境配慮計画に係る工事の完了の届出がされたときは、規則で定めるところにより遅滞なくその内容を公表するものとする。

（市の率先実行）

第14条 市は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減を図るため、率先して温室効果ガスの排出量の削減に資する製品、役務及びエネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林、緑地等の保全等）

第15条 市は、温室効果ガスの吸収作用の保全を図るため、森林、緑地等の保全及び緑化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（廃棄物の発生の抑制等）

第16条 市民等は、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他の廃棄物の減量化並びに資源の有効な利用に努めなければならない。

（公共交通機関等の利用）

第17条 市民等は、可能な限り、公共交通機関又は自転車の利用により、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

2 市民等は、やむを得ず自動車等の使用をするときは、温室効果ガスの排出の抑制に配慮した運転に努めなければならない。

（教育）

第18条 市は、市民等が地球温暖化についての理解を深めることができるよう、地球温暖化対策を推進するための教育及び広報活動を推進するものとする。

2 市民等は、地球温暖化対策に関する学習及びその実践に努めなければならない。

（表彰）

第19条 市長は、地球温暖化対策を推進する活動を率先して行った市民等を表彰することができる。

（助成その他の措置）

第20条 市は、市民等による地球温暖化対策の推進を図るために行う施設の整備その他これに類する活動を促進するために必要があるときは、助成その他の措置を講ずるものとする。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第21条 市は、地球温暖化対策を推進するため、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 23 年 4 月 1 日前に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書の提出又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知がされた建築物については、第 11 条及び第 12 条の規定は、適用しない。

資料4 市域の温室効果ガス排出量削減目標の検討（区域施策編）

1. 目標改定の考え方

（1）改定の趣旨

市では、2021（令和3）年3月に戸田市地球温暖化対策実行計画（戸田市環境基本計画2021に包括）を策定し、環境施策を推進しています。

計画策定後の2021（令和3）年4月に、国は、2050（令和32）年までにカーボンニュートラル*を目指し、その野心的な目標として、2030（令和12）年度に、温室効果ガス*を2013（平成25）年度比46%削減、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことを表明しました。

一方、前計画では、区域施策編の温室効果ガス排出量の削減目標は「2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比26.0%削減する」となっており、国の新たな目標と乖離してしまったため、市域の温室効果ガス排出削減目標の改定を行うものです。

温室効果ガスの削減は、国全体の取組と地域の取組が連携して進めるものであることから、「日本のNDC（国が決定する貢献）」（2021（令和3）年10月22日地球温暖化対策推進本部決定）の方針に基づき定めます。なお、目標設定を含む計画策定の方法は、埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書の数値に基づきます。

（2）温室効果ガスの種類

市域の温室効果ガス排出量は、前計画同様、地球温暖化対策推進法*で定められた7種類のガス（気体）を対象とします。

表 温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類	主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂ 燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂ * 工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン(CH ₄)	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素(N ₂ O)	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用
パーカーフルオロカーボン類 (PFCs)	アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三ふつ化窒素 (NF ₃)	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

*本マニュアルにおいて、非エネルギー起源CO₂は「非エネ起CO₂」と表記します。

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施 マニュアル（算定手法編）（令和5年3月）

(3) 温室効果ガス排出の部門・分野

温室効果ガス*排出量を把握する部門・分野は、エネルギー起源 CO_2 は「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」、「運輸部門」、エネルギー起源 CO_2 以外のガスは「廃棄物分野」の CO_2 、各分野別の CH_4 ・ N_2O 、代替フロン類* (HFC ・ PFC ・ SF_6 ・ NF_3) とします。

表 温室効果ガス排出の部門・分野

ガス種	部門・分野		説明	備考
エネルギー起源 CO_2	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
	業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいすれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。	
	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。	自家用自動車からの排出は、運輸部門（自動車（旅客））で計上します。
	運輸部門	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		船舶	船舶におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		航空	航空機におけるエネルギー消費に伴う排出。	
	エネルギー転換部門		発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電口数等に伴う排出。	発電所の発電や熱供給事業所の熱生成のための燃料消費に伴う排出は含まれません。
エネルギー起源 CO_2 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	燃料の燃焼に伴う排出。【 CH_4 、 N_2O 】	「エネルギー起源 CO_2 以外のガス」の各分野は、各排出活動に伴う非エネルギー起源の温室効果ガスの発生を整理していますが、同活動に伴い、燃料、電気及び熱を使用する場合には、「エネルギー起源 CO_2 」が発生することに留意してください。
		自動車走行	自動車走行に伴う排出。【 CH_4 、 N_2O 】	
	工業プロセス分野		工業材料の化学変化に伴う排出。【非エネ起 CO_2 、 CH_4 、 N_2O 】	
	農業分野	耕作	水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出。【 CH_4 、 N_2O 】	
		畜産	家畜の飼育や排泄物の管理に伴う排出。【 CH_4 、 N_2O 】	
		農業廃棄物	農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。【 CH_4 、 N_2O 】	
	廃棄物分野	焼却処分	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。【非エネ起 CO_2 、 CH_4 、 N_2O 】	
		埋立処分	廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出。【 CH_4 】	
		排水処理	排水処理に伴い発生する排出。【 CH_4 、 N_2O 】	
		原燃料使用等	廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出。【非エネ起 CO_2 、 CH_4 、 N_2O 】	
	代替フロン等 4 ガス分野		金属の生産、代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用等、半導体素子等の製造等、溶剤等の用途への使用に伴う排出。【 HFCs 、 PFCs 、 SF_6 、 NF_3 】	

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（令和5年3月）

(4) 市域の温室効果ガス排出削減目標の設定

本計画では国の目標に準じて、戸田市域の削減目標を設定します。

2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比46.0%削減とする。



図 国の地球温暖化対策計画（温対計画）を踏まえた目標設定のイメージ

(5) 削減目標値の設定

温室効果ガス*排出量の直近の現況値（2020年度）は、約726千t-CO₂であり、基準年度（2013年度）比で約13.9%減となっています。目標年度である2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を国の目標に準じて算定すると455千t-CO₂となり、2030（令和12）年度将来推計値（BAU*）からさらに約288千t-CO₂の削減が必要です。

表 部門別の目標達成の想定

単位：千t-CO₂

部門・分野	基準年度 2013(平成25) 年度	直近年度 2020(令和4) 年度	目標年度 2030(令和12)年度				
			(2013(平成25) 年度比)	(2020(令和2) 年度比)	削減率	削減量	
部門・分野	排出量	排出量	排出量	削減率	削減量	削減率	削減量
温室効果ガス排出総量	842.7	725.5	455.0	-46.0%	-387.6	-37.3%	-270.5
産業部門	193.1	199.9	124.7	-35.4%	-68.3	-37.6%	-75.1
業務その他部門	227.5	176.4	115.9	-49.1%	-111.6	-34.3%	-60.6
家庭部門	230.5	175.4	82.6	-64.2%	-147.9	-52.9%	-92.7
運輸部門	177.8	158.6	119.8	-32.6%	-58.0	-24.5%	-38.8
廃棄物分野	13.7	15.2	12.0	-12.8%	-1.8	-21.3%	-3.3

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

(6) 2050年までの長期目標について

国は温室効果ガス排出削減目標として、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050（令和32）年カーボンニュートラル*、脱炭素*社会の実現を目指すことを宣言しました。

本市においても、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出実質ゼロによる脱炭素社会の実現を目指します。

2. 温室効果ガス排出量算定の考え方

(1) 算定方法の設定

市域の温室効果ガス*排出量の算定にあたって、埼玉県が毎年度調査・公表している「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書」を利用して算定しています。

(2) 市域の温室効果ガス排出量の現況

① 部門別温室効果ガス排出量

単位：千t-CO₂

部門	2013 (平成25) (基準年度)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
産業	193.1	225.8	201.4	201.1	212.4	221.9	199.9	199.9
業務その他	227.5	212.9	228.8	205.0	199.1	197.7	190.7	176.4
家庭	230.5	202.2	207.1	183.0	201.0	190.2	165.2	175.4
運輸	177.8	176.5	177.2	175.9	175.4	173.8	170.5	158.6
廃棄物	13.8	15.1	14.6	15.0	14.8	15.2	14.9	15.2
合計	842.7	832.6	829.1	780.0	802.7	798.9	741.2	725.5

出典：埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」を基に作成

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。



出典：埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」を基に作成

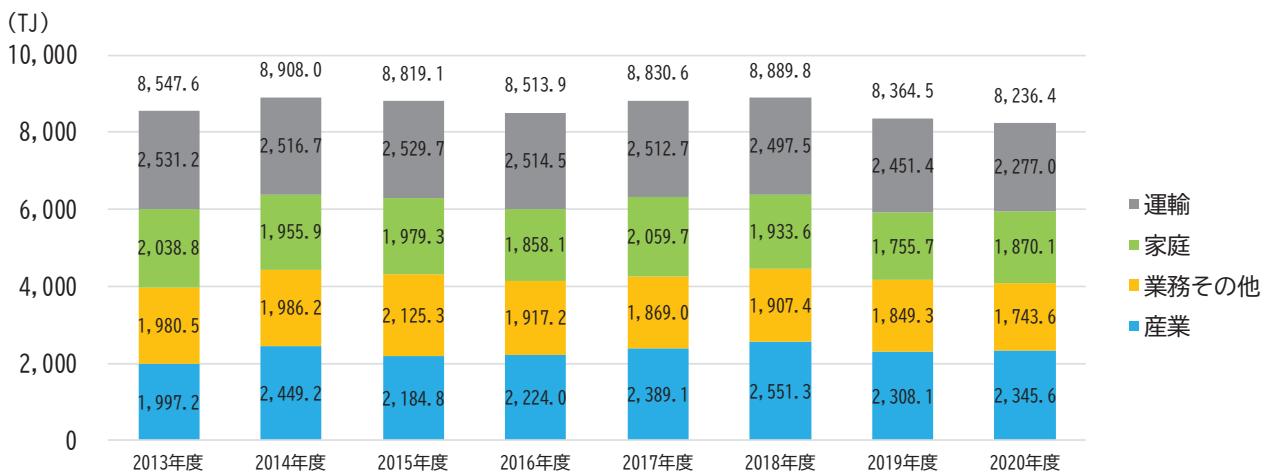
② 部門別エネルギー消費量

単位：TJ

部門	2013 (平成25) (基準年度)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
産業	1,997.2	2,449.2	2,184.8	2,224.0	2,389.1	2,551.3	2,308.1	2,345.6
業務その他	1,980.5	1,986.2	2,125.3	1,917.2	1,869.0	1,907.4	1,849.3	1,743.6
家庭	2,038.8	1,955.9	1,979.3	1,858.1	2,059.7	1,933.6	1,755.7	1,870.1
運輸	2,531.2	2,516.7	2,529.7	2,514.5	2,512.7	2,497.5	2,451.4	2,277.0
合計	8,547.6	8,908.0	8,819.1	8,513.9	8,830.6	8,889.8	8,364.5	8,236.4

出典：埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」を基に作成

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。



出典：埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」を基に作成

3. 将来推計について

削減目標設定のための前提として、追加的な温暖化対策を実施しない場合（BAU*（現状趨勢：Business as usual）ケース）の温室効果ガス*排出量を推計します。

現状対策を維持し追加対策を講じない場合（BAU）、国は人口が減少傾向にある一方、戸田市は人口増の影響を受けるため、特に家庭部門・運輸部門（自家用車等）・廃棄物分野での排出量の増加が見込まれ、2030（令和12）年の排出量（想定）は742.9千t-CO₂であると推計されます。これは、2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量842.7千t-CO₂に対して、99.7千t-CO₂減（11.8%減）に当たります。

目標値とこのBAUケース推計値との差が、目標達成に求められる削減量となります。

表 温室効果ガス排出量の将来推計（BAU）の考え方

部門・分野	BAUの考え方
産業	「2060年の世界及び日本経済の行方」（2019年12月、内閣府宇宙政策委員会基本政策部会）より日本の経済動向（GDP規模）は2020年度比2030年度まで横ばい。
業務その他	「2060年の世界及び日本経済の行方」（2019年12月、内閣府宇宙政策委員会基本政策部会）より日本の経済動向（GDP規模）は2020年度比2030年度まで横ばい。
家庭	第2期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の将来展望。
運輸	-
旅客自動車	第2期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の将来展望。
貨物自動車	「2060年の世界及び日本経済の行方」（2019年12月、内閣府宇宙政策委員会基本政策部会）より日本の経済動向（GDP規模）は2020年度比2030年度まで横ばい。
鉄道	第2期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の将来展望。
廃棄物	第2期戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の将来展望。

資料5 市事務事業の温室効果ガス排出量削減目標の検討（事務事業編）

1. 目標改定の考え方

（1）改定の趣旨

資料5の区域施策編同様、計画策定後の2021（令和3）年4月に、国は、2050（令和32）年までにカーボンニュートラル*を目指し、その野心的な目標として、2030（令和12）年度に、温室効果ガス*を2013（平成25）年度比46%削減、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことを表明したため、市事務事業の温室効果ガス排出削減目標の改定を行います。

（2）温室効果ガスの種類

市事務事業で算定対象とする温室効果ガスの種類は、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種類とします。

（3）温室効果ガス排出の部門・分野

温室効果ガス排出量については、施設や設備から排出されるものを「業務その他部門」、自動車走行等で排出されるものを「運輸部門」とし、それらの合計値を温室効果ガス総排出量とします。なお、自動車走行で排出されるメタン及び一酸化二窒素排出量については、二酸化炭素相当量に換算し、「運輸部門」の車両走行距離の温室効果ガス排出量として算出します。

表 温室効果ガス排出の部門

温室効果ガスの種類	部門	区分	説明
エネルギー起源 CO ₂	業務その他	電気の使用	市所有施設や設備の電気使用に伴う排出。
		燃料の使用（自動車以外）	市所有施設や設備の燃料使用に伴う排出。
メタン（CH ₄ ）	運輸	燃料の使用（自動車）	自動車の燃料使用に伴う排出
		車両走行距離	自動車走行に伴う排出（CO ₂ に換算）

表 地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数 (令和4年度実績まで)	地球温暖化係数 (令和5年度実績以降)
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	1
メタン（CH ₄ ）	25	28
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	265

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令の令和5年度に施行されたため、令和5年度実績の温室効果ガス総排出量の算定からは、新たな地球温暖化係数の数値を用いることになります。

(4) 市事務事業の温室効果ガス排出量削減目標の設定

本計画では、「政府実行計画」の内容に基づき、「2030（令和12）年度までに市の事務事業による温室効果ガス*排出量を2013（平成25）年度比で50%削減する」と設定します。

なお、政府実行計画において、「2013（平成25）年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030（令和12）年度までに50%削減することを削減目標としています。

表 温室効果ガス排出量削減目標の前計画からの変更点（事務事業編）

前計画	本計画
2030（令和12）年度までに市の事務事業による温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で40%削減する。	2030（令和12）年度までに市の事務事業による温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で50%削減する。

(5) 削減目標値の設定

本計画の削減目標に従い、基準年度を2013（平成25）年度とし、市事務事業の温室効果ガス排出量を計算すると11,528t-CO₂となります。このため、目標年度である2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を算定すると、5,764t-CO₂となり、この値が削減目標値となります。

2. 温室効果ガス排出量算定の考え方

(1) 算定方法の設定

- 算定方法は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和5年3月 環境省）（以下「策定・実施マニュアル（算定手法編）」という。）に基づく。
- 算定対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類とする。
- 施設や設備から排出されるものを「業務その他部門」、自動車走行で排出されるものを「運輸部門」とし、それらの合計値を温室効果ガス総排出量とする。
- 温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策推進法*施行令第3条第1項に基づき、活動量（エネルギー使用量あるいは車両走行距離）に、温室効果ガスの種類に応じた排出係数と地球温暖化係数（二酸化炭素：1、メタン：25、一酸化二窒素：298）を乗じて求める。
- 自動車走行で排出されるメタン及び一酸化二窒素については、車両走行距離を活動量とし、「運輸部門」に算入する。なお、緊急車両については目標の設定が困難であることから対象外とする。

① 電力の排出係数について

電力の排出係数については、策定・実施マニュアル（算定手法編）に従い、政令に基づき電力事業者ごとに毎年度公表される係数を用います。また、目標年度（2030（令和12）年度）においては、国のエネルギー・ミックス及びCO₂削減目標とも整合する排出係数（0.250kg-CO₂/kWh）を用います。

表 電力の排出係数に関する前計画からの変更点

項目名	前計画	本計画
計画期間中における電気の排出係数	毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数（変動）	毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数（変動）
目標年度における電気の排出係数	0.370 kg-CO ₂ /kWh (目標年度：2030（令和12）)	0.250 kg-CO ₂ /kWh (目標年度：2030（令和12）)

② 都市ガスの排出係数について

都市ガスの排出係数について、策定・実施マニュアル（算定手法編）に従い、地球温暖化対策推進法*施行令第3条に基づく係数を用います。2023（令和5）年8月に地球温暖化対策推進法の一部改定が閣議決定されたため、2024（令和6）年度の算定から都市ガス事業者ごとに毎年度公表される係数を用います。

表 電力の排出係数に関する前計画からの変更点

項目名	前計画	本計画
計画期間中における都市ガスの排出係数	排出係数：2.16 kg-CO ₂ /m ³ ※都市ガス供給を受ける際の一般的と考えられる条件下（15°C、1.02気圧）の体積（m ³ ）当たりに換算した値	毎年告示される都市ガス供給事業者ごとの排出係数（変動）

③ その他燃料の排出係数について

その他燃料については、以下の排出係数を用います。

その他燃料の排出係数

燃料の種類	単位	排出係数
LPガス	kg-CO ₂ /kg	3.00
A重油	kg-CO ₂ /L	2.71
灯油	kg-CO ₂ /L	2.49
軽油	kg-CO ₂ /L	2.58
ガソリン	kg-CO ₂ /L	2.32

④ メタン (CH₄) と一酸化二窒素 (N₂O)

自動車走行による温室効果ガス*については、以下の排出係数を用います。

表 自動車の走行による温室効果ガスの排出係数

自動車の種類	排出係数	
	単位: kg-CH ₄ /km	単位: kg-N ₂ O/km
普通・小型乗用車（ガソリン・LPG）	0.000010	0.000029
普通・小型乗用車（定員 11 名以上・ガソリン）	0.000035	0.000041
軽乗用車（ガソリン）	0.000010	0.000022
普通貨物車（ガソリン）	0.000035	0.000039
小型貨物車（ガソリン）	0.000015	0.000026
軽貨物車（ガソリン）	0.000011	0.000022
特殊用途車（ガソリン）	0.000035	0.000035
普通・小型乗用車（軽油）	0.000002	0.000007
普通・小型乗用車（定員 11 名以上・軽油）	0.000017	0.000025
普通貨物車（軽油）	0.000015	0.000014
小型貨物車（軽油）	0.0000076	0.000009
特殊用途車（軽油）	0.000013	0.000025
ハイブリッド乗用車	0.0000025	0.0000006

（2）算定対象とする施設

- 業務その他部門の対象施設は、市が管理運営している施設のほか、外部への委託及び指定管理者制度により管理している施設も含む。
- 運輸部門、水道使用量、用紙印刷量については、外部への委託及び指定管理者制度により管理している施設を除く。
- 施設・設備の新設や廃止、管理運営の変更等に伴い、対象施設の変更・追加・廃止を行う。

表 基準年度（2013（平成 25）年度）の対象施設・設備

施設区分	施設・設備名（2013（平成 25）年度）
市が直接管理している施設	市庁舎、戸田公園駅前行政センター、男女共同参画センタービリーブ、ふれあい安全ステーション、けやき安全ステーション、自転車駐輪場（市内 3 駅、7 力所）及び撤去自転車保管所、市立艇庫、起業支援センター「オレンジキューブ」、エコス、駅前公衆トイレ（戸田公園駅・戸田駅・北戸田駅）、常時監視測定局（中町・修行目・薮雨・砂場・早瀬・美笹）、北部公園（野球場）、笹目公園（野球場）、市営公園、上戸田福祉センター、西部福祉センター、東部福祉センター、新曾福祉センター、自立支援ホーム、福祉保健センター、市立保育園（下戸田・新曾・喜沢南・笹目東・上戸田南・新曾南・笹目川・上戸田）、学童保育室、土地区画整理事務所、上戸田川浄化施設他調整池、排水及び水門施設、戸田公園駅エレベーター、市民医療センター、介護老人保健施設「うけん」、消防本部、消防署東部分署、消防署西部分署、消防団分団兼用災害待機宿舎、新曾南庁舎、小学校（12 校）、中学校（6 校）、教育センター、学校給食センター、図書館・郷土博物館、彩湖自然学習センター、川岸収蔵庫
外部への委託及び指定管理制度により管理している施設	笹目コミュニティーセンターコンパル、保養所「白田の湯」、スポーツセンター、文化会館、彩湖・道満グリーンパーク管理事務所、心身障害者福祉センター、福祉作業所「ゆうゆう」、福祉作業所「かがやき」、健康福祉の杜、軽費老人ホーム「白寿荘」、児童センター「プリムローズ」、西部浄水場、中部浄水場、東部浄水場、市内井戸 7 力所、水質監視装置、新曾ポンプ場、下戸田ポンプ場、少年自然の家

表 2022(令和4)年度末までの変更・追加・廃止

施設区分	内容	施設・設備名
市が直接管理している施設	変更	介護老人保健施設ろうけん[2018(平成 30)年度より指定管理施設]
	追加	自校式給食室[2014(平成 26)年度から]、調整池(1号・4-2号・6号)[2015(平成 27)年度から]、中町多目的広場[2016(平成 28)年度から]、自転車駐輪場(1力所追加)[2016(平成 28)年度から]、資材置き場[2016(平成 28)年度から]、美女木東地下道[2016(平成 28)年度から]、非常災害用井戸施設[2016(平成 28)年度から]、郷土博物館仮設収蔵庫[2018(平成 30)年度]
	廃止	男女共同参画センタービリーブ[2014(平成 26)年度まで]、上戸田福祉センター[2014(平成 26)年度まで]、上戸田保育園[2014(平成 26)年度まで]、常時監視測定局(修行目・薮雨)[2015(平成 27)年度まで]、起業支援センターオレンジキューブ[2018(平成 30)年度まで]
外部への委託及び指定管理制度により管理している施設	追加	ボランティア活動支援センター[2014(平成 26)年度から]、上戸田地域交流センター[2015(平成 27)年度から]、児童センターこどもの国[2015(平成 27)年度から]、さくらパル[2017(平成 29)年度から]、介護老人保健施設ろうけん[2018(平成 30)年度から]、排水施設[2019(令和元)年度から]、汚水マンホールポンプ[2019(令和元)年度から]
	廃止	軽費老人ホーム白寿荘[2013(平成 25)年度末]、少年自然の家[2013(平成 25)年度末]

(3) 市事務事業の温室効果ガス排出量の現況

設定した算定方法により算定した、市事務事業の温室効果ガス*排出量は次のとおりです。

表 市事務事業における温室効果ガス排出量の推移

単位:t-CO₂

年度 排出原因	2013 (平成 25) (基準年度)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
業務その他部門										
電気の使用 (基礎排出係数)	9,175	9,058	8,994	7,801	8,024	7,935	7,402	6,862	7,652	7,785
電気の使用 (調整後排出係数)	9,023	9,252	9,167	8,745	8,984	8,911	8,075	7,051	7,811	7,062
燃料の使用 ※1	2,211	2,256	1,924	2,122	2,302	2,188	2,186	2,305	2,542	2,619
計 (基礎排出係数)	11,386	11,314	10,918	9,923	10,325	10,124	9,587	9,167	10,195	10,404
運輸部門										
公用車の 使用※2	142	123	143	148	148	147	147	121	132	142
総排出量 (基礎排出係数)	11,528	11,437	11,061	10,072	10,473	10,271	9,734	9,288	10,326	10,546
総排出量 (調整後排出係数)	11,377	11,630	11,234	11,015	11,433	11,247	10,407	9,477	10,485	9,823
基準年度比 (基礎排出係数)	—	▲ 0.8%	▲ 4.1%	▲ 12.6%	▲ 9.2%	▲ 10.9%	▲ 15.6%	▲ 19.4%	▲ 10.4%	▲ 8.5%
エネルギー使用 量(原油換算)	5,826kL	5,886kL	5,778kL	6,134kL	6,249kL	6,173kL	6,057kL	6,070kL	6,272kL	6,333kL

※1 燃料は、都市ガス、LPガス、A重油、灯油、軽油に起因する排出量の合算。

※2 公用車は、車両用燃料の使用に起因する二酸化炭素排出量と、車両走行距離に応じたメタン及び一酸化二窒素の排出量(二酸化炭素換算)の合算。



図 市事務事業の温室効果ガス排出量（基礎排出係数）



図 市事務事業の温室効果ガス排出量（調整後排出係数）

- 電力の使用による排出量の割合が多いため、省エネエネルギー*に取り組むこと、環境負荷の少ない電力調達を推進することが必要です。

資料6 気候変動の将来予測と本市の適応策の方向性

（1）気候変動の将来予測

近年、地球温暖化*が要因と考えられる台風や豪雨等の気象災害が発生し、人々の暮らしに大きな影響を及ぼしています。また、熱中症*などの健康被害についても年々深刻化しており、すでに起こりつつある被害の回避や軽減を図るための適応策*の推進が求められています。気候変動*に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書によると、向こう数十年の間に温室効果ガス*の排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に世界平均気温の上昇が1850年～1900年を基準とした世界の平均気温と比べて1.5°C及び2°Cを超越します。

（2）埼玉県の状況

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改訂版によると、県では日本の平均気温と比べて早いペースで気温が上昇しており、熊谷地方気象台の1897（明治30）年から2021（令和3）年までの気温上昇率は、100年に換算すると2.19°Cとなっています。また、最近10年間（2011（平成23）年～2020（令和2）年）の1時間降水量50mm以上の雨の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間（1979（昭和54）～1988（昭和63）年）と比べて約10%増えています。

気候変動の影響により、現在までに県で起きている現象や将来の予測として、次のようなことが挙げられます。

分野	現在起きている現象	将来の予測
農業分野	埼玉県は、2020（令和2）年の農業産出額が米で全国18位、野菜で全国8位の都市近郊農業地域です。近年、夏季の高温・乾燥等による様々な生理障害が米や野菜、果樹等において、広く確認されています。 また、令和元年度東日本台風では133件の農地・農業用施設が被災しました。	今後、農業生産への影響の恒常化が懸念されます。また、気温上昇に伴い、水稻等の収量及び品質の低下や越冬可能な害虫の増加が予測されています。
水環境・水資源分野	2016（平成28）年は利根川水系で、2017（平成29）年は荒川水系で渇水が発生しました。	今世紀末頃の河川流量を予測した研究では、7～8月の最低流量が減少し、渇水リスク*及び水質悪化の増加が懸念されています。 また、暑熱による水需要の増加と渇水による水不足が重なった場合は給水の不足が懸念されます。
自然生態系分野	昭和初期に九州で初確認されたヨコヅナサシガメなどの南方系昆虫が、温暖化に伴う気温上昇等により、近年埼玉県内での生息がみられるようになりました。また、令和元年度東日本台風による大量の降雨で山間地域等から土砂が流出し、魚類の生息に重要な河川の瀬や淵が失われ、従来漁場であった水域で遊漁などができなくなっています。	今世紀末には、県内のブナ生育適地の大幅な減少が予測されています。 水温上昇に伴い、イワナなどの冷水性魚類の生息域が移動あるいは縮小するなど、生息魚類相に変化が生じることが予測されます。

分野	現在起きている現象	将来の予測
自然災害分野	<p>最近 10 年間（2011（平成 23）年～2020（令和 2）年）の 1 時間降水量 50mm 以上の雨の平均年間発生回数は、統計期間の最初の 10 年間（1979（昭和 54）年～1988（昭和 63）年）と比べて約 10% 増えています。また令和元年東日本台風では、県内 14 箇所の雨量観測所の内、11 箇所で日降水量が観測史上 1 位を記録し、県管理河川の堤防決壊 2 箇所を含む 57 箇所において溢水・越水が発生し、内水によるものも含め、7,000 戸以上の家屋被害が発生しました。</p>	今世紀後半に向けて線状降水帯などの強雨は増加していくと予測されており、洪水発生頻度及び土砂災害発生頻度の増加や山腹崩壊の同時多発化が懸念されます。
健康分野	<p>県の平野部は、都市化の進行によるヒートアイランド現象*や、秩父山地を越えて西風が吹き下ろすことで気温が上昇するフェーン現象*などにより、全国的に見ても特に夏の気温が高くなる地域となっています。過去 5 年間（2015（平成 27）年～2019（令和元）年）とその前の 5 年間（2010（平成 22）年～2014（平成 26）年）の熱中症による救急搬送者数を比較した場合、救急搬送者数の合計が約 3 千人増加、救急搬送者に占める高齢者の割合が約 5 ポイント上昇しています。</p>	今後の更なる気温上昇に伴い、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念されます。
県民生活・都市生活分野	<p>現在（2015（平成 27）年～2020（令和 2）年）と 50 年前（1965（昭和 40）年～1970（昭和 45）年）を比較すると、熊谷の年間熱帯夜*日数は 18 日、年間猛暑日日数は 15 日増加しています。都市部においては、気候変動*による気温上昇にヒートアイランド現象による気温上昇が加わることで熱ストレスが増大し、睡眠障害、暑さによる不快感、屋外活動への影響等、都市生活における快適さに影響を及ぼしています。</p> <p>また、令和元年東日本台風の影響により、県西部で堤防の決壊や越水が発生し、県内の水道施設も複数被害を受けました。</p>	今後、熱ストレスが増加することで労働生産性が低下し、労働時間の経済損失が発生することや、洪水による水道施設被害や高濁度化のリスク*が増加することが予測されます。

出典：「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）改正版」（埼玉県）

資料7 アンケート結果

1. アンケート実施概要

	市民アンケート	事業者アンケート
調査対象	満18歳以上の市内居住者	市内事業所
抽出法	「住民基本台帳」をもとにした無作為抽出法	「経済センサス-活動調査」をもとにした無作為抽出法
調査期間	令和5年6月29日～7月17日	
調査方法	郵送による配付、返信用封筒による回収、及びWebによる回答	
配付数	600件	200件
回収数	163件 (内Webによる回答44件)	52件 (内Webによる回答10件)
回収率	27.2%	26.0%
備考	<ul style="list-style-type: none">○ 回答率については、百分率で表示し、設問毎に各回答を回答者総数で除した割合で、小数第2位を四捨五入集計しており、百分率合計が100%にならない場合がある。○ 無回答には無効も含む。無効とは、単一回答力所に複数回答した場合の除外回答で、無回答は無記入の意味であり、両者を合算して無回答として集計している。	

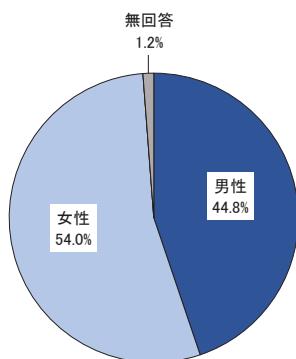
2. 市民アンケート結果

※表中の「n」は、サンプル数を表しています

(1) あなたご自身のことについて

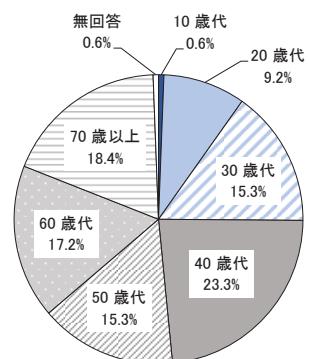
① 性別

(n=163)

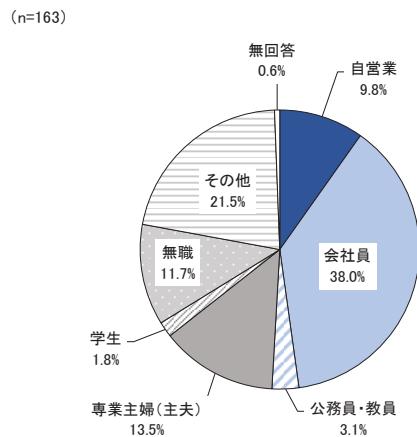


② 年齢

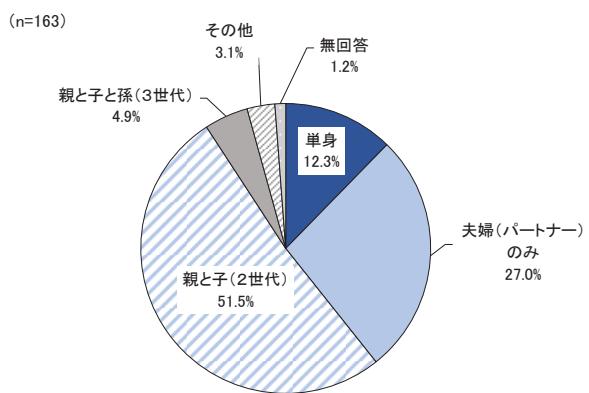
(n=163)



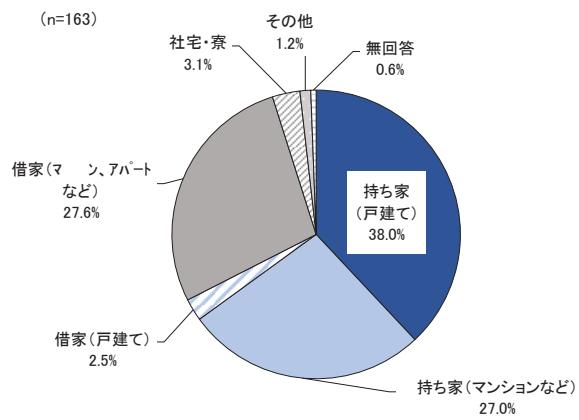
③ 職業



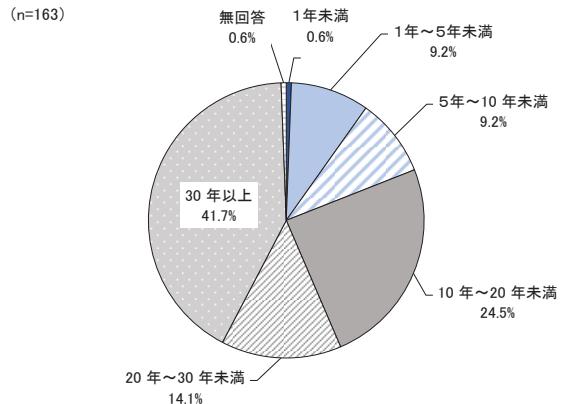
④ 世帯構成



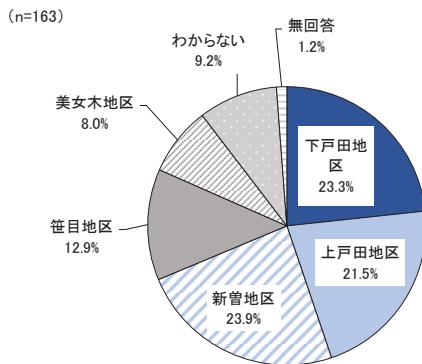
⑤ 住宅の種類



⑥ 戸田市居住年数



⑦ 居住地区

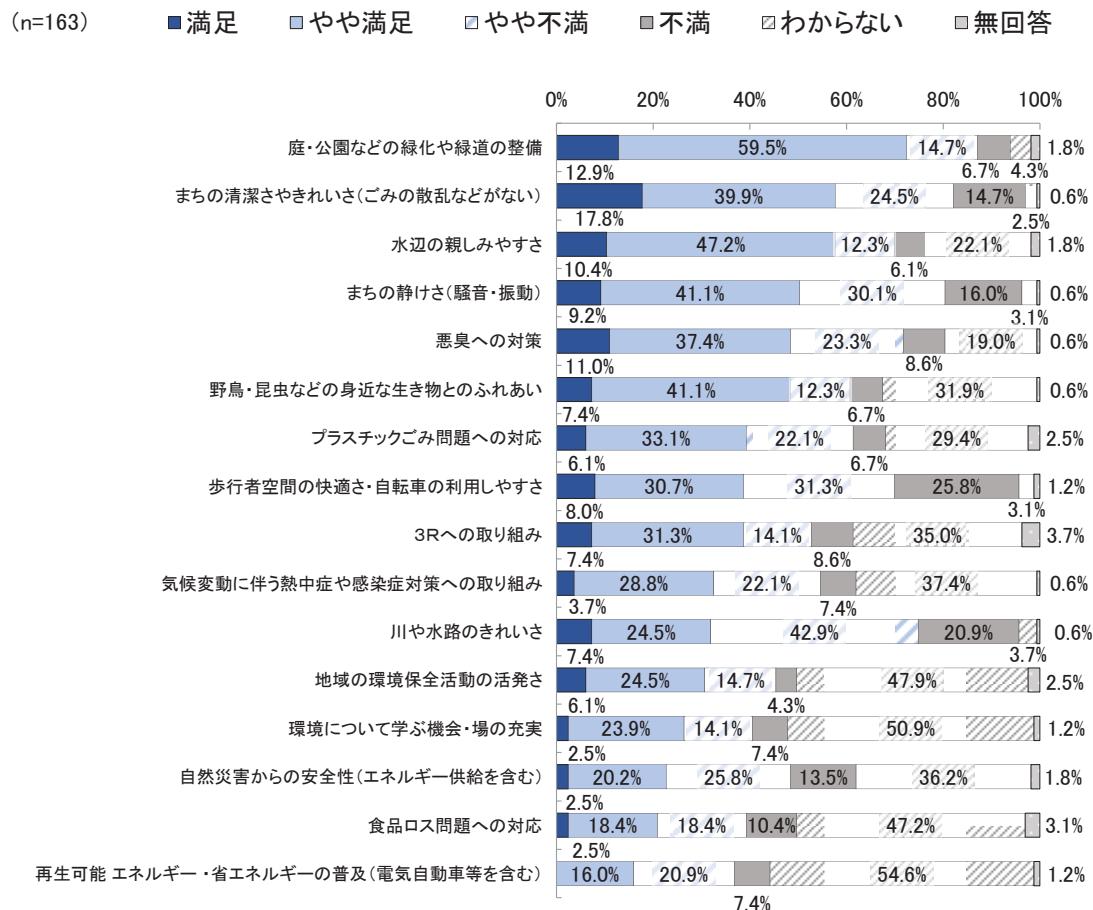


(2) 戸田市内の環境における満足度と重要度について

① 戸田市内の環境における満足度

戸田市内の環境における満足度について、「満足」「やや満足」を合わせた値が最も高かった項目は、「庭・公園などの緑化や緑道の整備」でした。次いで、「まちの清潔さやきれいさ（ごみの散乱などがない）」、「水辺の親しみやすさ」の順となっています。

「不満」「やや不満」を合わせた値が最も高かった項目は、「川や水路のきれいさ」でした。次いで、「歩行者空間の快適さ・自転車の利用しやすさ」、「まちの静けさ（騒音・振動）」の順となっています。

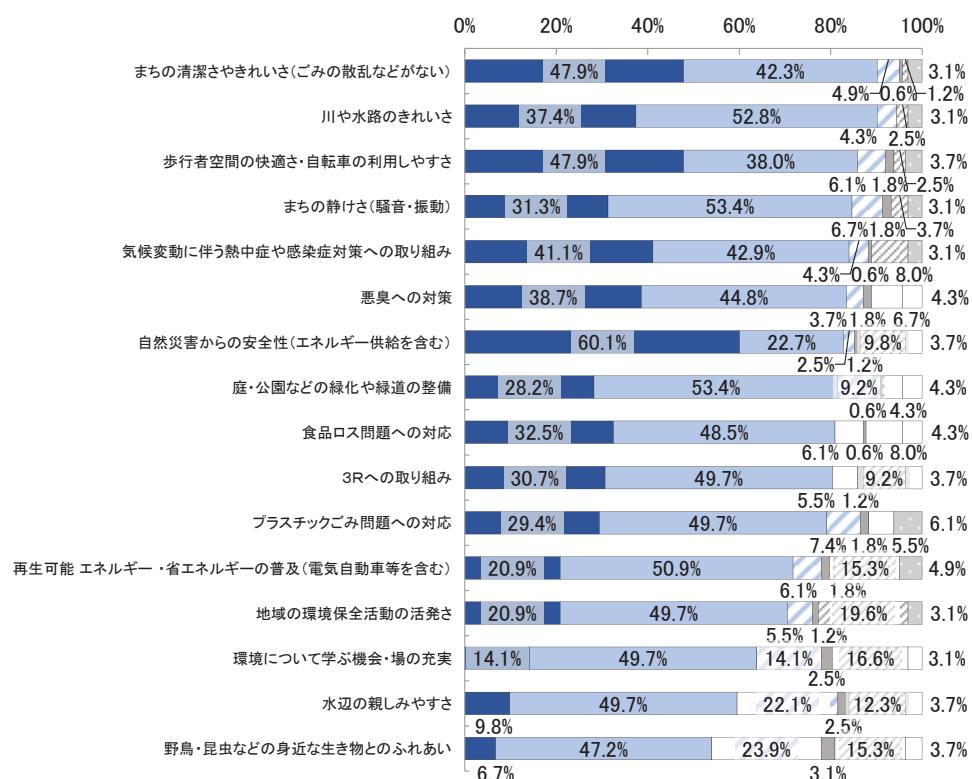


② 戸田市内の環境における重要度

戸田市内の環境における重要度について、「特に重要」「やや重要」を合わせた値が最も高かった項目は、「まちの清潔さやきれいさ（ごみの散乱などがない）」でした。次いで、「川や水路のきれいさ」、「歩行者空間の快適さ・自転車の利用しやすさ」の順となっています。

「重要ではない」「あまり重要でない」を合わせた値が最も高かった項目は、「野鳥・昆虫などの身近な生き物とのふれあい」でした。次いで、「水辺の親しみやすさ」、「環境について学ぶ機会・場の充実」の順となっています。

(n=163) ■特に重要 □やや重要 □あまり重要でない □重要ではない □わからない □無回答



③ 戸田市内の環境における満足度と重要度の散布図

散布図は、各項目の重要度の平均値を縦軸に、満足度の平均値を横軸にしてあらわしたもので、平均値は回答の選択肢により下表のとおり点数化して、各選択肢の回答者数をかけた点数を各項目の総回答者数で割った値としています。

満足度が高く重要度も高い項目は、「まちの清潔さやきれいさ（ごみの散乱などがない）」、「悪臭への対策」でした。

満足度が高く重要度が低い項目は、「水辺の親しみやすさ」、「野鳥・昆虫などの身近な生き物とのふれあい」でした。

満足度が低く重要度が高い項目は、「川や水路のきれいさ」、「歩行者空間の快適さ・自転車の利用しやすさ」、「自然災害からの安全性」でした。

満足度が低く重要度が低い項目は、「再生可能エネルギー・省エネルギーの普及」でした。

2019年度調査から傾向に変化がみられた項目は次のとおりです。

- 「3Rへの取り組み」、「野鳥・昆虫などの身近な生き物とのふれあい」の満足度が上昇
- 「まちの静けさ（騒音・振動）」の満足度が低下

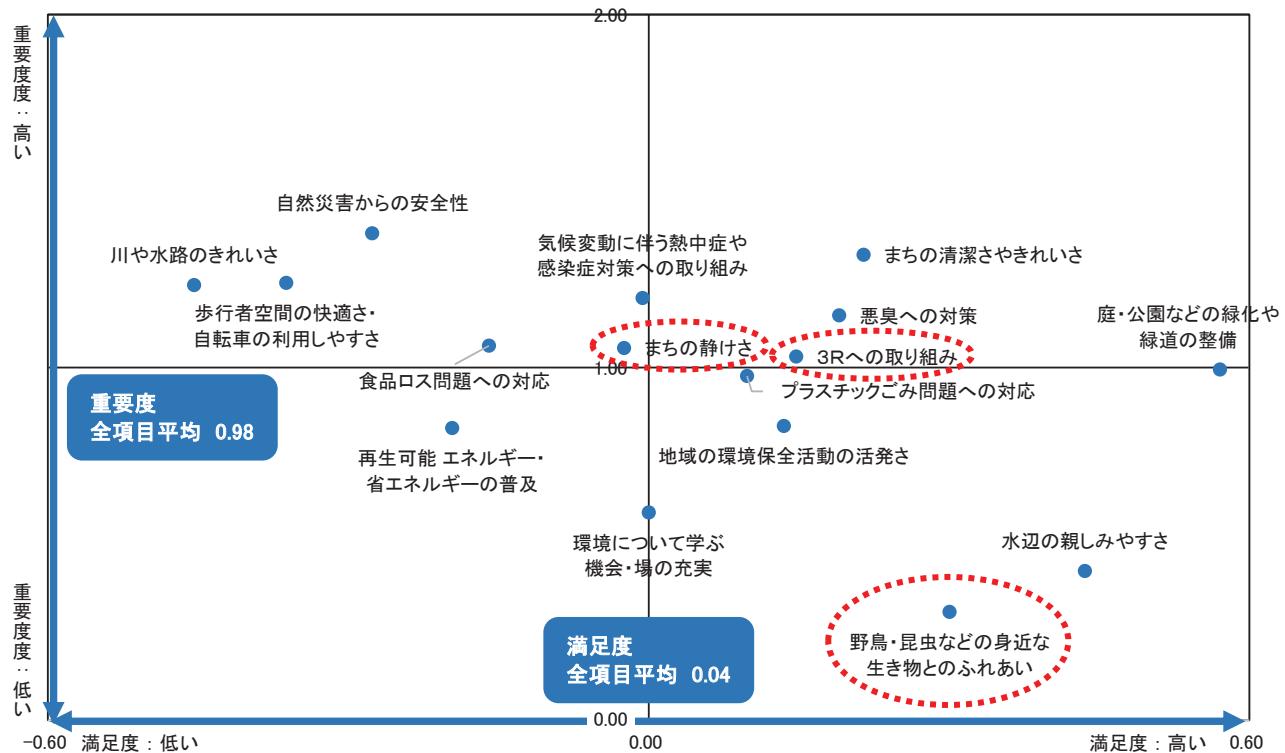
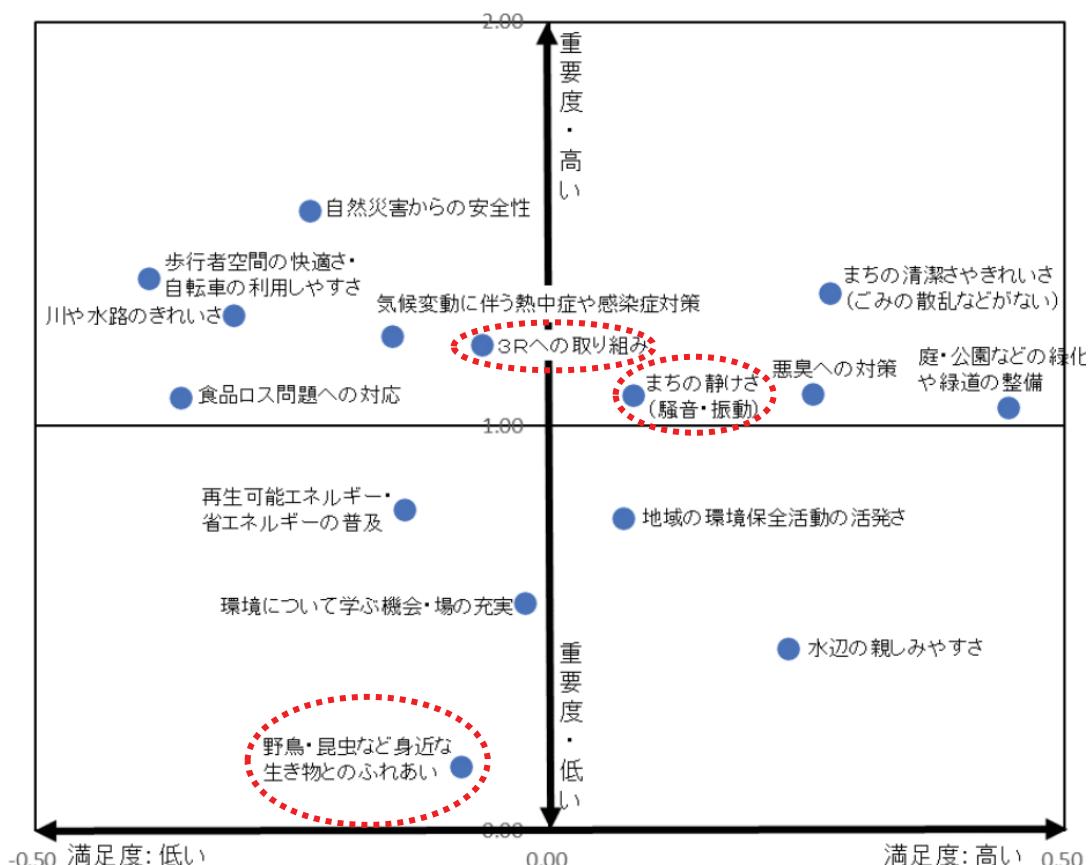


図 戸田市内の環境における満足度と重要度

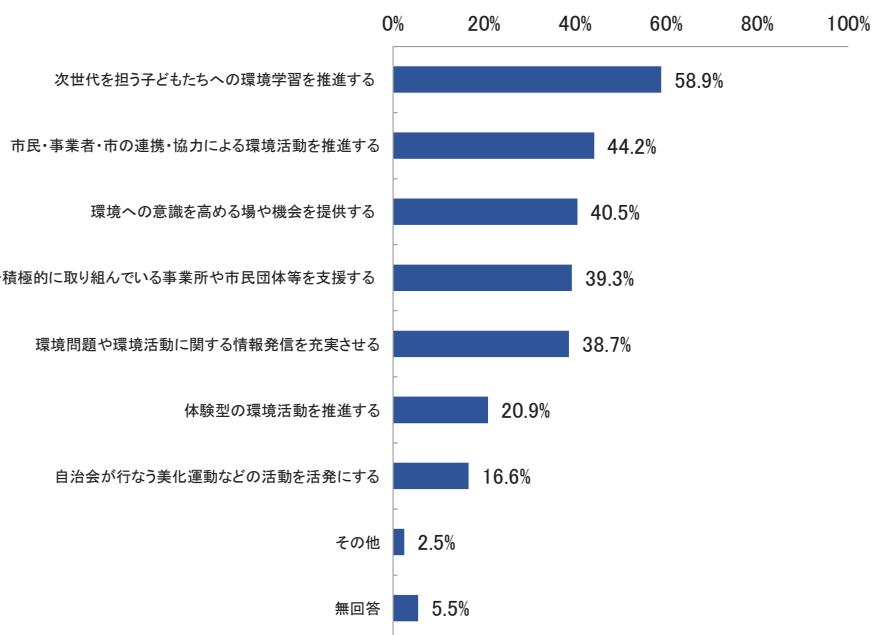


【2019 年度調査】戸田市内の環境における満足度と重要度

(3) 環境活動について

環境活動について、市民の関心を高めるために重要なと思われることは、「次世代を担う子どもたちへの環境学習を推進する」が最も多く、次いで、「市民・事業者・市の連携・協力による環境活動を推進する」、「環境への意識を高める場や機会を提供する」の順となっています。

(n=163)



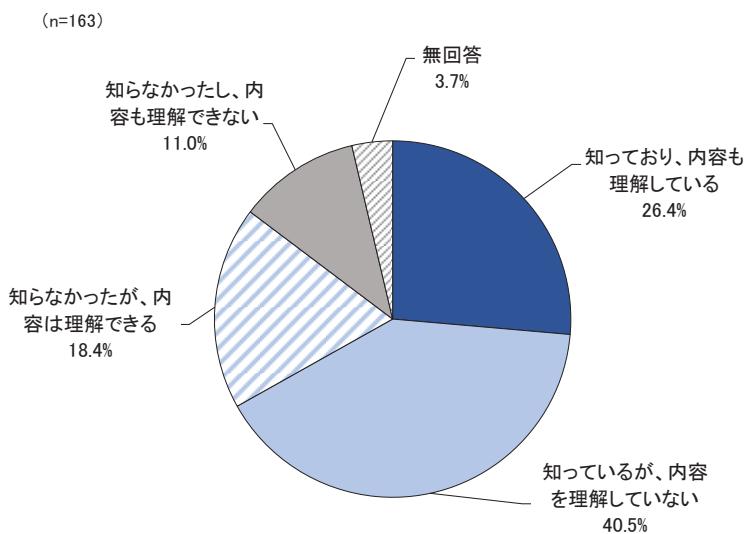
【年代別集計】

年代	n	市民・事業者・市の連携・協力による環境活動を推進する	次世代を担う子どもたちへの環境学習を推進する	環境への意識を高める場や機会を提供する	体験型の環境活動を推進する	自治会が行なう美化運動などの活動を活発にする	環境活動を積極的に取り組んでいる事業所や市民団体等を支援する	環境問題や環境活動に関する情報発信を充実させる	その他	無回答
10歳代	1	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20歳代	15	46.7%	60.0%	46.7%	20.0%	46.7%	13.3%	13.3%	6.7%	0.0%
30歳代	25	36.0%	80.0%	32.0%	28.0%	16.0%	32.0%	32.0%	4.0%	8.0%
40歳代	38	52.6%	63.2%	31.6%	26.3%	10.5%	42.1%	39.5%	5.3%	0.0%
50歳代	25	40.0%	56.0%	48.0%	24.0%	4.0%	32.0%	60.0%	0.0%	4.0%
60歳代	28	53.6%	50.0%	39.3%	14.3%	10.7%	60.7%	39.3%	0.0%	7.1%
70歳以上	30	36.7%	46.7%	53.3%	10.0%	26.7%	40.0%	40.0%	0.0%	10.0%
無回答	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	163	44.2%	58.9%	40.5%	20.9%	16.6%	39.3%	38.7%	2.5%	5.5%

(4) 地球温暖化防止と気候変動について

① カーボンニュートラル宣言について

国のカーボンニュートラル*宣言について、「知っているが、内容を理解していない」が最も多く、次いで、「知っており、内容も理解している」、「知らなかつたが、内容は理解できる」の順となっています。



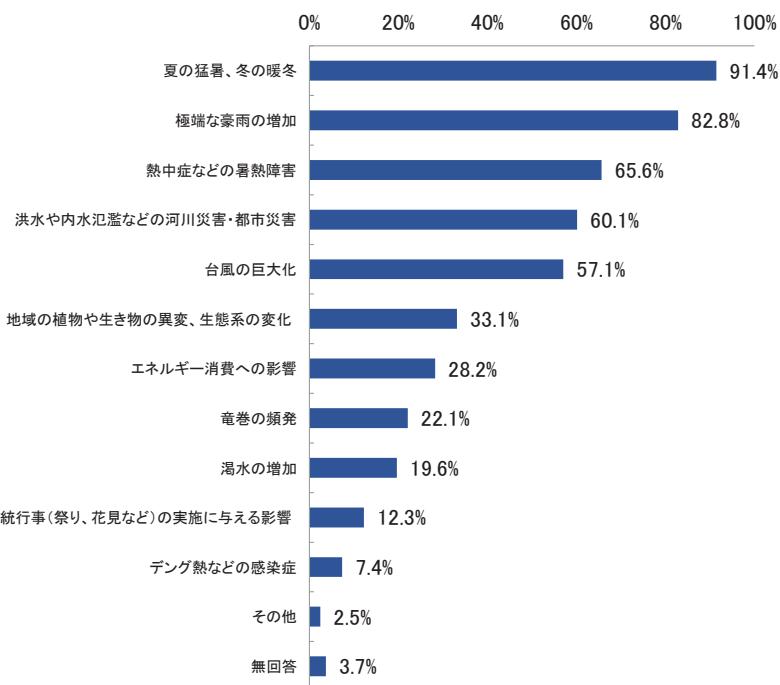
【年代別集計】

年代	n	知っており、内容も理解している	知っているが、内容を理解していない	知らなかつたが、内容は理解できる	知らなかつたし、内容も理解できない	無回答
10歳代	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20歳代	15	26.7%	20.0%	33.3%	20.0%	0.0%
30歳代	25	24.0%	36.0%	16.0%	16.0%	8.0%
40歳代	38	31.6%	42.1%	18.4%	7.9%	0.0%
50歳代	25	28.0%	24.0%	32.0%	12.0%	4.0%
60歳代	28	25.0%	53.6%	10.7%	7.1%	3.6%
70歳以上	30	23.3%	53.3%	10.0%	10.0%	3.3%
無回答	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	163	26.4%	40.5%	18.4%	11.0%	3.7%

② 身の回りで気候変動の影響が既に現れていると感じるもの

身の回りで気候変動*の影響が既に現れていると感じるものは、「夏の猛暑、冬の暖冬」が最も多く、次いで、「極端な豪雨の増加」、「熱中症*などの暑熱障害」の順となっています。

(n=163)



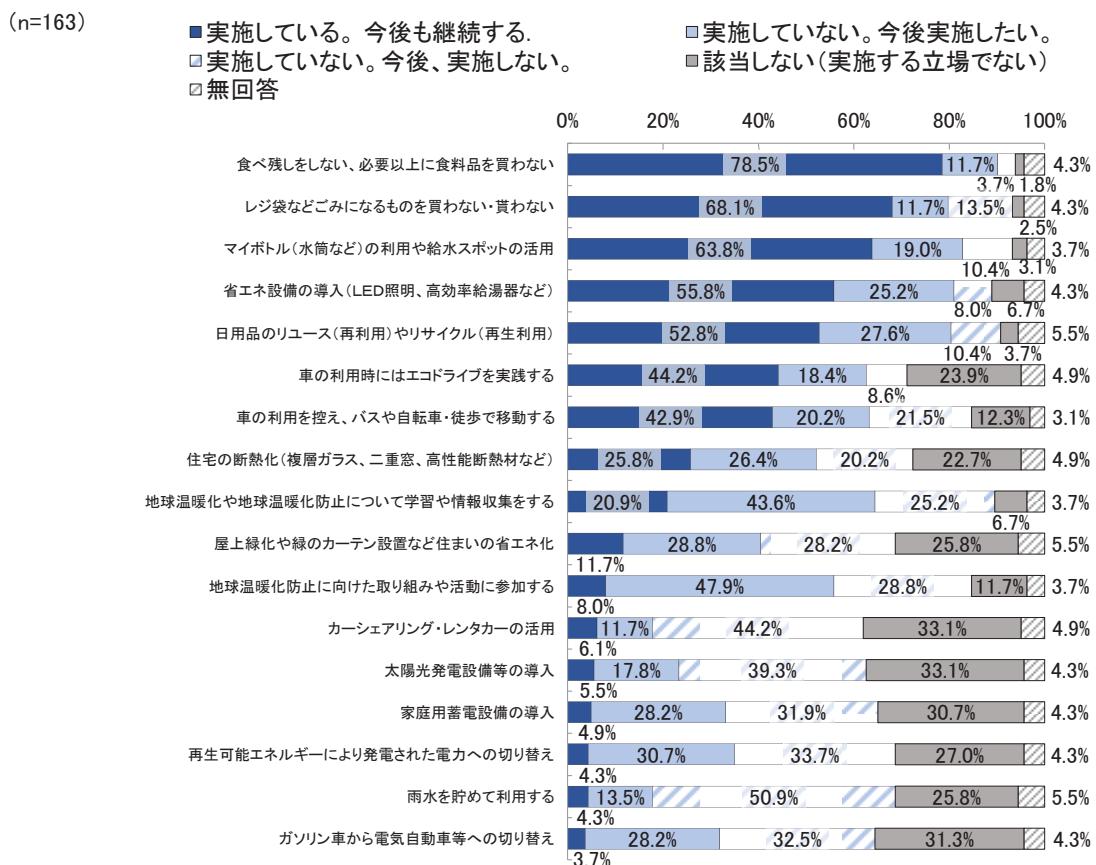
【居住地区別集計】

居住地区	n	夏の猛暑、冬の暖冬	極端な豪雨の増加	台風の巨大化	竜巻の頻発	熱中症などの暑熱障害	デング熱などの感染症	地域の植物や生き物の異変、生態系の変化	洪水や内水氾濫などの河川災害・都市災害	渴水の増加	エネルギー消費への影響	伝統行事の実施に与える影響	その他	無回答
下戸田地区	38	86.8%	78.9%	60.5%	26.3%	55.3%	7.9%	39.5%	47.4%	21.1%	15.8%	7.9%	0.0%	7.9%
上戸田地区	35	94.3%	77.1%	51.4%	22.9%	65.7%	8.6%	37.1%	57.1%	20.0%	40.0%	14.3%	0.0%	0.0%
新曾地区	39	89.7%	89.7%	66.7%	28.2%	71.8%	2.6%	23.1%	74.4%	28.2%	38.5%	15.4%	7.7%	2.6%
笹目地区	21	90.5%	85.7%	52.4%	9.5%	66.7%	0.0%	33.3%	81.0%	9.5%	14.3%	19.0%	0.0%	4.8%
美女木地区	13	100.0%	84.6%	46.2%	15.4%	76.9%	15.4%	23.1%	53.8%	23.1%	30.8%	7.7%	0.0%	0.0%
わからない	15	100.0%	93.3%	53.3%	20.0%	73.3%	20.0%	40.0%	46.7%	6.7%	26.7%	6.7%	6.7%	0.0%
無回答	2	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
全体	163	91.4%	82.8%	57.1%	22.1%	65.6%	7.4%	33.1%	60.1%	19.6%	28.2%	12.3%	2.5%	3.7%

③ 地球温暖化防止に関する取り組み状況と今後の取り組みの意向

地球温暖化*防止に関する取り組み状況について、「実施している。今後も継続する」が最も多かった項目は、「食べ残しをしない、必要以上に食料品を買わない」でした。次いで、「レジ袋などごみになるものを買わない・貰わない」、「マイボトル（水筒など）の利用や給水スポットの活用」の順となっています。

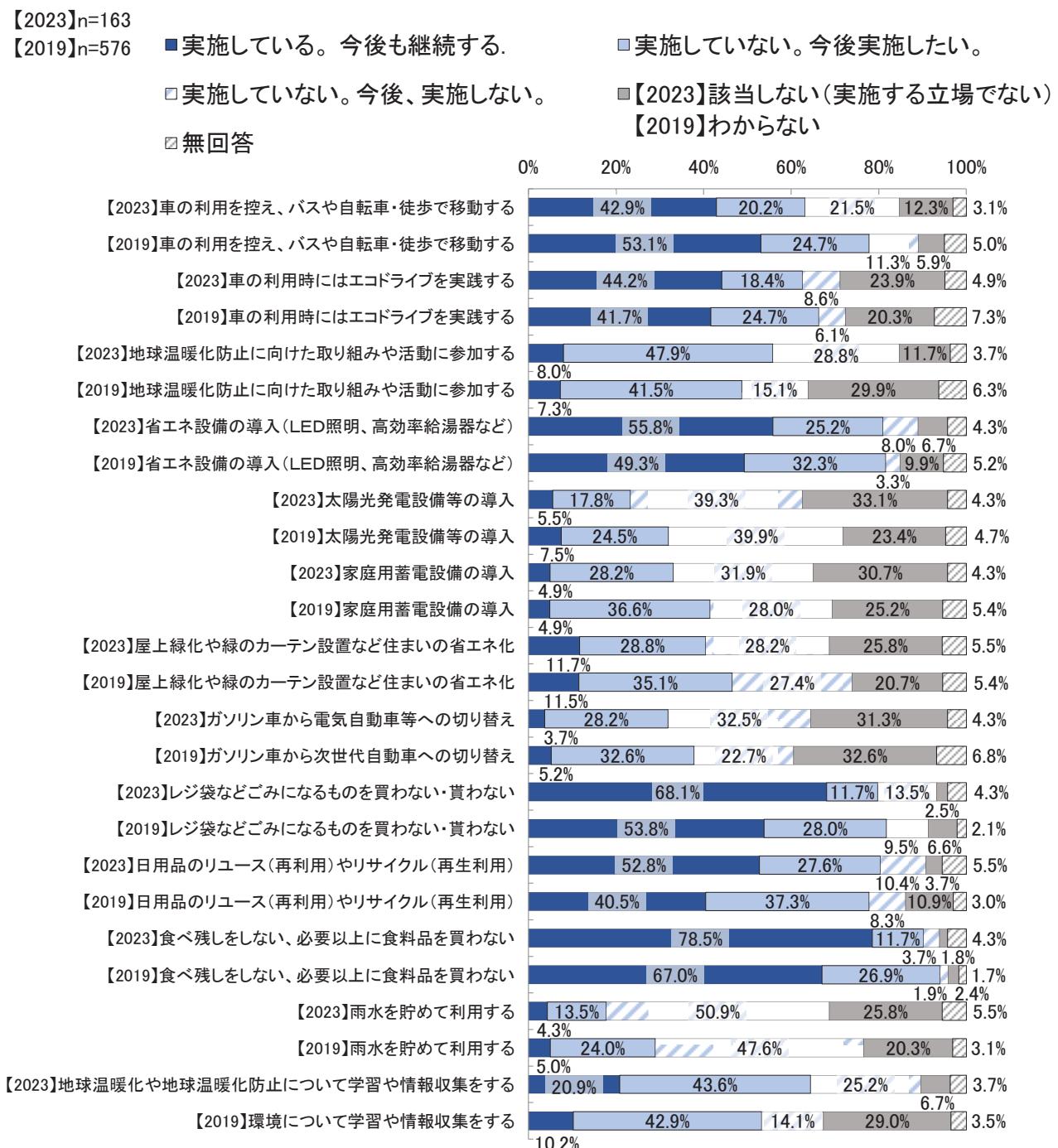
「実施していない。今後実施したい。」が最も多かった項目は、「地球温暖化防止に向けた取り組みや活動に参加する」でした。次いで、「地球温暖化や地球温暖化防止について学習や情報収集をする」、「再生可能エネルギー*により発電された電力への切り替え」の順となっています。



④ 地球温暖化防止に関する取り組み状況と今後の取り組みの意向【前回調査との比較】

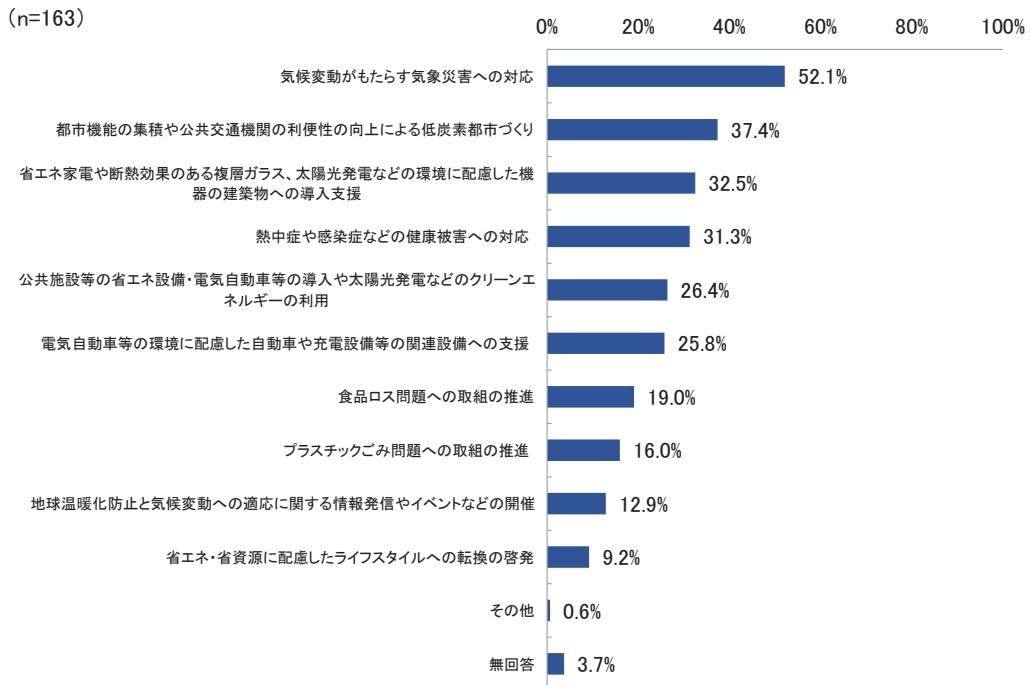
前回調査との類似項目の比較で、「実施している。今後も継続する」の割合が10%以上上昇していた項目は、「レジ袋などごみになるものを買わない・貰わない」、「日用品のリユース（再利用）やリサイクル（再生利用）」、「食べ残しをしない、必要以上に食料品を買わない」、「地球温暖化や地球温暖化防止について学習や情報収集をする」でした。

一方、「実施している。今後も継続する」の割合が10%以上低下していた項目は、「車の利用を控え、バスや自転車・徒歩で移動する」でした。



⑤ 今後戸田市に特に力を入れてほしいと思う取組

今後、戸田市に特に力を入れてほしいと思う取組は、「気候変動*がもたらす気象災害への対応」が最も多く、次いで、「都市機能の集積や公共交通機関の利便性の向上による低炭素*都市づくり」、「省エネ家電や断熱効果のある複層ガラス、太陽光発電などの環境に配慮した機器の建築物への導入支援」の順となっています。

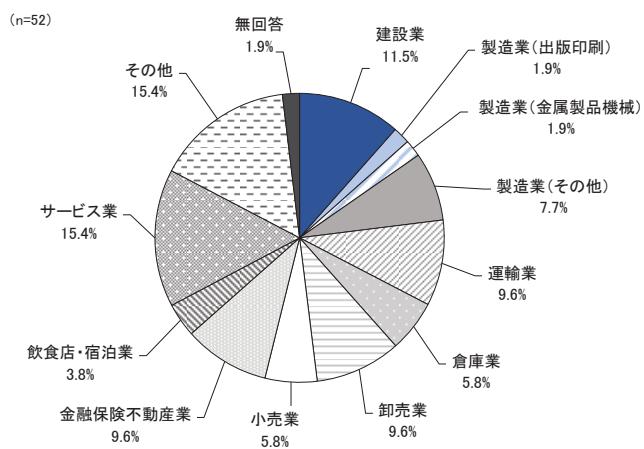


3. 事業者アンケート結果

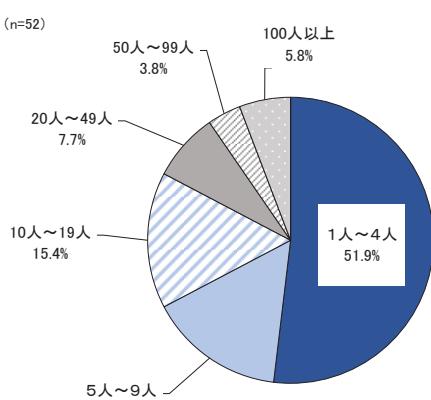
※ 表中の「n」は、サンプル数を表しています

(1) 貴事業所のことについて

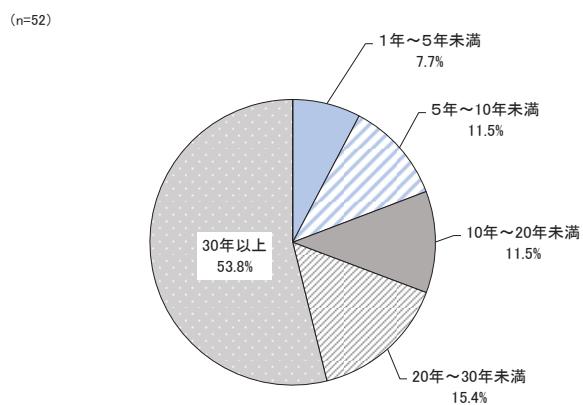
① 業種



② 従業員数



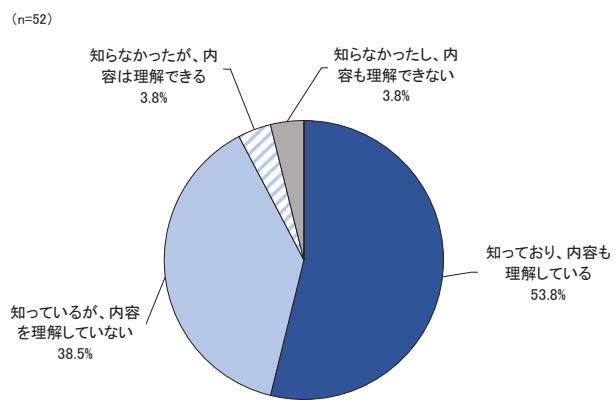
③ 市内での営業年数



(2) 地球温暖化防止・脱炭素化について

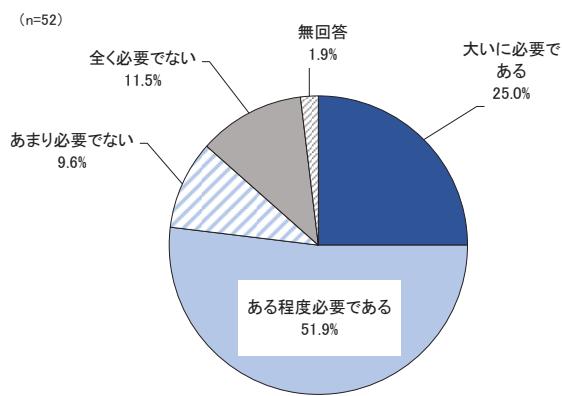
① カーボンニュートラル宣言について

国のカーボンニュートラル*宣言について、「知っており、内容も理解している」が最も多く、次いで、「知っているが、内容を理解していない」の順となっています。



② 地球温暖化防止・脱炭素化に取り組む必要性について

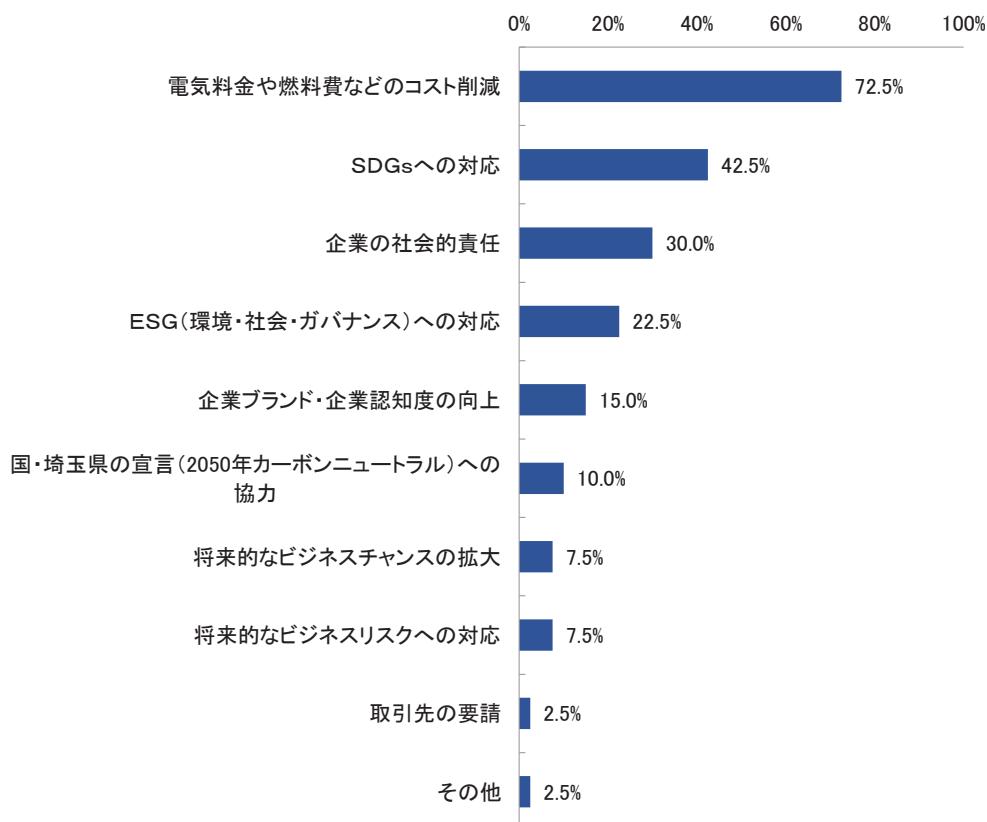
地球温暖化*防止・脱炭素*化に取り組む必要性について、「ある程度必要である」が最も多く、「大いに必要である」を合わせると約77%が必要であると回答しています。



③ 地球温暖化防止・脱炭素化に取り組むことが必要な理由

地球温暖化*防止・脱炭素*化に取り組むことが必要な理由について、「電気料金や燃料費などのコスト削減」が最も多く、次いで、「SDGs*への対応」、「企業の社会的責任」の順となっています。

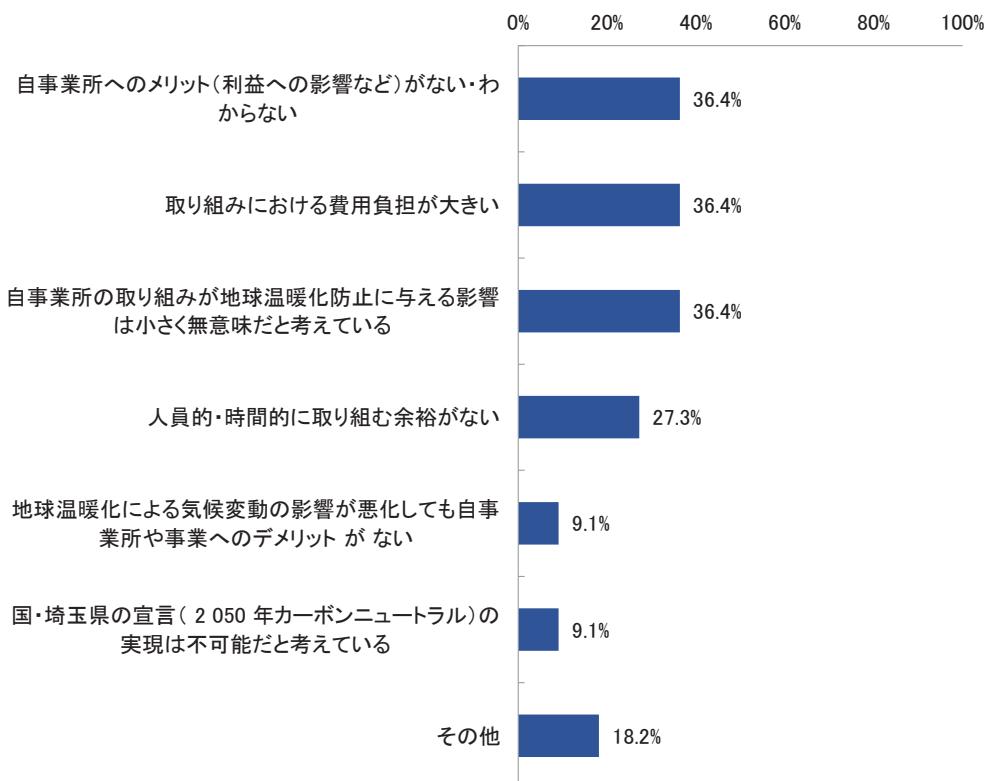
(n=40)



⑥ 地球温暖化防止・脱炭素化に取り組むことが必要でない理由

地球温暖化*防止・脱炭素*化に取り組むことが必要でない理由について、「自事業所へのメリット（利益への影響など）がない・わからない」、「取り組みにおける費用負担が大きい」、「自事業所の取り組みが地球温暖化防止に与える影響は小さく無意味だと考えている」が挙げられています。

(n=11)

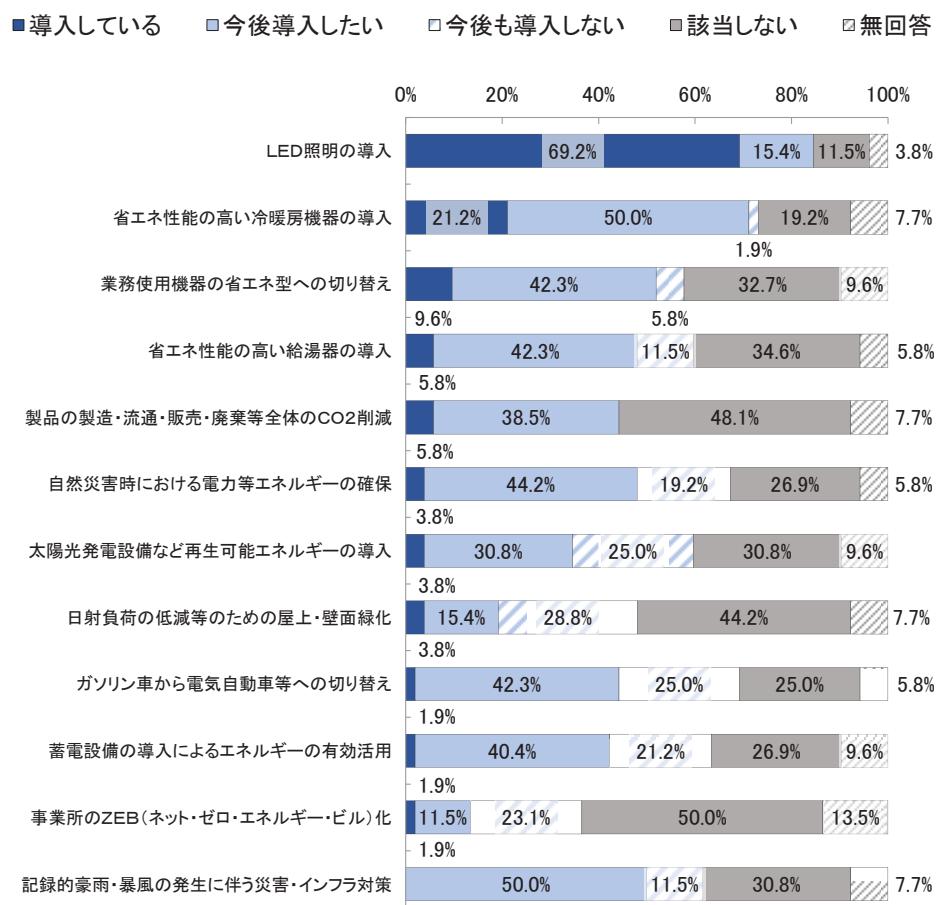


⑤ 地球温暖化防止や気候変動の影響への対策に寄与する設備等に関する取り組み状況と今後の取り組みの意向

地球温暖化*防止や気候変動*の影響への対策に寄与する設備等に関する取り組み状況について、「導入している」が最も多かった項目は、「LED*照明の導入」でした。次いで、「省エネ*性能の高い冷暖房機器の導入」、「業務使用機器の省エネ型への切り替え」の順となっています。

「今後導入したい」が最も多かった項目は、「省エネ性能の高い冷暖房機器の導入」、「記録的豪雨・暴風の発生に伴う災害・インフラ対策」でした。次いで、「自然災害における電力等エネルギーの確保」の順となっています。

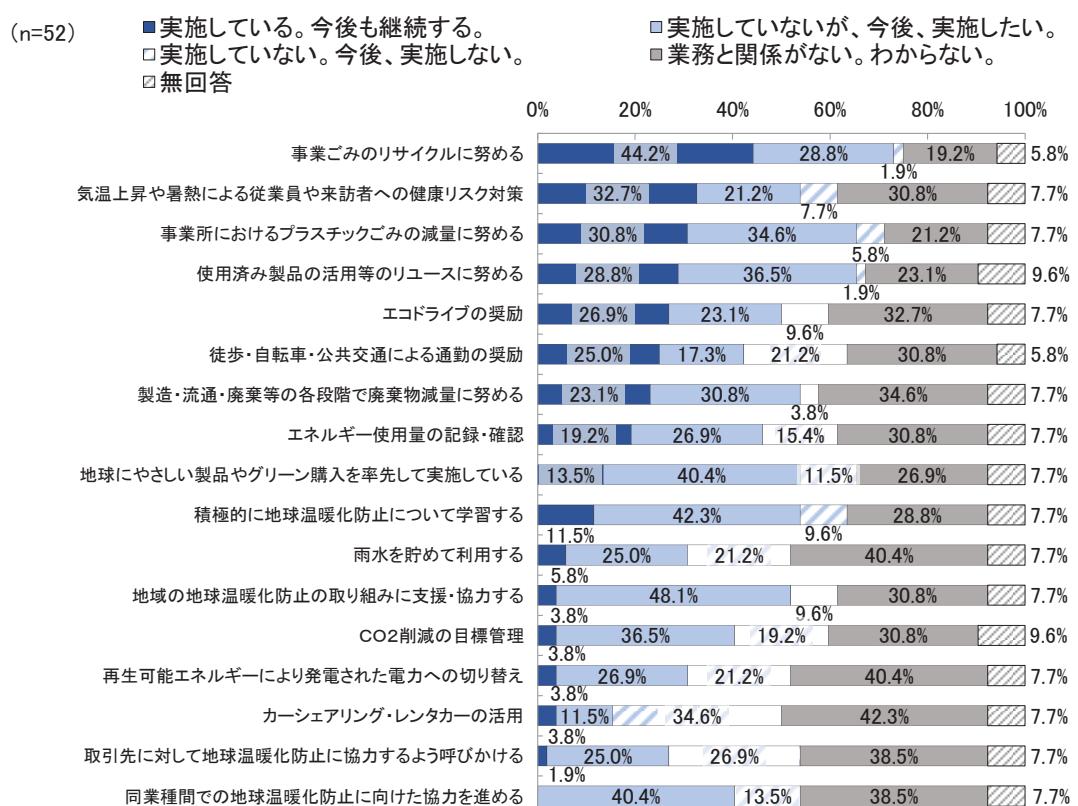
(n=52)



⑦ 地球温暖化防止や気候変動の影響への対策に関する取り組み状況と今後の取り組みの意向

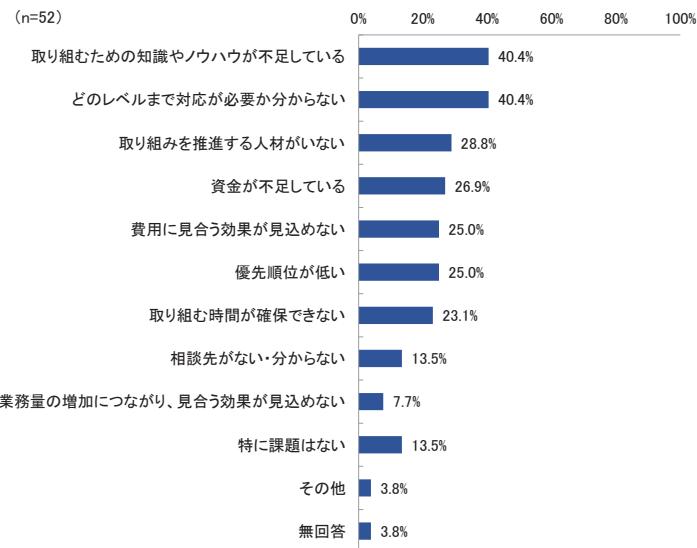
地球温暖化*防止や気候変動*の影響への対策に関する取り組み状況について、「実施している。今後も継続する。」が最も多かった項目は、「事業ごみのリサイクルに努める」でした。次いで、「気温上昇や暑熱による従業員や来訪者への健康リスク*対策」、「事業所におけるプラスチックごみの減量に努める」の順となっています。

「実施していないが、今後、実施したい。」が最も多かった項目は、「地域の地球温暖化防止の取り組みに支援・協力する」でした。次いで、「積極的に地球温暖化防止について学習する」、「地球にやさしい製品やグリーン購入*を率先して実施している」、「同業種間での地球温暖化防止に向けた協力を進める」の順となっています。



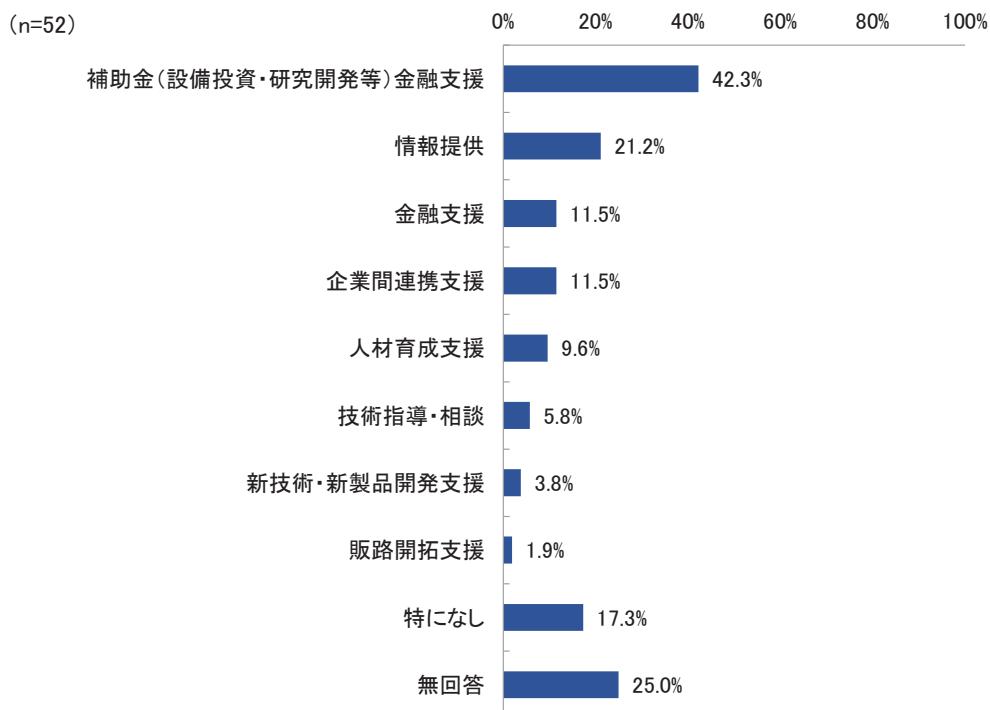
⑧ 地球温暖化防止（省エネ・再エネ等）に取り組むに当たり、課題に感じる点

地球温暖化*防止に取り組むに当たり、課題に感じる点について、「取り組むための知識やノウハウが不足している」、「どのレベルまで対応が必要か分からない」が最も多く、次いで、「取り組みを推進する人材がいない」の順となっています。



⑧ 今後、特に必要な公的支援

今後、特に必要な公的支援は、「補助金（設備投資・研究開発等）金融支援」が最も多く、次いで、「情報提供」、「金融支援」、「企業間連携支援」の順となっています。



資料8 用語解説

【英数】

用語名称	解 説
AI	Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス) ・人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術等のこと。
BAU	Business as usual (ビジネス・アズ・ユージュアル) ・読み方は「ビーエーユー」。現状趨勢。 ・温室効果ガスの将来推計を行う際に用いられる意味合いとして、追加的な地球温暖化対策を行わないものと仮定して将来推計を行うこと。
BEMS	Building Energy Management System (ビル・エネルギー・マネジメント・システム) ・読み方は「ベムス」。ビル等の建物内で使用する電力使用量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システムのこと。
BOD	Biochemical Oxygen Demand (バイオケミカル・オキシジエン・デマンド) ・生物化学的酸素要求量。河川水や事業場排水の汚濁を表す上で、一般的に使われる指標。水の汚濁源となる水中の有機物量を示しており、対象水中の好気性微生物が有機物を分解する過程（5日間）で消費する溶存酸素の量で表され、数値が大きいほど汚濁が著しい。
COOL CHOICE (クールチョイス)	・国が推奨する「地球温暖化対策に資する『賢い選択』をしていこう」という取組のこと。
ESCO (エスコ)事業	Energy Service Company (エナジー・サービス・カンパニー) ・省エネルギー改修にかかる費用を、改修の成果である光熱水費の削減分でまかなう事業。ESCO 事業導入による顧客の利益が、ESCO 事業者によって保証される契約形態（パフォーマンス契約）をとることで、顧客にとっては確実な省エネルギー効果が達成される利点がある。
EV	「電動車」を参照。
FCV	「電動車」を参照。
HEMS	Home Energy Management System (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) ・読み方は「ヘムス」。住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムやガスコーポレーションシステム（燃料電池等）などの創エネ機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。
HV	「電動車」を参照。
IoT	Internet of Things (インターネット・オブ・シングス) ・身の回りの物がインターネットに接続され、互いに情報をやり取りし、暮らしを便利にする技術のこと。
LED	Light Emitting Diode (ライト・エミッティング・ダイオード) ・電流を流すと発光する半導体の一種で、発光ダイオードともいう。LED は蛍光灯に比べて消費電力が7割程度であること、材料に水銀などの有害物質を含まないことなどから環境負荷が低い発光体として、照明などに利用されている。

用語名称	解説
OECM	Other Effective area-based Conservation Measures (アザー・エフェクティブ・エリアベースド・コンサバーション・メジャーズ) ・保護地域（国立公園等）以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所のこと。 ・例えば、社寺林や企業有林、企業緑地、里地里山等がある。
PDCA	「環境マネジメントシステム」を参照。
PHV	「電動車」を参照。
PPA	Power Purchase Agreement (パワー・パーチェス・アグリーメント) ・電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれる。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO ₂ 排出の削減ができる。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となり、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。
SDGs	Sustainable Development Goals (サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ) ・持続可能な開発目標。 ・読み方は「エスディィージーズ」。2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された国際的な目標。地球を守るために人類が 2030（令和 12）年までに達成すべき貧困、飢餓、教育、ジェンダー、エネルギーなどの 17 の目標と、それぞれの目標を達成するための 169 のターゲットからできている。
V2H	Vehicle to Home (ヴィークル・トゥ・ホーム) 電気自動車の蓄電池に蓄えた電気を住宅で使う仕組みのこと。
Well-being	・読み方は「ウェル・ビーイング」。個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態であること。
ZEB	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) ・読み方は「ゼブ」。建物外皮（屋根・壁・床等）の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指したビル。
ZEH、ZEH-M	Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、Net Zero Energy House Mansion (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・マンション) ・読み方は「ゼッチ」、「ゼッチ・エムまたはゼッチ・マンション」。ZEB と同様に、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅のこと。ZEH-M は、集合住宅における ZEH のこと。
ZEV	Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ヴィークル) ・排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料自動車のこと。
30by30	・読み方は「サーティ・バイ・サーティ」。2030（令和 12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、2030（令和 12）年までに国土（陸と海）の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。 ・この目標を達成することで、生態系サービスの回復はもちろん、CO ₂ の吸収・固定、防災・減災に寄与する自然の再生、プラスチック代替バイオマス資源の持続的な生産、疲れを癒し免疫力を高める健康的な生活等、多面的な効果も期待されている。

用語名称	解説
3R	<ul style="list-style-type: none"> Reduce (リデュース=ごみを出さない)、Reuse (リユース=再使用する)、Recycle (リサイクル=再生利用する) のそれぞれの頭文字を合わせて 3R という。循環型社会の構築に向けた基本的な考え方で、ごみと資源に関する問題を解決するキーワードと言われている。 3R に Refuse (リフューズ=ごみになるものを断る) を加えて 4R、Repair (リペア=修理して使う) を加えて 5R ということもある。 政府が 2019 (令和元) 年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、「3R + Renewable (リニューアブル)」(3R の徹底と再生可能資源への代替) を基本原則とし、バイオプラスチックなどの代替素材の利用促進が盛り込まれている。
3R+Renewable	<ul style="list-style-type: none"> 3R に、Renewable (再生可能な資源に替える取り組み) を加えた考え方。 例えば、プラスチック製のレジ袋を「バイオマスプラスチック」製に替えることが「リニューアブル」のひとつ。
530 運動 (ゴミゼロ運動)	<ul style="list-style-type: none"> 「ごみを捨てない」、「自分のごみは自分で持ちかえる」ことによって、「美しく住み良い、環境にやさしいまちづくり」を推進する運動。本市では、年4回 (3・6・9・12 月) 市全体で行われる一斉清掃のことを指し、各町会・自治会ごとに市民が町内のごみを拾い集めるほか、市内の学校や事業所でも、この運動に協力して周辺の清掃を実施しているところもある。

【あ】

用語名称	解説
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活系ごみ (いわゆる家庭ごみ) のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ (いわゆるオフィスごみなど) として含まれる。
ウォームビズ (WARM BIZ)	<ul style="list-style-type: none"> 過度な暖房に頼らず、冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。 一般的に、電力による冷暖房を行う場合、室温設定の調節による省エネ効果は、夏よりも冬のほうが大きいことが知られており、暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、CO₂ の発生を削減し地球温暖化を防止することを目的としている。
雨水浸透	<ul style="list-style-type: none"> 地上に降った雨が地下に浸透すること。土地の舗装が進んだ市街地では浸透が妨げられ、雨水が溜まりやすくなる。
エコドライブ	<ul style="list-style-type: none"> 燃料消費量や CO₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。エコドライブの行動として、「エコドライブ10のすすめ」があり、穏やかな発進、加速・減速の少ない運転、ムダなアイドリングをやめるなどの 10 のポイントがある。
オフセット	「カーボン・オフセット」を参照。

用語名称	解説	
温室効果ガス	<p>・温室効果（太陽光によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める働き）をもつ気体のこと。地球温暖化対策推進法の対象ガスは次表のとおり。なお、通常それぞれのガスの温室効果を二酸化炭素に換算して、その量を表す。</p>	
	二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガス。主な排出源は化石燃料の燃焼など。
	メタン (CH ₄)	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。主な排出源は稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。主な排出源は燃料の燃焼、工業プロセスなど。
	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。主な用途はスプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
	パーフルオロカーボン (PFCs)	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。主な用途は半導体の製造プロセスなど。
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。主な用途は電気の絶縁体など。
	三フッ化窒素 (NF ₃)	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。主な用途は半導体の製造プロセスなど。

【か】

用語名称	解説
カーボン・オフセット	・日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減・吸収活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。その方法のひとつとして、排出量の総枠を設定し、国や企業の間で排出枠を売買する排出量取引制度がある。
カーボンニュートラル	・二酸化炭素の排出量から吸収量を差し引いた合計がゼロになることをいう。例えば、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないことが考えられる。このように、化石燃料の代替としてのバイオマスエネルギー（森林の間伐材や家畜の排泄物、食品廃棄物などを燃料にして、発電したり熱を供給すること）の利用は、カーボンニュートラルだと考えられ、二酸化炭素の発生と固定を平衡し、地球上の二酸化炭素を一定量に保つことができる。また、二酸化炭素排出量を削減するための植林や再生可能エネルギーの導入など、人間活動による二酸化炭素の排出量を相殺できる取組もカーボンニュートラルとされる。
外来種 (外来生物)	・意図的、非意図的を問わず人為的に移動させられた、その生物が本来移動できる範囲（自然分布域）の外に生育または生息する生物種のこと。

用語名称	解説
環境基準	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、地下水汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。なお、これは行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。
環境マネジメントシステム	<ul style="list-style-type: none"> 企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境への負荷を低減していくための「方針・計画（Plan）」を立て、それを「実行（Do）」し、その達成度を「点検・評価（Check）」し、結果を基に「見直し・改善（Act）」するというPDCAサイクルを繰り返して行うことで、継続的に環境負荷の削減が図れるような組織体制にするための管理システム。 戸田市は、2019（平成31）年1月に環境マネジメントシステムにおけるIS014001の認証を非継続とし、独自に運用している。
緩和策	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出削減や森林等の吸収作用の対策を行うことで、地球温暖化の防止を図るための施策。もうひとつの施策「適応策」とは相互補完的なものとされる。
気候変動	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動適応法における気候変動は、主に人為的な地球温暖化によって起こる今後数十年～数百年の急激な気候変動を意味する。この気候変動は自然環境ばかりでなく、人間の暮らしや活動に深刻な影響を与えると予想されている。 気候変動に起因して、人の健康や生活環境の悪化、生物の多様性の低下、その他の生活・社会・経済・自然環境において生ずる影響を「気候変動影響」という。 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止・軽減、生活の安定、社会経済の健全な発展、自然環境の保全を図ることを「気候変動適応」という。
気候変動適応センター	<ul style="list-style-type: none"> その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響や気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析・提供や技術的助言を行う拠点（地域気候変動適応センター）。 戸田市は、2021（令和3）年4月に埼玉県が設置する「埼玉県気候変動適応センター」と共同して、「戸田市気候変動適応センター」を設置。 気候変動適応センターを県と共同で設置するメリットとして、県が有する気候変動に関する情報の提供を受けることにより、戸田市における気候変動適応がより推進されることが期待できる。なお、県が提供可能な気候変動や適応に関する情報等は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 熱中症に係る情報や対策に関する情報 暑さ対策やヒートアイランド対策に係る取組状況 ハザードマップについての情報 水質や大気などの環境調査に係るデータ
気候変動適応法	<ul style="list-style-type: none"> 国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として策定された法律。適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際展開等の4つの柱で成り立っており、それぞれの考え方や進め方が明記されている。2018（平成30）年6月13日に公布、12月1日に施行。

用語名称	解説			
気候変動に関する政府間パネル	<p>IPCC : Intergovernmental Panel on Climate Change (インターナショナル・パネル・オン・クライメート・チェンジ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により1988（昭和63）年に設置された。温暖化に関する科学的知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討し、報告書をまとめることで地球温暖化対策に必要な基礎的認識の形成に大きな役割を果たしている。 			
吸収源	<ul style="list-style-type: none"> 大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。 <table border="1"> <tr> <td>CO₂の固定化</td><td>大気中のCO₂を自然もしくは人工的に取り込んで、大気中に放出しない技術や取組の総称。自然による固定には光合成、人工的な固定は科学吸収や炭素固定などがある。</td></tr> </table>		CO ₂ の固定化	大気中のCO ₂ を自然もしくは人工的に取り込んで、大気中に放出しない技術や取組の総称。自然による固定には光合成、人工的な固定は科学吸収や炭素固定などがある。
CO ₂ の固定化	大気中のCO ₂ を自然もしくは人工的に取り込んで、大気中に放出しない技術や取組の総称。自然による固定には光合成、人工的な固定は科学吸収や炭素固定などがある。			
協働	<ul style="list-style-type: none"> 複数の主体が対等な関係に立ち、共通の目的のために連携・協力することを指し、パートナーシップともいう。認知を伴う相互自立、合意に基づく役割分担が必要となる。 			
グリーンインフラ	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・地域づくりを進める取組のこと。 			
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> 購入の必要性を十分に考慮して、品質や価格だけでなく環境のことを考え、できるだけ環境負荷の小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入すること。 			
クールシェア・クールオアシス	<ul style="list-style-type: none"> 暑さをしのげる涼しい空間のこと。 家庭では、複数のエアコン使用をやめなるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用して涼をシェアする、など1人あたりのエアコン使用を見直すことがクールシェアの考え方。 市では、賛同していただいている市内店舗、公共施設を、涼しさを共有する「クールシェアスポット」として協力をいただいている。 			
クールビズ (COOL BIZ)	<ul style="list-style-type: none"> 環境省が夏の地球温暖化対策として推奨している、過度な冷房に頼らず快適に過ごせる軽装や取組を促すライフスタイルのこと。室内にいる方の体調等を考慮しながら、無理のない範囲で冷やし過ぎないよう、室温を管理しつつ、冷房で使用するエネルギー節約の協力を求めている。 			
公民連携	<ul style="list-style-type: none"> 自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組みで、社会経済情勢の変化や住民の暮らし方の変化によるニーズの多様化に対応するためには自治体が民間事業者の知識や技術、資源を活用し、公共サービスを継続的に実施していくための手法。 本市では、民間企業等が持つ資源や特色、ノウハウ等をいかした提案を募集し、複雑化する行政課題や地域課題等を迅速かつ柔軟に解決するための窓口「とだラボ」を設置している。また、市民サービスのより一層の向上を目指し、様々な分野において、民間と市がそれぞれの特性や資源を生かし、協力し合う、包括連携協定の締結や公共施設等のネーミングライツに取り組んでいる。 			
ごみ屋敷	<ul style="list-style-type: none"> 生活に支障が出るほど大量のごみが積まれ、放置されている住宅。 			
コミュニティバス	<ul style="list-style-type: none"> 行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。 戸田市コミュニティバス toco（トコ）は、市内5循環（喜沢循環、川岸循環、西循環、南西循環、美笛循環）で運行している。 			

【さ】

用語名称	解説
埼玉版スーパー・シティプロジェクト	・市町村のコンパクト（必要な機能が集積しゆとりある魅力的な拠点を構築）、スマート（新たな技術の活用などによる先進的な共助の実現）、レジリエント（誰もが暮らし続けられる持続可能な地域を形成）の3つの要素を兼ね備えたまちづくりを県が支援するもの。
サーキュラーエコノミー	Circular Economy（サーキュラー・エコノミー） ・循環経済 ・従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の一方通行型（リニア）の経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済のこと。
災害廃棄物	・自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの。災害廃棄物を適正に処理することで、災害からの復旧・復興を後押しするとともに、市民が安心・安全に暮らすことができるまちづくりの実現を図る。
再生可能エネルギー	・エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをいう。
サステナブル・ファッショն	・衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。 ・大量生産・大量消費、大量廃棄により、製造にかかる資源やエネルギー使用の増加、ライフサイクルの短命化などから環境負荷が非常に大きい産業と指摘されるようになり、国際的な課題となっていることが背景にある。
指定暑熱避難施設	・クーリングシェルター ・熱中症による健康被害を防止するために、市区町村長が指定し、住民に開放される施設のこと。
循環型社会	・廃棄物の排出の未然防止、または発生量の最小化を目指し、日々の活動において再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑制することや、環境に排出される廃棄物の量を最小限とし、その質を環境に影響のないものへと変換していくシステムを持つ経済社会。
省エネルギー（省エネ）	・エネルギーの利用効率を上げる、効率のよい生産技術や商品を選択する、無駄にエネルギー消費をしている行為をやめるなどによって、同じ効用を得るために要するエネルギー消費量を減少させること。
浄化槽	・微生物の働きなどをを利用して汚水を浄化し、きれいな水にして放流するための施設。 ・浄化槽の使用開始後6～8ヶ月の間と、その後は1年に1回、都道府県知事が指定した検査機関の実施する法定検査を受けなければならないことが、浄化槽法で義務づけられている。
食品廃棄物	・食品の製造や調理過程で生じる加工残さや調理くず、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等のこと。
食品ロス	・本来食べられるのに捨てられてしまう食品。事業活動を伴って発生する事業系食品ロスと各家庭から発生する家庭系食品ロスに分けられる。
自立・分散型エネルギー	・地域における多様な供給源を活用して、エネルギーの地産地消を行うシステムのこと。遠隔地からのエネルギー供給に伴うリスクを低減することができる。66ページのTopic参照。

用語名称	解説
人感センサー	・人の存在を感じて作動する装置。自動ドア、自動照明、自動水栓、防犯設備などに使われている。
森林環境譲与税 (森林環境税)	・温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するもので、人材育成、木材利用、普及啓発などに活用するため、国から市町村と都道府県に譲与される。
生態系	・ある地域に生息する生物群集（植物、動物、微生物）とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境とを合わせた、ひとつの総合した系（システム）を指す。 ・地球全体もひとつの生態系とみなすことができ、そこに住む生物と環境が密接にバランスをとって生態系が成り立っている。
生物多様性	・生物の間にみられる変異性を総合的に指すことばで、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の3つのレベルの多様性により捉えられる。したがって、生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。 ・一般には、自然環境の豊かさを表すものとされる。
生物多様性国家戦略 2023-2030	・2023（令和5）年3月閣議決定。生物多様性条約第6条に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国的基本的な計画。2008（平成20）年に施行された生物多様性基本法第11条で国家戦略の策定が規定されており、同法に基づく国家戦略である。

【た】

用語名称	解説
代替フロン類	・オゾン層破壊への影響が大きい特定フロン類の代替品として開発された物質で、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）などを指す。オゾン層破壊効果はないが高い温室効果を有し、地球温暖化への影響は大きい。
脱炭素	・石油・石炭等の消費等に伴う二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの排出を大幅に削減していくことを低炭素という。脱炭素とは、低炭素をさらに推し進め、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくこと（カーボンニュートラル）により、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できるようしていくこと。 ・2016（平成28）年のパリ協定発効をきっかけに世界の潮流は、省エネルギーなどで温室効果ガスの排出を減らしていく「低炭素」から、排出そのものを実質ゼロにする「脱炭素」を目指す方向に転換した。なお、2023（令和5）年7月から9月にかけて内閣府が実施した「気候変動に関する世論調査」では、脱炭素社会の実現に向け、二酸化炭素などの排出削減に「取り組みたい」とした人は9割を超える、環境問題の重要性が広く共有されていることをうかがわせる結果が出ている。
地域資源	・自然環境のほか、人的・人文的なものも含めて、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉える考え方、もしくはそれらを意味する総称。
地域通貨戸田オール	・地域通貨とは、市町村や商店街など、限られた地域やコミュニティにおいて使用される通貨で、その地域における相互扶助の促進を目的としている。本市では、地域通貨として戸田オールがあり、市民を中心とした「地域通貨戸田オール運営委員会」により2003（平成15）年から管理・運営されている。ボランティア活動や地域貢献活動などでもらうことができ、加盟店での買い物で使うことができる。

用語名称	解説									
地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> 大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガス濃度の高まりによる、地表面の気温上昇のこと。18世紀半ばの産業革命の開始以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などによる、大気中の温室効果ガス濃度の急激な増加が原因と考えられている。 									
地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)	<ul style="list-style-type: none"> 地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化の防止に関し、国、地方自治体、事業主及び国民の責任を明確にし、地球温暖化対策を推進することにより、国民の健康と文化的生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的とした法律。1998(平成10)年10月9日公布、施行。 									
地産地消	<ul style="list-style-type: none"> 地域で生産したものをその地域で消費すること。地域経済の振興や、運送・供給に伴う環境負荷の低減などに寄与するとされる。 エネルギーについても、地域で必要とするエネルギーを太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用などによって地域で生み出すことをいう。 									
調節池	<ul style="list-style-type: none"> 治水対策の一環として、洪水、下水、雨水を一時的に貯留して、出水量が最大になるピーク時の流量を調節するための河川施設。 									
低炭素	<p>「脱炭素」を参照。</p>									
適応策	<ul style="list-style-type: none"> すでに起こりつつある地球温暖化がもたらす影響に対処するための施策。防災対策や熱中症対策、蚊等の節足動物を媒介した感染症への対策などがある。もうひとつの施策「緩和策」とは相互補完的なものとされる。 									
デコ活	<ul style="list-style-type: none"> 2050(令和32)年カーボンニュートラル及び2030(令和12)年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。 二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE) 脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた言葉。 									
テレワーク	<ul style="list-style-type: none"> Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。 									
電動車	<ul style="list-style-type: none"> 電気を動力源として使う自動車のこと。 従来のガソリンエンジンやディーゼルエンジンを動力とする自動車に対して、大気汚染物質の排出が少ない、燃費性能が優れ二酸化炭素の排出が少なく、環境性能が高い。 主な種類は次のとおり。 <table border="1"> <tr> <td>燃料電池自動車(FCV)</td><td>Fuel Cell Vehicle(フューエル・セル・ヴィークル) 車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その発電でモーターを回転させて走る自動車。</td></tr> <tr> <td>電気自動車(EV)</td><td>Electric Vehicle(エレクトリック・ヴィークル) バッテリー(蓄電池)に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。</td></tr> <tr> <td>ハイブリッド自動車(HV)</td><td>Hybrid Vehicle(ハイブリッド・ヴィークル) エンジンと電気モーターを組み合わせて動力とする自動車。エンジンを発電専用とするもの(シリーズ式)もある。</td></tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車(PHV)</td><td>Plug-in Hybrid Vehicle(プラグイン・ハイブリッド・ヴィークル) HVに、外部電源から充電できる機能を持たせた自動車。</td></tr> </table>		燃料電池自動車(FCV)	Fuel Cell Vehicle(フューエル・セル・ヴィークル) 車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その発電でモーターを回転させて走る自動車。	電気自動車(EV)	Electric Vehicle(エレクトリック・ヴィークル) バッテリー(蓄電池)に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。	ハイブリッド自動車(HV)	Hybrid Vehicle(ハイブリッド・ヴィークル) エンジンと電気モーターを組み合わせて動力とする自動車。エンジンを発電専用とするもの(シリーズ式)もある。	プラグインハイブリッド自動車(PHV)	Plug-in Hybrid Vehicle(プラグイン・ハイブリッド・ヴィークル) HVに、外部電源から充電できる機能を持たせた自動車。
燃料電池自動車(FCV)	Fuel Cell Vehicle(フューエル・セル・ヴィークル) 車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その発電でモーターを回転させて走る自動車。									
電気自動車(EV)	Electric Vehicle(エレクトリック・ヴィークル) バッテリー(蓄電池)に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。									
ハイブリッド自動車(HV)	Hybrid Vehicle(ハイブリッド・ヴィークル) エンジンと電気モーターを組み合わせて動力とする自動車。エンジンを発電専用とするもの(シリーズ式)もある。									
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	Plug-in Hybrid Vehicle(プラグイン・ハイブリッド・ヴィークル) HVに、外部電源から充電できる機能を持たせた自動車。									

用語名称	解説
電力排出係数	・電気事業者が販売した電力を発電するためにどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標のこと。
動物の愛護	・動物の愛護及び管理に関する法律では、次の2点を基本原則としている。 ①動物をみだりに殺傷したり、苦しめることがないようにするだけでなく、人と動物が共生していくように、動物の習性をよく知り、適正に取り扱うようにしなければならない。 ②動物を取り扱う場合には、動物の種類や健康状態等に合わせて適切に餌や水を与え、必要な健康管理を行い、動物の種類や習性等に応じた環境を確保しなければならない。
特定外来生物	・外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されている。 ・指定された生物の取り扱いについては、輸入、放出、飼養等、譲渡し等の禁止といった厳しい規制がかかる。
都市熱	・本計画では「建物の増加やアスファルト等の人工被覆の増加による蓄熱効果の高まりや、事業所やビル、住宅などの空調設備、燃焼機器や自動車など人間活動により排出される人工的な排熱など、ヒートアイランド現象の要因となる都市部から放出される熱」のことを指す。都市部の緑化を促進することで、植物の蒸散作用や緑陰効果により周囲の温度上昇の抑制が期待できる。
戸田市ハザードブック	・市内の洪水や地震による災害の被害予測、危険度や防災情報を1冊にまとめたもの。起こり得る災害被害の予測を地図上に色分けし、避難の時期や方法、避難所の位置、地域の取組、災害時要援護者避難支援制度の紹介等、災害時に必要な情報を伝えている。
戸田市推奨ごみ袋	・ごみ袋の焼却時に排出される温室効果ガスの低減や、ごみ集積所の景観改善・環境衛生の向上を図るため導入されたごみ袋のこと。

【な】

用語名称	解説
内水氾濫	・市街地などに短時間で局地的な大雨が降ることで、下水道や排水路が水をさばききれなくなり、溢れだした雨水が建物や土地、道路などを水浸しにすること。
ネイチャーポジティブ	・自然復興 ・自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることと定義されている。
熱帯夜	・夕方から翌日の朝までの最低気温が25℃以上になる夜。
熱中症	・体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温の調整機能が効かなくなった結果、発生する病状の総称。高温多湿な環境下で起こることが多く、乳幼児や高齢者は特に熱中症を起こしやすいと言われている。めまい、頭痛、体温の上昇、けいれんなどが代表的な症状であり、軽い症状で済む場合もあれば命に係わる重篤なケースまで様々である。熱中症は予防が可能であり、発症しても適切な応急処置を行うことにより重症化を回避することができる。
燃料電池	・水素と酸素の化学反応（水の電気分解の逆反応）により、電力と熱を発生させる技術。発電時の環境負荷が極めて小さい一方で、燃料となる水素の製造と供給・運搬の部分が課題となっている。

【は】

用語名称	解説
バイオプラスチック	「プラスチック」を参照。
ヒートアイランド現象	・都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、建物の密集による風通しの悪化、空調などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。
フェーン現象	・湿潤な空気が山を越えて反対側に吹き下りたときに、風下側で吹く乾燥した高温の風のことを「フェーン」と言い、そのために付近の気温が上昇することを「フェーン現象」と呼ぶ。
フードドライブ	・家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。
フードバンク	・安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。
フードマイレージ	・農産物の輸送による環境負荷を数値化するために考えられた指標のこと。農産物の輸送量に輸送距離を乗じて算出される。この指標を活用することで、なるべく身近なところで食べるといった、環境負荷の小さな食品を選択する取組につなげることができる。
不法投棄	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条に違反して、決められた場所や方法以外でごみを捨てること。 ・意図的に不法投棄を行う者(確信犯)が大半で、良好な生活環境の維持・向上に向けて、不法投棄対策を講じていく必要がある。
プラスチック	・熱や圧力を加えることにより成形加工のできる、高分子物質のことで、天然樹脂（松脂、漆等）と合成樹脂があるが、通常は石油・石炭・天然ガスを原料とする合成樹脂のことを指す。効率よく大量に製品を作ることができ、軽量で強く耐久性に富むなどの特徴から様々な用途に使われている。多くの種類があり、身近にあるポリ袋、ビニール、ペット、塩ビ、アクリル、エポキシ、メラミン、シリコン、ウレタンなどは、それぞれ種類が異なるプラスチック製品である。また、これらに対し、微生物によって分解される「生分解性プラスチック」とバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラスチック」があり、バイオプラスチックとは、生分解性プラスチックとバイオマスプラスチックとの総称である。
	バイオプラスチック 「プラスチック」を参照。
	生分解性プラスチック 通常のプラスチックと同様に使うことができ、使用後は自然界に存在する微生物の動きで、最終的に水と二酸化炭素に分解され自然界へと循環するプラスチック。
	バイオマスプラスチック 原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材。

用語名称	解説
プラスチック資源循環の促進等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置が盛り込まれている。 プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっていることが背景にある。 2021（令和3）年6月11日公布、2022（令和4）年4月1日施行。
プラスチック・スマート（アクション）	<ul style="list-style-type: none"> プラスチックの正しい処理やりサイクル方法を広め、バイオマスプラスチックや代替素材などを理解しながら、プラスチックと賢く付き合っていくための取組のこと。
フロン類	<ul style="list-style-type: none"> クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の3種類がフロン類として法に規定されている。冷凍空調機器の冷媒等に幅広く使用されているが、CO₂の数百から1万倍超の温室効果がある。また、CFC及びHCFCはオゾン層破壊物質でもある。
ペットの糞	<ul style="list-style-type: none"> 犬や猫などのペットの糞の始末は、飼い主が適正に処理しなければならない。 犬の糞害対策には「イエローチョーク作戦」が効果的である。イエローチョーク作戦とは、路上等に放置される犬の糞を減らす方法として、糞の周囲を黄色のチョークで囲むことで、飼い主に警告する取組である。
包括連携協定	「公民連携」を参照
防災士	<ul style="list-style-type: none"> 日本防災士機構による民間資格。自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人をいう。
放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> 放射線を発する物質のこと。放射線にはアルファ線（α線）、ベータ線（β線）、ガンマ線（γ線）等がある。
保存樹木	<ul style="list-style-type: none"> 良好な自然環境を保全するため、戸田市緑化推進条例に基づき、所有者と協議の上、指定する樹林等。良好な自然環境を保全するため特に必要があると認める、面積300m²以上の樹林、高さが8m以上または1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上、枝幅が1.5m以上の樹木、枝葉の面積が20m²以上の攀登性樹木、道路に直接沿う部分の長さが20m以上高さ1m以上の生垣を指定。

【ま】

用語名称	解説
真夏日	<ul style="list-style-type: none"> 最高気温が30℃以上の日。
水循環	<ul style="list-style-type: none"> 海水や地表面の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となって海に至る水の循環。
緑のカーテン	<ul style="list-style-type: none"> ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法のこと。
緑のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には、野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワーク化された森林や緑地などの空間を言い、緑の回廊、生態系ネットワークなどとも言われている。
猛暑日	<ul style="list-style-type: none"> 最高気温が35℃以上の日。

【ら】

用語名称	解 説
ライフスタイル	・生活様式。時代や社会風俗により変化する。
リスク	・将来のいつかに起こるであろう不確かな事象とその影響のこと。日本語では危険や危機という使われ方が多いが、本来は予想したとおりにうまくいかない可能性（不確実性）、事前に想定できる好ましくないことを意味する。 ・地球温暖化による環境への影響、化学物質による健康や生態系への影響など、環境問題の多くは科学的な不確実性を内包している。一度問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす可能性がある。このため、このような環境影響が懸念される問題については、科学的に不確実であることを理由に対策を遅らせず、知見の充実に努めながら、予防的な対策を講じるという考え方に基づいて取り組んでいく必要がある。
リモートワーク	・Remote（遠隔）と Work（働く）を組み合わせた造語。オフィスから離れた遠隔地で働く勤務形態。
緑被率	・市の農用地、森林、原野、都市公園の占める割合のこと。

【わ】

用語名称	解 説								
蕨戸田衛生センター	<p>・蕨市と戸田市による一部事務組合である蕨戸田衛生センター組合が運営する施設。施設の概要は次表のとおり。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設</td><td>家庭から収集されたごみを処理する。焼却炉には流動床式を採用。</td></tr> <tr> <td>し尿処理施設</td><td>浄化槽や汲み取り式の家庭から収集されたし尿を処理。</td></tr> <tr> <td>リサイクルプラザ</td><td>回収された資源物の中間処理を行う。啓発設備を備える。</td></tr> <tr> <td>リサイクルフラワーセンター</td><td>家庭の生ごみを堆肥化し、花を生産する。ごみ減量、雇用創出に貢献している。</td></tr> </tbody> </table>	ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設	家庭から収集されたごみを処理する。焼却炉には流動床式を採用。	し尿処理施設	浄化槽や汲み取り式の家庭から収集されたし尿を処理。	リサイクルプラザ	回収された資源物の中間処理を行う。啓発設備を備える。	リサイクルフラワーセンター	家庭の生ごみを堆肥化し、花を生産する。ごみ減量、雇用創出に貢献している。
ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設	家庭から収集されたごみを処理する。焼却炉には流動床式を採用。								
し尿処理施設	浄化槽や汲み取り式の家庭から収集されたし尿を処理。								
リサイクルプラザ	回収された資源物の中間処理を行う。啓発設備を備える。								
リサイクルフラワーセンター	家庭の生ごみを堆肥化し、花を生産する。ごみ減量、雇用創出に貢献している。								

令和8（2026）年1月 一部改訂

編集・発行
戸田市環境経済部環境課
〒335-8588
埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
電話 048-441-1800



戸田市

